1　組 合 通 史

はじめに

福島県市町村総合事務組合は、昭和54年4月発足以来、令和6年に45周年を迎えました。

昭和 54 年以前は、福島県町村職員退職手当組合、福島県消防補償等組合、福島県消防賞じゅつ金組合、福島県市町村非常勤職員公務災害補償組合の各組合が独自に管理者または組合長及び議員を置き、別々に運営されていたため非効率となっていました。

全国的にもこのような状況が見られたことから、昭和49年には地方自治法の一部改正が行なわれ、複合的一部事務組合に関する規程が定められました。

福島県においても事務処理の一元化を進めることとしましたが、旧福島県町村職員退職手当支給組合が、昭和35年に県議会の議決によって設立されたことから、この組合を母体として福島県市町村総合事務組合に名称変更し、そのほかの組合を吸収合併する形で発足しました。

その後、昭和58年には新しい自治会館が建設され、市町村関係分を管理することとなったことから自治会館の事務が加わり、現在に至っています。

ここに、それぞれの組合の沿革と45年を振り返ってみます。

退職手当関係

昭和35年、県議会の議決を得て、福島県町村職員退職手当支給組合は設立されましたが、当時は日本経済が再建途上にあって、義務教育施設の整備や社会福祉の向上など多くの重要施策に追われ、市町村の財政は容易ならざる状況にありました。

このため職員の給与も非常に低く、退職手当についても町村によって大きな開きがあり、退職者が多い場合は事業にしわ寄せがおき、財政の厳しい町村では退職手当がなかなか支給できないなどの状態にありました。

こうした状況下にあって、職員の退職手当制度を確立することは、行政の第一線に立つ地方公務員の人事管理上重要なことであるとして、相互扶助の精神に基づき一部事務組合での処理を進める方法が全国的に盛り上がり、組合の設立となりました。

退職手当の支給状況をみると、昭和54年度には退職者419人に対し、2,999,537千円が支払われていますが、団塊の世代のピーク時の平成20年度には、612人に対し、12,017,623千円が支払われ、昭和54年度に比較し、ピーク時には4倍の支払額となっています。

また、負担金の額についても昭和54年度には2,609,000千円であったものが、ピーク時の平成14年度の負担金額は10,761,422千円で、昭和54年度と比較し、ピーク時には4.1倍と大きな伸びとなっています。

支給率については、昭和57年から4年間に国家公務員の支給率に準じて、割増、加算割合を減ずる改正があり、昭和61年からは定年制施行に伴い最高支給率が62.7となり、平成15年には段階的に60.99、59.28に引き下げられ、更に平成25年から3年をかけ49.59までに、平成30年には47.709までに引き下げられております。

また、平成18年には、退職手当計算方法の抜本的な改正が行われ、退職手当は、退職時給料月額×退職事由に応じた支給率＋加算額に改められました。この加算額は、在職期間中の貢献度をより的確に反映し、職務の級等が高い方から60月分を加算するものであります。

その他、支給制限等については、平成23年の改正により退職手当の一部支給が可能となり、また、退職職員又は遺族からの返納、加えて相続人からの退職手当相当額の納付等の規定が設けられました。

公務員に対する退職手当制度に対しては、社会の厳しい監視が向けられており、退職手当をめぐる多くの問題に十分な配慮が必要となっております。

消防補償・消防賞じゅつ金関係

昭和25年に地方公務員法が制定され、消防団員、水防団員は特別職の地方公務員として位置づけされましたが、公務災害の問題は適用されず、市町村の条例に委ねられることとなりました。

しかし、個々の市町村においては準則による指導はあったものの、場合によっては、負担しきれない資金が必要となることも予測され、より一層の重大な問題を加えることとなりました。

このため、相互保険の考え方を導入し、災害補償を複数の市町村が共同して行う必要があるという考え方から、一部事務組合設立の気運が高まり県全体の市町村が参加し、昭和27年7月福島県非常勤消防団員公務災害補償組合が設立されました。

当時の災害補償条例の内容は、労働基準法の規定による補償内容と同様であり、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償及び打切補償の6種類であり、その療養補償の範囲、各補償の給付率（休業補償は平均給与額の100分の60・遺族補償は平均給与額の1,000日分）等となっていました。

昭和31年には、全国組織である消防団員等公務災害補償等共済基金が設立され、本県では昭和33年に加入し補償の充実と安定を図りました。

当時においても消防団員減少と、その確保対策が需要な課題でしたが、団員に対する処遇改善を図るため、昭和39年に消防団員退職報償金制度が創設されました。

制度のスタート時は、勤続年数15年以上で退職した場合、最低30千円から70千円を退職報償金として支払うこととしましたが、その結果予想より多くの団員が退職し、資金に多くの不足を生じたのもこのころでした。

昭和41年4月1日からは、災害補償の体系が一時金中心から年金中心に改善され、障害補償は障害補償年金と障害補償一時金、遺族補償は遺族補償年金と遺族補償一時金となりました。

昭和47年には、これらの補償とは別に公務災害を受けた消防団員に対して、消防基金が直接支払う福祉施設（現福祉事業）を実施し、制度はほぼ確立されました。

昭和54年には、総合事務組合として、改めて市町村消防団員等公務災害補償条例・退職報償金支給条例が制定され、退職報償金については、最低勤務5年以上から5年刻みで5段階に区分され、最低40千円から最高500千円とされました。その後、平成元年には分団長・副分団長の区分が分離され6段階となりました。また、休業補償の基礎となる補償基礎額及び退職報償金は、公務員のベースアップに伴い、随時改正され、退職報償金は平成26年に最低200千円から最高979千円に改められています。

賞じゅつ金制度は、火災等の災害に対し危険を顧みず身を挺し活動した消防吏員及び消防団員が死亡や障害の状態になったときその労に報いるため一時金が支給されます。

地域住民の生命と財産を守るため、火災予防、鎮圧、地震、風水害に至るまで動員される消防団員の存在はなくてはならないものであり、平成23年3月11日発生の東日本大震災においては、多数の消防団員が住民の生命を守るため殉職されております。

公務災害補償を行ううえで充分すぎる補償はないと思われますが、公務災害を防止することは地域の

安定と団員等の幸せに結びつくものであり、災害防止について一層の努力が必要と思われます。

非常勤職員公務災害関係

議会の議員その他非常勤の職員に係る公務災害補償については、昭和 42 年 12 月に地方公務員災害補償法が施行され、第 69 条の規定によりそれぞれの市町村で条例を定めて補償を行っておりました。

しかし、負傷者が多数の場合の財政危機分散や市町村間の均衡のとれた支給及び迅速なる支給を行うことについて、昭和 52 年より町村会等で、一部事務組合の設立準備が進められました。

昭和 53 年 4 月には、福島県市町村非常勤職員公務災害補償組合が 6 市 80 町村の加入で設立、昭和 54 年には、総合事務組合条例として新規制定し、構成団体に一部事務組合も加え再スタートをしました。

この公務災害については、労働者災害補償保険法の適用を受ける者を除く非常勤職員と議会議員が対象とされており、現在は最低 5 千円から最高 44 千円の基礎額で補償を行っています。

昭和 62 年からは、障害、遺族年金等について各年齢層に最低、最高限度をもうけました。

また、昭和 56 年から非常勤職員各職種別による定額制の補償基礎額を、各団体で報酬額等に見合う額を選択してもらうという方法に改め、現在に至っています。

近年は、災害発生件数が多く、また被災職員の高齢化が進み、療養費も増加傾向にあります。構成団体と連携し、公務災害防止に取り組む努力が必要と思われます。

自治会館管理関係

福島県自治会館は、建物面積が 13,234.48 ㎡で、福島県と福島県市町村総合事務組合がそれぞれ所有しており、当組合は、昭和 58 年 5 月 31 日に 2 階部分 1,226.97 ㎡を取得しています。

自治会館 2 階に入居している団体は、福島県市長会、福島県町村会、福島県町村議会議長会、福島県後期高齢者医療広域連合及び当組合と市町村関係団体となっております。

また、管理は、福島県が行っており、2 階部分に係る経費については、各団体が負担していましたが、平成 19 年度から公益財団法人福島県市町村振興協会が負担しているところです。

2　組　合　年　表

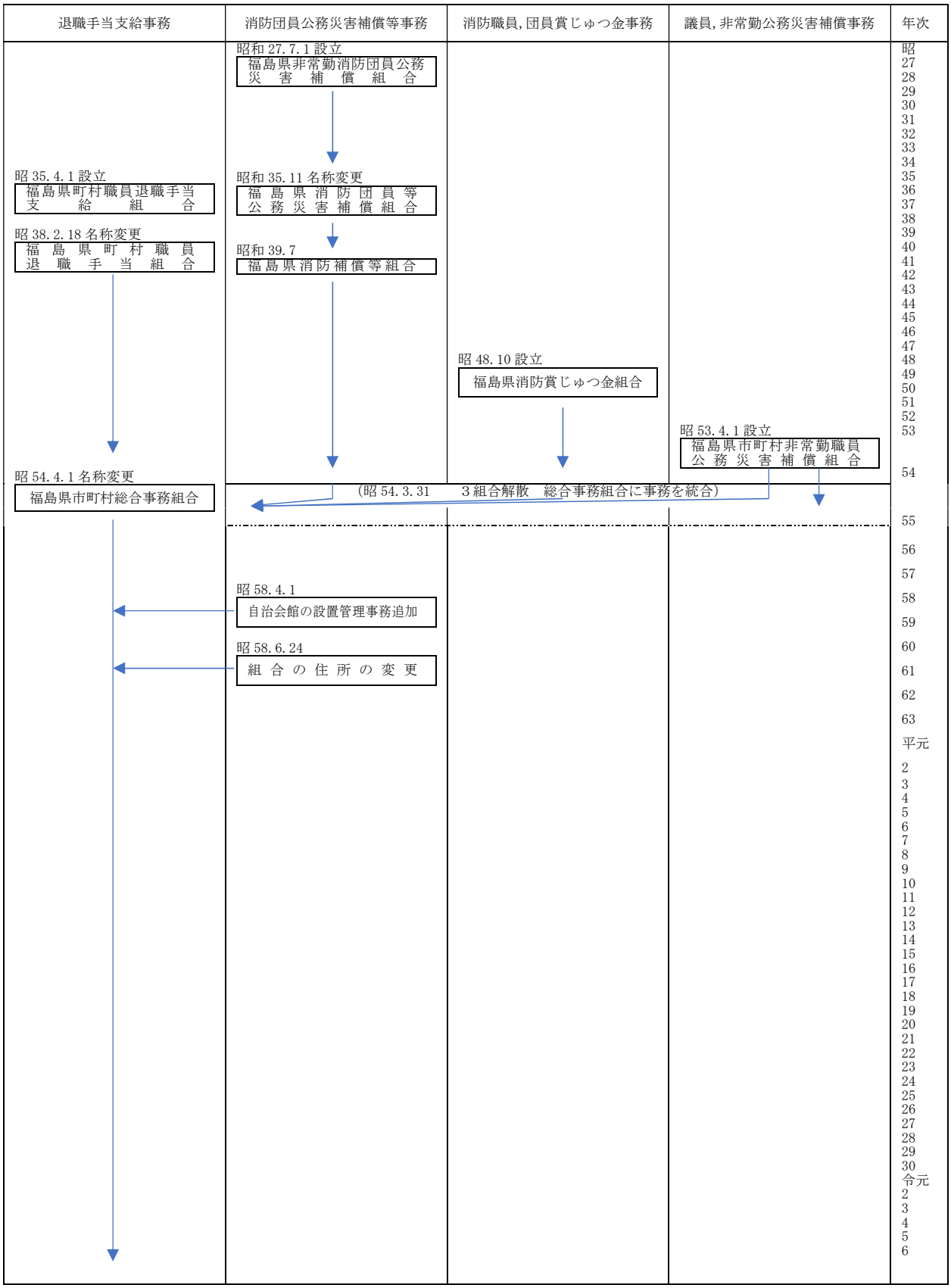
退職手当支給事務
消防団員公務災害補償等事務
消防職員，団員賞じゅつ金事務
議員，非常勤公務災害補償事務
年次
昭和 27. 7. 1 設立
福島県非常勤消防団員公務災害補償組合
昭 35. 4. 1 設立
福島県町村職員退職手当支給組合
昭和 35. 11 名称変更
福島県消防団員等公務災害補償組合
昭 38. 2. 18 名称変更
福島県町村職員退職手当組合
昭和 39. 7
福島県消防補償等組合
昭 48. 10 設立
福島県消防賞じゅつ金組合
昭 53. 4. 1 設立
福島県市町村非常勤職員公務災害補償組合
昭 54. 4. 1 名称変更
福島県市町村総合事務組合
（昭 54. 3. 31　3 組合解散　総合事務組合に事務を統合）
昭 58. 4. 1
自治会館の設置管理事務追加
昭 58. 6. 24
組合の住所の変更
昭 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 平元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 令元 2 3 4 5 6

3　組合設立許可関係

35　地　第　492 号
昭和 35 年 4 月 13 日

福島県町村会長　殿

福島県総務部長　印

福島県町村職員退職手当支給組合について

このことについて地方自治法第 284 条第 4 項及び地方自治法施行令第 211 条第 2 項の規程により、別紙のとおり設立されたからお知らせする。

写

地方自治法第 284 条第 4 項及び地方自治法施行令第 211 条第 2 項の規程により、県議会に諮って福島県町村職員退職手当支給組合規約を次のとおり定め福島県町村職員退職手当支給組合を設けた。

昭和 35 年 4 月 1 日

福島県知事　佐　藤　善一郎

（規約略）

諮問第 1 号

福島県町村職員退職手当支給組合規約を定めることについて

福島県町村職員退職手当支給組合規約を別紙のとおり定めることについて、県議会の意見を求める。

昭和 35 年 3 月 22 日提出

福島県知事　佐　藤　善一郎

54 福退発第 171 号
昭和 54 年 2 月 9 日

福島県知事　松　平　勇　雄　殿

福島県町村職員退職手当組合
組合長　石　田　卯子八

組合規約の変更に関する許可申請について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 285 条の規定により、福島県消防補償等組合、福島県消防賞じゅつ金組合及び福島県市町村非常勤職員公務災害補償組合の事務を統合し、昭和 54 年 4 月 1 日から福島県市町村総合事務組合を組織するため、福島県町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更しましたので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 214 条第 1 項の規定により許可下さるよう関係書類を添えて申請いたします。

別紙

福島県市町村総合事務組合規約

福島県町村職員退職手当組合規約（昭和 35 年福島県町村職員退職手当組合規約第 1 号）の全部を改正する。

（以下規約内容は省略）

福島県指令地第 88 号

福島県町村職員退職手当組合

昭和 54 年 2 月 9 日付福退発第 171 号で申請のあった福島県町村職員退職手当組合規約の変更については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 212 条第 1 項、第 213 条第 1 項及び第 214 条第 1 項の規定により許可します。

昭和 54 年 2 月 23 日

福島県知事　松　平　勇　雄　印

4　組合規約の改正

<table>
<tr><th>公布年月日
（許可年月日）</th><th>番　　号
（許可番号）</th><th>改　　正　　内　　容</th></tr>
<tr><td>昭和 54 年 3 月 10 日
（昭和 54 年 2 月 23 日）</td><td>昭和 54 年規約第 1 号
（福島県指令地第 88 号）</td><td>退職手当組合規約の全面改正により総合事務組合に組合名称を改める。
共同処理事務及び構成団体数
（右表のとおり）
<table>
<tr><th rowspan="2">共同処理事務</th><th colspan="4">構成団体</th></tr>
<tr><th>市</th><th>町村</th><th>一部事務組合</th><th>計</th></tr>
<tr><td>退職手当</td><td></td><td>80</td><td>33</td><td>113</td></tr>
<tr><td>消防補償</td><td>10</td><td>80</td><td></td><td>90</td></tr>
<tr><td>消防賞じゅつ金</td><td>7</td><td>80</td><td>9</td><td>96</td></tr>
<tr><td>非常勤職員公務災害補償</td><td>7</td><td>80</td><td>50</td><td>137</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>昭和 54 年 4 月 14 日
（昭和 54 年 4 月 14 日）</td><td>昭和 54 年規約第 2 号
（福島県指令地第 286 号）</td><td>別表の一部改正（名称変更）…須賀川地方衛生処理組合 ⇒ 須賀川地方保健環境組合</td></tr>
<tr><td>昭和 55 年 2 月 1 日
（昭和 55 年 2 月 1 日）</td><td>昭和 55 年規約第 1 号
（福島県指令地第 70 号）</td><td>別表の一部改正（適用条項改正、名称変更）
（適用条項改正）…別表第 2 の 2 の欄中「第 36 条の 2」⇒「第 36 条の 3」
（消防法の一部改正による）
（名称変更）…保原町外三町火葬場組合 ⇒ 保原町外三町斎場組合</td></tr>
<tr><td>昭和 55 年 6 月 19 日
（昭和 55 年 6 月 19 日）</td><td>昭和 55 年規約第 2 号
（福島県指令地第 434 号）</td><td>別表の一部改正（脱退）…南郷村外四箇村隔離病舎組合（非常勤）</td></tr>
<tr><td>昭和 56 年 4 月 1 日
（昭和 56 年 4 月 1 日）</td><td>昭和 56 年規約第 1 号
（福島県指令地第 280 号）</td><td>別表の一部改正（加入、共同処理事務追加）
（加入）…福島市（非常勤）
（共同処理事務追加）…自治会館の設置管理事務（90 市町村加入）</td></tr>
<tr><td>昭和 56 年 6 月 22 日
（昭和 56 年 6 月 22 日）</td><td>昭和 56 年規約第 2 号
（福島県指令地第 547 号）</td><td>別表の一部改正（脱退）…安達地方衛生処理組合（退職、非常勤）</td></tr>
<tr><td>昭和 57 年 6 月 11 日
（昭和 57 年 6 月 11 日）</td><td>昭和 57 年規約第 1 号
（福島県指令地第 475 号）</td><td>別表の一部改正（名称変更）…三春方部町村立隔離病舎組合 ⇒ 田村地方隔離病舎組合</td></tr>
<tr><td>昭和 58 年 3 月 9 日
（昭和 58 年 3 月 9 日）</td><td>昭和 58 年規約第 1 号
（福島県指令地第 170 号）</td><td>別表の一部改正（脱退）…
（解散）新甲子国民宿舎経営組合（非常勤）
白河地方隔離病舎組合（非常勤）
↓
（統合）西白河地方衛生処理一部事務組合</td></tr>
<tr><td>昭和 58 年 6 月 24 日
（昭和 58 年 6 月 24 日）</td><td>昭和 58 年規約第 2 号
（福島県指令地第 502 号）</td><td>総合事務組合の住所の変更
福島市杉妻町 2 番 3 号 ⇒ 福島市中町 8 番 2 号</td></tr>
<tr><td>昭和 58 年 10 月 27 日
（昭和 58 年 10 月 27 日）</td><td>昭和 58 年規約第 3 号
（福島県指令地第 861 号）</td><td>別表の一部改正（脱退）…
（解散）富岡町外四町村衛生処理組合（退職、非常勤）
浪江町双葉町衛生組合（退職、非常勤）
双葉地方環境衛生組合（退職、非常勤）
大熊町外四ケ町村伝染病舎組合（非常勤）
葛尾村浪江町双葉町隔離病舎組合（非常勤）
↓
（統合）双葉地方広域市町村圏組合</td></tr>
<tr><td>昭和 59 年 3 月 8 日
（昭和 59 年 3 月 8 日）</td><td>昭和 59 年規約第 1 号
（福島県指令地第 194 号）</td><td>別表の一部改正（加入、脱退）
（加入）…郡山地方広域市町村圏組合（非常勤）
（脱退）…西郷白河観光一部事務組合（非常勤）</td></tr>
<tr><td>昭和 59 年 7 月 31 日
（昭和 59 年 7 月 27 日）</td><td>昭和 59 年規約第 2 号
（福島県指令地第 664 号）</td><td>別表の一部改正（脱退）…阿武隈高原牧場運営組合（退職、非常勤）</td></tr>
<tr><td>昭和 60 年 6 月 24 日
（昭和 60 年 6 月 24 日）</td><td>昭和 60 年規約第 1 号
（福島県指令地第 608 号）</td><td>別表の一部改正（脱退）…達南地区隔離病舎組合（非常勤）
塙町伝染病隔離病舎組合（非常勤）</td></tr>
<tr><td>昭和 60 年 12 月 13 日
（昭和 60 年 12 月 9 日）</td><td>昭和 60 年規約第 2 号
（福島県指令地第 1155 号）</td><td>別表の一部改正（加入）…喜多方地方水道用水供給企業団
（退職、非常勤）</td></tr>
<tr><td>昭和 61 年 9 月 9 日</td><td>昭和 61 年規約第 1 号</td><td>別表の一部改正（加入）…福島地方水道用水供給企業団（非常勤）</td></tr>
</table>

公布年月日 （許可年月日）	番　　号 （許可番号）	改　正　内　容
（昭和 61 年 9 月 9 日）	（福島県指令地第 812 号）	会津若松地方水道用水供給企業団（退職）
昭和 62 年 2 月 4 日 （昭和 62 年 1 月 29 日）	昭和 62 年規約第 1 号 （福島県指令地第 67 号）	別表の一部改正（加入）…郡山地方広域消防組合（非常勤）
昭和 62 年 9 月 27 日 （昭和 62 年 9 月 25 日）	昭和 62 年規約第 2 号 （福島県指令地第 767 号）	別表の一部改正（加入）…磐梯町外一市二町一ケ村組合（非常勤）
昭和 63 年 8 月 27 日 （昭和 63 年 8 月 27 日）	昭和 63 年規約第 1 号 （福島県指令地第 740 号）	別表の一部改正（加入、脱退） （加入）…白河地方水道用水供給企業団（非常勤） （脱退）…東村中島村及び泉崎村母子健康センター運営事務組合（非常勤） 田村地方隔離病舎組合（非常勤）
平成 2 年 8 月 29 日 （平成 2 年 8 月 28 日）	平成 2 年規約第 1 号 （福島県指令地第 757 号）	別表の一部改正（脱退）…両沼西部家畜人工授精所運営組合（退職、非常勤）
平成 2 年 9 月 14 日 （平成 2 年 9 月 14 日）	平成 2 年規約第 2 号 （福島県指令地第 809 号）	別表の一部改正（加入）…田村東部環境衛生組合（退職、非常勤）
平成 3 年 7 月 18 日 （平成 3 年 7 月 18 日）	平成 3 年規約第 1 号 （福島県指令地第 620 号）	別表の一部改正（加入）…双葉地方広域水道供給企業団（退職、非常勤）
平成 3 年 9 月 9 日 （平成 3 年 9 月 9 日）	平成 3 年規約第 2 号 （福島県指令地第 790 号）	別表の一部改正（条文改正、加入） （条文改正）…別表第一 ⇒ 別表第一（第 2 条関係） 別表第二 ⇒ 別表第二（第 3 条、第 8 条関係） （加入）…白河地方水道用水供給企業団（退職）
平成 6 年 3 月 28 日 （平成 6 年 3 月 28 日）	平成 6 年規約第 1 号 （福島県指令地第 241 号）	別表の一部改正（加入）…相馬地方広域水道企業団（退職、非常勤） 郡山地方広域消防組合（消防賞じゅつ金）
平成 7 年 1 月 30 日 （平成 7 年 1 月 27 日）	平成 7 年規約第 1 号 （福島県指令北振第 40 号）	別表の一部改正（加入）…福島地方広域行政事務組合（非常勤）
平成 7 年 5 月 9 日 （平成 7 年 4 月 25 日）	平成 7 年規約第 2 号 （福島県指令北振第 275 号）	別表の一部改正（名称変更）…東白川地方町村衛生処理組合 ⇒ 東白衛生組合
平成 8 年 7 月 29 日 （平成 8 年 7 月 29 日）	平成 8 年規約第 1 号 （福島県指令市町村第 730 号）	別表の一部改正（脱退）…古殿町・石川町砕石事業組合（退職、非常勤）
平成 9 年 2 月 13 日 （平成 9 年 2 月 5 日）	平成 9 年規約第 1 号 （福島県指令市町村第 78 号）	別表の一部改正（加入）…県中地域水道用水供給企業団（退職、非常勤）
平成 12 年 4 月 10 日 （平成 12 年 3 月 31 日）	平成 12 年規約第 1 号 （福島県指令市町村第 273 号）	別表の一部改正（脱退、加入、名称変更） （脱退）…福島地方広域市町村圏養護老人ホーム組合（退職、非常勤） （加入）…福島地方広域行政事務組合（退職） （名称変更）…双葉地方広域水道供給企業団 ⇒ 双葉地方水道企業団
平成 14 年 3 月 22 日 （平成 14 年 3 月 8 日）	平成 14 年規約第 1 号 （福島県指令市町村第 185 号）	別表の一部改正（脱退、名称変更） （脱退）…東白川地方畜産振興施設運営組合（退職、非常勤） 田村東部環境衛生組合（退職、非常勤） 福島県田村郡三春町船引町学校組合（非常勤） （名称変更）…田村地方町村衛生処理組合 ⇒ 田村広域行政組合
（平成 16 年 11 月 1 日）	（福島県指令市町村第 811 号）	別表の一部改正（脱退）…北会津村（会津若松市に編入）
（平成 17 年 8 月 2 日）	（福島県指令市町村第 468 号）	別表の一部改正（脱退、加入） （脱退）…滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町（合併） （加入）…田村市

公布年月日 （許可年月日）	番　　号 （許可番号）	改　正　内　容
		（脱退）…長沼町、岩瀬村（須賀川市と合併）
（平成 17 年 10 月 20 日）	（福島県指令市町村 第 712 号）	別表の一部改正（適用条項改正）…別表第 2 の 2 の欄中 「第 34 条」 ⇒ 「第 45 条」 （水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正による）
（平成 17 年 10 月 25 日）	（福島県指令市町村 第 750 号）	別表の一部改正（脱退、加入） （脱退）…会津高田町、会津本郷町、新鶴村（合併） （加入）…会津美里町
（平成 17 年 11 月 9 日）	（福島県指令市町村 第 801 号）	別表の一部改正（脱退）…河東町（会津若松市に編入）
（平成 17 年 11 月 16 日）	（福島県指令市町村 第 821 号）	別表の一部改正（脱退、加入） （脱退）…白河市、表郷村、大信村、東村（合併） （加入）…白河市（除く：退職）
（平成 17 年 12 月 5 日）	（福島県指令市町村 第 876 号）	別表の一部改正（脱退、加入） （脱退）…二本松市、安達町、岩代町、東和町（合併） （加入）…二本松市
（平成 18 年 1 月 4 日）	（福島県指令市町村 第 981 号）	別表の一部改正（脱退） 原町市、鹿島町、小高町（合併　南相馬市へ） 伊達町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町（合併　伊達市へ） 原町方部環境衛生組合（退職、非常勤） 保原町外三町斎場組合（退職、非常勤）
（平成 18 年 1 月 24 日）	（福島県指令市町村 第 1057 号）	別表の一部改正（加入、名称変更） （加入）…南相馬市（除く：退職）、伊達市 （名称変更）…国見町梁川町大枝小学校組合 ⇒ 伊達市国見町大枝小学校組合
（平成 18 年 2 月 1 日）	（福島県指令市町村 第 1085 号）	別表の一部改正（脱退） 喜多方市、熱塩加納村、塩川町、山都町、高郷村（合併） 喜多方地方水道用水供給企業団（退職、非常勤）
（平成 18 年 2 月 1 日）	（福島県指令市町村 第 1086 号）	別表の一部改正（加入）…喜多方市（除く：退職）
（平成 18 年 3 月 30 日）	（福島県指令市町村 第 1329 号）	別表の一部改正（脱退、加入） （脱退）…田島町、舘岩村、伊南村、南郷村（合併） （加入）…南会津町
（平成 18 年 4 月 3 日）	（福島県指令市町村 第 1330 号）	別表の一部改正（脱退）…三島町外二町一ケ村衛生処理組合（退職）
（平成 18 年 9 月 1 日）	（福島県指令市町村 第 536 号）	別表の一部改正（脱退）…会津地区広域事業組合（非常勤）
（平成 18 年 10 月 17 日）	（福島県指令市町村 第 713 号）	別表の一部改正（適用条項改正、脱退） （適用条項改正）…別表第 2 の 2 の欄中 「第 15 条の 7 第 1 項」⇒「第 24 条第 1 項」 「第 15 条の 8」⇒「第 25 条」 （消防組織法の一部改正による） （脱退）…三島町外二町一ケ村衛生処理組合（非常勤）
（平成 19 年 2 月 8 日）	（福島県指令市町村 第 1614 号）	別表の一部改正（脱退、加入） （脱退）…本宮町、白沢村（合併） （加入）…本宮市
（平成 19 年 2 月 9 日）	（福島県指令市町村	規定の改正及び別表の一部改正（加入）

公布年月日 （許可年月日）	番　　号 （許可番号）	改　　正　　内　　容
	第 1630 号）	規定改正 … 収入役廃止、会計管理者の設置に伴う改正 （地方自治法の一部改正による） 別表の一部改正（加入）…福島県後期高齢者医療広域連合（非常勤）
（平成 20 年 1 月 24 日）	（福島県指令市町村 第 2873 号）	別表の一部改正（脱退）…伊達市国見町大枝小学校組合（退職）
（平成 20 年 4 月 18 日）	（福島県指令市町村 第 224 号）	別表の一部改正（脱退）…飯野町（福島市に編入）
（平成 21 年 4 月 20 日）	（福島県指令市町村 第 159 号）	別表の一部改正（脱退、名称変更） （脱退）…会津若松地方水道用水供給企業団（退職、非常勤） （名称変更）…公立岩瀬病院組合 ⇒ 公立岩瀬病院企業団
（平成 21 年 8 月 3 日）	（福島県指令市町村 第 765 号）	別表の一部改正（脱退）…県中地域水道用水供給企業団（退職、非常勤）
（平成 22 年 4 月 6 日）	（福島県指令市町村 第 24 号）	別表の一部改正（脱退、名称変更） （脱退）…郡山地方広域市町村圏組合（非常勤） （名称変更）…公立小野町地方綜合病院組合 ⇒ 公立小野町地方綜合病院企業団
（平成 23 年 5 月 13 日）	（福島県指令市町村 第 237 号）	規定の改正及び別表の一部改正（脱退） 規定改正 … 組合議会議員の定数等変更及び管理者、副管理者の選任方法の変更等 別表の一部改正（脱退）…福島地方広域行政事務組合（退職、非常勤）
（平成 24 年 4 月 27 日）	（福島県指令市町村 第 229 号）	別表の一部改正（脱退、加入） （脱退）…伊達市国見町大枝小学校組合（非常勤） 田島・下郷町衛生組合（退職、非常勤） 西部環境衛生組合（退職、非常勤） 西白河地方衛生処理一部事務組合（非常勤） 白河地方水道用水供給企業団（退職、非常勤） （加入）…南会津地方環境衛生組合（退職、非常勤）
（平成 31 年 4 月 12 日）	（福島県指令市町村 第 106 号）	規定の改正 … 監査委員の定数、任期及び選任の方法等の改正
（令和 5 年 10 月 11 日）	（福島県指令市町村 第 1165 号）	規約…縦書き⇒横書き 別表の一部改正（脱退）…田村広域行政組合（退職、非常勤）

5　各業務の推移

(1)　市町村職員退職手当条例の改正

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
(条例番号)</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td>昭和54年4月2日</td><td>条例第12号</td><td>題名の改正等（S54.4.1から）
福島県町村職員退職手当組合退職手当に関する条例を、福島県市町村総合事務組合の町村職員の退職手当に関する条例に改める。
「福島県町村職員退職手当組合 退職手当に関する条例」 → 「町村職員の退職手当に関する条例」</td></tr>
<tr><td>昭和56年1月26日</td><td>条例第3号</td><td>負担金率を引き上げる。(S55.4.1から）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>町村及び
一部事務組合</th><th>病院組合</th></tr>
<tr><td>一般職</td><td>96/1000</td><td>80/1000</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>昭和56年1月27日</td><td>条例第4号</td><td>地方公務員共済組合法の一部改正により、条例第3条第2項中「別表第四」を「別表第三」に改正する。</td></tr>
<tr><td>昭和56年6月15日</td><td>条例第8号</td><td>休職指定法人に関する規定の整備をし、公共的法人について規則に委ねることにする。(S56.4.1から）</td></tr>
<tr><td>昭和56年11月24日</td><td>条例第10号</td><td>負担金率を引き上げる。(S57.4.1から）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>町村及び
一部事務組合</th><th>病院組合</th></tr>
<tr><td>特別職</td><td>334/1000</td><td>300/1000 (現行)</td></tr>
<tr><td>一般職</td><td>120/1000</td><td>100/1000</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>昭和57年5月26日</td><td>条例第4号</td><td>退職手当の割増加算割合を 4 年間の経過期間を設け次により減ずることにする。
経過措置（S57.10.1～S60.3.31）
退職手当の基礎額に対する割増割合の改正
<table>
<tr><th rowspan="2">退職事由</th><th rowspan="2">勤続年数</th><th colspan="5">割増割合の改正</th></tr>
<tr><th>改正前</th><th>57年(57.10.1～58.3.31)</th><th>58年度</th><th>59年度</th><th>60年度以降</th></tr>
<tr><td rowspan="3">自己都合</td><td>1年以上24年以下</td><td>1.1</td><td>1.075(2.3)</td><td>1.05(4.5)</td><td>1.025(6.8)</td><td>1.0(9.1)</td></tr>
<tr><td>25年以上(50歳以上にあっては20年以上)</td><td>1.2</td><td>1.15(4.2)</td><td>1.1(8.3)</td><td>1.05(12.5)</td><td>1.0(16.7)</td></tr>
<tr><td>支給率最高限度</td><td>37年
61.05</td><td>38年
60.0</td><td>40年
60.0</td><td>42年
60.0</td><td>44年
60.0</td></tr>
<tr><td rowspan="5">公務外の傷病</td><td>1年～10年</td><td>1.1</td><td>1.075(2.3)</td><td>1.05(4.5)</td><td>1.025(6.8)</td><td>1.0(9.1)</td></tr>
<tr><td>11年～19年</td><td>1.2</td><td>1.15(4.2)</td><td>1.1(8.3)</td><td>1.05(12.5)</td><td>1.0(16.7)</td></tr>
<tr><td>20年～(35年～38年)</td><td>1.3</td><td>1.25(3.8)</td><td>1.2(7.7)</td><td>1.15(11.5)</td><td>1.1(15.4)</td></tr>
<tr><td>39年以上</td><td>1.1666</td><td>1.12(3.9)</td><td>1.09(6.5)</td><td>1.05(9.9)</td><td>1.0(14.2)</td></tr>
<tr><td>支給率最高限度</td><td>35年
62.5625</td><td>35年
60.0</td><td>41年
60.0</td><td>42年
60.0</td><td>44年
60.0</td></tr>
<tr><td rowspan="4">勧奨・公務外の死亡</td><td>1年～10年</td><td>1.1</td><td>1.075(2.3)</td><td>1.05(4.5)</td><td>1.025(6.8)</td><td>1.0(9.1)</td></tr>
<tr><td>11年～19年</td><td>1.2</td><td>1.15(4.2)</td><td>1.1(8.3)</td><td>1.05(12.5)</td><td>1.0(16.7)</td></tr>
<tr><td>20年～(35年～)</td><td>1.3</td><td>1.25(3.8)</td><td>1.2(7.7)</td><td>1.15(11.5)</td><td>1.1(15.4)</td></tr>
<tr><td>支給率最高限度</td><td>35年
75.075</td><td>35年
72.1875</td><td>35年
69.3</td><td>35年
66.4125</td><td>35年
63.525</td></tr>
<tr><td rowspan="2">勤務公署の移転</td><td>1年～10年</td><td>1.1</td><td>1.075(2.3)</td><td>1.05(4.5)</td><td>1.025(6.8)</td><td>1.0(9.1)</td></tr>
<tr><td>11年～19年</td><td>1.2</td><td>1.15(4.2)</td><td>1.1(8.3)</td><td>1.05(12.5)</td><td>1.0(16.7)</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
（条例番号）</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>20年～(35年～38年)</td><td>1.3</td><td>1.25(3.8)</td><td>1.2(7.7)</td><td>1.15(11.5)</td><td>1.1(15.4)</td></tr>
<tr><td></td><td>39年以上</td><td>1.1666</td><td>1.12(3.9)</td><td>1.09(6.5)</td><td>1.05(9.9)</td><td>1.0(14.2)</td></tr>
<tr><td></td><td>支給率最高限度</td><td>35年
62.6625</td><td>35年
60.0</td><td>41年
60.0</td><td>42年
60.0</td><td>44年
60.0</td></tr>
<tr><td>整理
公務上の傷病死亡</td><td>1年～10年</td><td>1.1</td><td>1.075(2.3)</td><td>1.05(4.5)</td><td>1.025(6.8)</td><td>1.0(9.1)</td></tr>
<tr><td></td><td>11年～19年</td><td>1.2</td><td>1.15(4.2)</td><td>1.1(8.3)</td><td>1.05(12.5)</td><td>1.0(16.7)</td></tr>
<tr><td></td><td>20年～(35年～)</td><td>1.3</td><td>1.25(3.8)</td><td>1.2(7.7)</td><td>1.15(11.5)</td><td>1.1(15.4)</td></tr>
<tr><td></td><td>支給率最高限度</td><td>35年
75.075</td><td>35年
72.1875</td><td>35年
69.3</td><td>35年
66.4125</td><td>35年
63.525</td></tr>
<tr><td>37年条例第18号附則第3項適用</td><td>10年～19年</td><td>1.2</td><td>1.175(2.1)</td><td>1.15(4.2)</td><td>1.125(6.3)</td><td>1.1(8.3)</td></tr>
<tr><td></td><td>20年～24年</td><td>1.3</td><td>1.25(3.8)</td><td>1.2(7.7)</td><td>1.15(11.5)</td><td>1.1(15.4)</td></tr>
</table>
（備考）　1　（　）内の数字は改正割合に対する引下率（%）を示す。
2　支給率最高限度欄の年数は、当該最高限度額に達する勤続年数を示す。
3　勤続年数欄の（35年～38年）、（35年～）は何れも勤続年数を35年とする。
4　60年度以降は準則と同率となる。
</td></tr>
<tr><td>昭和58年3月10日</td><td>条例第6号</td><td>
(1)　障害に関する用語の整理のため条文の整備をする。(S58.4.1から)
(2)　定年制施行に伴い定年による退職について勧奨と同様に取扱うことにする。(S60.3.31から)
(3)　特別職の支給率を引き下げる。(S58.5.1から)
<table>
<tr><th>職　別
勤続期間</th><th>長</th><th>助　役</th><th>収入役</th><th>教育長</th></tr>
<tr><td>1月当たりの支給割合</td><td>48/100</td><td>29/100</td><td>26/100</td><td>20/100</td></tr>
</table>
(4)　特別職の負担金率を引き下げる。(S58.4.1から)
<table>
<tr><th>区　分</th><th>町村及び
一部事務組合</th><th>病院組合</th></tr>
<tr><td>特別職</td><td>327/1000</td><td>290/1000</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>昭和60年1月28日</td><td>条例第2号</td><td>
(1)　雇用保険法等の一部改正により、失業者の退職手当についての規定を改正する。
(2)　特別職水道事業管理者を加え支給率100分の26とする。(S59.10.1から)
(3)　一般職負担金率を引上げ3段階方式にする。(S60.4.1から)
<table>
<tr><th>区　分</th><th>町　村
(改正)</th><th>一部事務組合
(現行)</th><th>病院組合
(現行)</th></tr>
<tr><td>一般職</td><td>135/1000</td><td>120/1000</td><td>100/1000</td></tr>
</table>
(4)　特別負担金について従来の勧奨退職特別負担金を廃し、普通負担金に含め2号給以上の特別昇給があった場合のみ徴収することとする。(S60.3.31から)
(5)　定年制が施行されるまでに既に定年令に達している者について定年と同様に扱うこととする。
</td></tr>
<tr><td>昭和61年2月1日</td><td>条例第2号</td><td>
定年制施行に伴う退職手当の取扱いについて下記のとおり決定する。
(1)　定年制施行に伴う退職手当の取扱い（S61.2.1から）
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　　号
(条例番号)</th><th>改　　正　　内　　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>○再任用職員の取扱い　①　定年退職後引き続き再任用の場合は、定年による退職と同様とする。
②　定年退職後1日以上空白を置いて再任用の場合
ア　任期満了により退職する場合は、その者の都合によらない退職として取扱う。
イ　任期終了前に退職する場合は、その者の都合による退職として取扱う。
ウ　失業者の退職手当は支給しない。
○定年に達した日以降その者の非違によることなく退職した者等の取扱い
①　定年に達した日から定年退職日の前日までの間に退職した場合は定年退職と同様とする。
②　勤務延長されて期限の到来により退職する場合
③　定年退職後引き続いて再任用されて任期満了により退職する場合
定年による退職と同様とする。
(2)　退職手当支給率の改定（S61.2.1から）
○自己都合退職支給率の改定　①　勤続11年以上19年以下の支給率＝20%引き下げる
②　勤続25年以上29年以下の支給率＝3%～19%引き上げる
（注）この改定により、定年退職支給率(本則)を100とした場合の自己都合退職支給率は、次のようになる。
<table>
<tr><td>勤続年数</td><td>1～5</td><td>6～10</td><td>11～19</td><td>20～24</td><td>25～29</td><td>30～35</td><td>36年以上</td></tr>
<tr><td>現　行</td><td>60</td><td>75</td><td>100</td><td>80</td><td>70～81</td><td>83</td><td>83～100</td></tr>
<tr><td>改定後</td><td>60</td><td>75</td><td>80</td><td>80</td><td>83</td><td>83</td><td>83～100</td></tr>
</table>
○長期勤続者に係る退職支給率の改定　長期勤続者に係る退職手当支給率について、勤続期間31年以上の1年当たりの支給率を引き下げる。
（長期勤続後の退職等の場合）　改定前　改定後
132.5/100……125/100
（整理退職等の場合）　165/100 ……150/100
この改定により、退職手当の最高支給率は、現行63.525月が62.7月となる。
○支給率改定に伴う経過措置　①　勤続11年～19年の自己都合退職
②　勤続31年以上の定年・勧奨等退職
改正後の退職手当の額が、施行日の前日に退職したと仮定した場合の額を下回る場合は、その多い方を支給する。
(3)　定年前早期退職者に係る退職手当の特例について、定年から10年を減じた年齢以上で、1年につき2%の加算給料月額を設ける。(S61.2.1から)
(4)　勧奨の要件、退職手当を受ける遺族の範囲の制限、刑事事件に関して起訴された職員に対する退職手当の支給制限を設ける。(S61.2.1から)
(5)　退職手当の支給を受けた後、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、禁錮以上の刑に処せられた場合の退職手当の返納規定を設ける。(S60.2.1から)
(6)　日本専売公社、日本電信電話公社の民営化に関連して所要の規定の整備を行う。(S60.4.1から)</td></tr>
<tr><td>昭和61年3月31日</td><td>条例第3号</td><td>(1)　県の職員が組合構成団体の助役等の特別職として派遣される場合の勤続期間の通算規定を設ける。(S61.3.31から)
(2)　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の施行に伴う字句の整理を行う。(S61.4.1から)</td></tr>
<tr><td>昭和62年6月11日</td><td>条例第2号</td><td>日本国有鉄道の民営化に関連して規定の整備を行う。(S62.4.1から)</td></tr>
<tr><td>昭和63年8月9日</td><td>条例第5号</td><td>(1)　地方自治法施行令の一部改正により退職手当の支給について、小切手振り出しの禁止が解除されることに伴い小切手払いを設ける。(S63.8.9から)
(2)　一般職の職員が外国の地方公共団体の機関等に派遣される場合における退職手当の取扱について定める。
(3)　4週6休制の実施の伴い非常勤職員の退職手当の基礎となる勤続期間等について、22日を20日以上である月に改正する。</td></tr>
</table>

公布年月日	番　　号 (条例番号)	改　　正　　内　　容
平成元年8月29日	条例第5号	公務員の4週6休制あるいは土曜閉庁方式の導入に伴い、退職手当制度面に関する問題について所要の改正が行われた。(構成団体ごとに4週6休制又は土曜閉庁の施行の日の属する月の初日から) 1　常勤的非常勤職員の要件の改正 (1)　非常勤職員のうち、一般の退職手当を受けることができる者の要件、失業者退職手当の額の算定上勤続期間の計算の取扱いについて各月における勤務日数を22日以上から20日以上と定めた。 2　給料が日額で定められている者の給料月額の取扱の改正 (1)　従来日額で定められている者の給料月額の計算は25日分としていたものを23日分に相当する額と改めた。
平成2年1月24日	条例第2号	雇用保険法等の一部改正に伴い、失業者の退職手当に関する規定の整備を行った。
平成3年6月28日	条例第6号	国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、通勤による傷病に係る退職手当の取扱い規定の整備等を行った。 1　通勤による傷病に係る退職手当の取扱い規定の整備(H3.4.1から) (1)　勤続期間20年以上の職員が通勤による傷病により退職した場合、通勤による死亡により退職した場合と同等の水準に引き上げ、常勤的非常勤職員にもこの規定を適用することとした。 (2)　通勤による傷病により休職となった場合の休職期間について、全期間を通算することとした。 (3)　退職理由となった傷病が通勤によるものかどうかの認定基準は、地方公務員災害補償法における通勤災害の認定基準に準拠することとした。 2　勤続期間が20年以上で、定年、勧奨等の理由により退職した者について、昭和47年12月1日の在職者に限り行っていた退職手当の割増措置を、その翌日以降新たに職員となった者についても、当分の間同様の措置を講ずることとした。(H3.6.28から)
平成4年3月26日	条例第3号	地方公務員の育児休業等に関する法律の制定等に伴い、勤続期間の計算に関する規定の整備を行った。(H4.4.1から)
平成4年8月28日	条例第11号	構成団体の完全週休2日制の導入に伴い、次のとおり所要の改正を行った。(H4.9.1から) (1)　退職手当を受けられる非常勤職員の要件及び失業者の退職手当の額の算定における基準勤続期間の計算において、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日の各月の日数を20日以上から18日以上とした。 (2)　前項の措置は、完全週休2日制を導入した組合町村について、その施行日の属する月の初日以後の期間について適用することとした。 (3)　給料が日額で定められている者の退職手当の額の算定において、給料月額を日額の23日分相当額から21日分相当額とした。 (4)　前項の措置は、組合町村の完全週休2日制の施行日から適用することとした。 (5)　前項の措置に伴い、完全週休2日制実施日の前日の退職者の退職手当額に不利益が生じないよう所要の措置を講じた。
平成7年2月27日	条例第1号	雇用保険法等の一部改正に伴い、失業者の退職手当に関する規定の整備を行った。(H7.4.1から)
平成10年2月24日	条例第1号	国家公務員退職手当法等の一部改正に伴い、退職手当の支払手続の厳格化並びに支給の一時差止制度の新設を行った。(H10.2.24から) 1　退職手当の支払手続の厳格化

公布年月日	番　　号 (条例番号)	改　　正　　内　　容
		一般の退職手当等は、特別の事情がある場合を除き、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならないこととした。 2　退職手当の支給の一時差止制度の新設 (1)　任命権者は、退職者にまだ退職手当が支払われていない場合において、在職期間中の行為に関し、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査によりその者に犯罪があると思料するに至ったときで、一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、その支給を一時差し止めることができることとした。 (2)　任命権者は、一時差止処分に係る刑事事件に関し不起訴処分がなされた場合、又は一時差止処分を受けた者が起訴されることなく退職の日から1年が経過した場合（処分を受けた者が現に逮捕されている場合等を除く。）には、速やかに一時差止処分を取り消さなければならないこととした。 (3)　任命権者は、一時差止処分を受けるべき者に対し、処分の際、その事由を記載した説明書を交付しなければならないこととした。 また、任命権者は、あらかじめ首長及び首長を経由して組合管理者に通知しなければならないこととした。（一時差止処分を取り消した場合も同様とした。）
平成11年8月19日	条例第3号	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の制定等に伴い、同事業団に在職する職員が引き続き、公団等の職員になった場合における勤続期間の計算に関する規定の整備を行った。(H10.10.22から)
平成11年8月19日	条例第4号	日本電信電話株式会社法の一部改正等に伴い、附則第3項の規定の整備を行った。(H11.7.1から)
平成11年12月7日	条例第5号	団塊の世代にある町村職員の定年時期が近づき、これに伴う退職手当額の増加が確実な状況となってきたため、今後20年間の財政計算結果に基づき、組合町村負担金のうち、一般職職員に係る負担率の改正を次のとおり行った。(H12.4.1から) (1)　町　　村　　135/1000 → 180/1000 (2)　病　院　組　合　　100/1000 → 120/1000 (3)　その他の一部事務組合　　120/1000 → 150/1000
平成12年12月20日	条例第3号	中央省庁等改革関係法施行法により国家公務員退職手当法の一部が改正されることに伴い、主務大臣の名称等の改正を行った。(H13.1.6から) 労働大臣 → 厚生労働大臣、内閣総理大臣 → 総務大臣、総理府令 → 総務省令
平成13年3月5日	条例第1号	新たな再任用制度の導入に伴う規定の整備、普通負担金率の引上げ及び特別負担金制度の新設を行った。 1　新たな再任用制度の導入に伴う規定の整備（H13.4.1から） 新たな再任用制度により採用された職員には、退職手当は支給しない。 2　一般職の普通負担金率の改正（H14.4.1から） (1)　町　　村　　180/1000 → 200/1000 (2)　病院組合　　120/1000 → 150/1000 3　特別負担金制度の新設（H14.4.1から） 組合町村において、職員に対して支給した退職手当の総額が納付した総額を超えている場合、規則で定める額を負担
平成13年3月26日	条例第2号	雇用保険法の改正に伴い、所要の改正を行った。(H13.4.1から)
平成14年2月26日	条例第5号	公益法人等への一般職の職員の派遣に関する法律の施行に伴い、公益法人等派遣

公布年月日	番　　号 (条例番号)	改　　正　　内　　容
		法により職務に復帰した職員及び公益法人等派遣法により採用された職員に係る退職手当に関する特例を規定 ・派遣法により職務に復帰した職員等に係る特例……H14.4.1 から ・派遣法により採用された職員に係る特例……H14.3.31 から
平成 15 年 2 月 20 日	条例第 1 号	消防職員の消防司令補以下の在職期間に対する加算措置について、平成 18 年度までの経過措置を設けて廃止する改正を行った。(H15.4.1 から)
平成 15 年 7 月 2 日	条例第 4 号	雇用保険法等の一部改正に伴い、失業者の退職手当に関する規定の整備を行った。(H15.7.2 から)
平成 15 年 8 月 28 日	条例第 5 号	題名を「市町村職員の退職手当に関する条例」に改めた。 市町村合併に伴い、加入負担金及び組合町村が脱退した場合の取り扱いについて、所要の改正を行った。(H15.8.28 から)
平成 15 年 9 月 26 日	条例第 6 号	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法等が施行されることに伴い、所要の改正を行った。(H15.10.1 から)
平成 15 年 11 月 27 日	条例第 8 号	国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、長期勤続勧奨等により退職した職員の退職手当の調整率の引き下げを行った。(H16.2.1 から) 調整率　110/100 → 104/100 経過措置　公布の日から 1 年間は、104/100 → 107/100
平成 16 年 2 月 24 日	条例第 9 号	地方独立行政法人法及び国立大学法人法が公布され、地方独立行政法人が設立され、又国立大学が国立大学法人へ移行することに伴い所要の措置を行った。(H16.4.1 から)
平成 16 年 8 月 27 日	条例第 3 号	平成 13 年度以前分の事務費相当額を控除することに関し、文言の整備を図った。(H16.8.27 から)
平成 17 年 2 月 23 日	条例第 2 号	退職手当支給に関する問題検討会の報告に基づき普通負担金率の引上げを行った。(H17.4.1 から) 一部事務組合　　150/1000 → 180/1000
平成 18 年 3 月 29 日	条例第 5 号	国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、退職制度の構造面の見直しが行われたため、所要の改正を行った。(H18.4.1 から) 1　退職手当の算定構造の改正 退職手当の額は、退職手当の基本額に退職手当の調整額を加えて得た額とする。 2　退職手当の支給率の見直し 中期勤続者の支給率を引き上げ、支給率カーブを段差の少ないゆるやかなカーブとする。 ①　第 3 条　自己の都合による退職等の場合 ・勤続 25 年以上の自己都合退職・公務外傷病退職　第 4 条 → 第 3 条 ・勤続 16 年～24 年の支給率の引き上げ ・勤続 25 年以上の支給率を追加 ・自己都合の減額率の変更 勤続 6 年～10 年　75% → 60% 勤続 16 年～19 年　80% → 90% ②　第 4 条　11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合 ・勤続 11 年以上 20 年未満の定年等退職、通勤傷病・公務外死亡退職 第 3 条 → 第 4 条 ・勤続 16 年～24 年の支給率の引き上げ

公布年月日	番　　号 (条例番号)	改　　正　　内　　容
		・勤続25年以上の支給率の削除 ③　第5条　整理退職等の場合 ・勤続25年以上勤務公署の移転による退職　第4条 → 第5条 ・勤続20年～32年の支給率の引き下げ ・勤続33年～34年の支給率の引き上げ 3　給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例を新設 4　退職手当の調整額の新設 基礎在職期間の各月ごとにその者が属していた職員の区分に応じて定める額（調整月額）のうち、その額が多いものから60月分を合計した額を退職手当の調整額として退職手当の基本額に加える 5　育児休業期間の特例 育児休業期間のうち、子が1歳に達した日の属する月までの期間については、勤続期間からその月数の3分の1を除算する。 6　経過措置 (1)　「改正後の退職手当法に基づき算定した額（新条例等退職手当額）＜新制度切替日の前日に同じ退職事由で退職したと仮定した場合の額（新制度切替日前日額)」の場合 → 新制度切替日前日額を補償 (2)　「新条例等退職手当額＞切替日の前日に受けていた給料月額を退職日の給料月額とみなして改正前の規定により計算した額（旧条例等退職手当額)」の場合 ①　勤続期間25年以上の退職者 「調整額の5%」と「新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額」を比較し、いずれか少ない額（10万円上限） ②　勤続期間が24年以下で平成19年3月31日までの間に退職した者 「調整額の70%」と「新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額」を比較し、いずれか少ない額（100万円上限） ③　勤続期間が24年以下で平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者 「調整額の30%」と「新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額」を比較し、いずれか少ない額（50万円上限）
平成19年2月20日	条例第1号	地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行った。(H19.4.1から) (1)　助役 → 副市長村長 (2)　収入役 → 削除
平成19年8月23日	条例第7号	雇用保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行った。 1　雇用保険法の受給資格要件の改正に伴い、失業者の退職手当について、原則として勤続期間12月以上あることを受給資格要件とした。(H19.10.1から) 2　船員保険の失業部門が雇用保険制度に統合されることに伴い、船員保険法の規定により失業者の退職手当に相当する給付の支給を受けることとなる者に対して失業者の退職手当を給付することを禁じる規定を削除。(H22.4.1から)
平成20年2月26日	条例第1号	育児短時間勤務制度、自己啓発等休業制度及び高齢者部分休業制度等の導入による改正及びその他の規定の改正を行った。(H20.4.1から) 1　育児短時間勤務期間中の退職手当の算定の基礎となる給料月額を定めたこと。 2　自己啓発等休業、育児短時間勤務及び高齢者部分休業を取得した期間は、在職期

公布年月日	番　　号 (条例番号)	改　　正　　内　　容
		間及び調整額の算定から一部除くこととしたこと。 ３　一般職の普通負担金率の改正（H20.4.1 から） 　　市 町 村　　200/1000 → 220/1000 ４　平成 19 年条例第 7 号の船員保険に係る改正の施行については、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第 62 条において、日本年金機構法の施行の日からとされたことから施行日の改正を行った。（日本年金機構法の施行の日から）
平成 21 年 4 月 10 日	条例第 2 号	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の名称が改正されたことに伴う改正及びその他規定の改正を行った。 １　公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 → 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（H20.12.1 から） ２　公立岩瀬病院組合の名称変更等（H21.4.1 から） 　公立岩瀬病院組合 → 公立岩瀬病院企業団 　常勤の企業長を置くことから、所要の改正を行った。
平成 22 年 8 月 27 日	条例第 9 号	雇用保険法等の一部を改正する法律が公布され、短期の雇用(同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が 1 年未満である雇用)に就くことを常態とする者が、同法に規定する特例一時金の支給対象から除外されること等に伴い、所要の改正を行った。(H22.4.1 から)
平成 23 年 2 月 22 日	条例第 1 号	退職手当制度の一層の適正化を図り、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとする等、退職手当について新たな支給制限及び返納等の制限等を設ける等所要の改正を行った。 １　新たな支給制限及び返納等について（H23.4.1 から） (1)　退職後の支給制限及び返納の要件の拡大 　非違行為の発覚時点の相違（退職の前後あるいは退職手当支払の前後）による退職手当の取扱いの不均衡を是正するため、退職後において「懲戒免職処分に相当する非違行為」が発覚した場合に支給制限、一時差止め、返納が可能となるよう改められた。 　○退職手当支払前に「在職期間中の懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められる」場合 → 支給制限 　○退職手当支払前に「在職期間中の懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至った」場合 → 一時差止め 　○退職手当支払後に「在職期間中の懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認めた」場合 → 返納（又は納付） (2)　遺族への支給制限等制度及び遺族（又は相続人）からの返納（又は納付）制度の新設 　在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合で、既に当該職員が死亡している時には、職員が懲戒免職等となった場合との不均衡の是正という観点に加えて、非違行為発生の抑止効果を高めるために、遺族に対し支給制限、一時差止め、返納命令（相続人に対しては納付命令）ができることとされた。 (3)　一部支給制限、一部返納等制度の新設 　退職手当の支給制限等に際しては、非違の重大性との間で均衡のとれたものとする必要があり、民間の裁判事例も踏まえ、懲戒免職処分の場合や禁錮以上の刑の確定による失職の場合等には全額不支給を原則としつつ、非違の

公布年月日	番　　号 （条例番号）	改　　正　　内　　容
		程度等に応じて退職手当の一部を支給することが可能な制度が創設された。 ①　一部支給制限（＝一部を支給） 国の運用方針では、懲戒免職の場合は基本的に退職手当は全額不支給であり、一部支給が可能なのは極めて限られたケースのみであることが規定されている。 ②　一部返納、一部納付 一部支給制限制度が新設されたことに伴い、それに対応して「一部返納」、「一部納付」制度も新設された。 ア　一部返納……退職手当を受給した者（本人又は遺族（又は相続人））に対して行う処分 ・一部返納の運用については、一部支給制限に準じるものであるが、それに加えて本人又は遺族（又は相続人）の家庭の生計の状況を考慮することとされている。ただし、本人からの返納の場合には、一部支給制限（全額不支給が原則）に準じたものであること、また「返納命令処分」により納める金銭が退職手当そのものであることから、全額返納が基本となる。 ・返納命令を行いうる期間としては、本人に対する返納命令のうち「在職期間中の懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認めた場合」は、本人の退職から５年以内。遺族に対する返納命令を行いうる期間は、退職をした者の退職の日から１年以内。 イ　一部納付……一部納付は、退職手当を受給した者（本人又は遺族）が死亡している場合に受給者の相続人に対して行う処分 ・一部納付の運用については、一部返納の場合の運用が基本となるが、更に相続財産の額を把握したうえで納付額を定め、また相続人が複数いる場合には各相続人による納付額を定める必要がある。 ・納付命令を行いうる期間については、受給者の相続人にこのような処分を受けるという通知が到達した日又は受給者が死亡した日から６月以内 (4)　支給制限・返納処分の手続き ①　処分の主体について 処分の主体として国及び条例（案）の規定では「退職手当管理機関」と定め「職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関」と定義している。これは、一般的に職員の服務についての責任を持つ立場にあるのは懲戒権を有するものであり、退職の日に懲戒免職等処分を行う権限を有していた者が、支給制限及び返納についての責任を負うべき者として最も適当であることとされている。 今回の改正により新たに生じた支給制限等処分は、団体ごと、個別案件ごとに異なるという点で最たるものの１つである懲戒処分と密接に関連した処分であることから、処分の主体である退職手当管理機関を「任命権者（懲戒処分権者）」とすることとした。 ②　意見の聴取 「懲戒免職等処分を受けるべき行為があったことを認めた」ことによる支給制限並びにすべての返納命令及び納付命令について、意見を聴取する手続きを行政手続法に準じて行うこととされた。 ③　退職手当審査会への諮問 「懲戒免職等処分を受けるべき行為があったことを認めた」ことによる支給制限並びにすべての返納命令及び納付命令については、更に処分を受けるべき者の権利保護を図る観点から処分権者が一方的に糺問することえお防ぐた

公布年月日	番　　号 (条例番号)	改　　正　　内　　容
		め、第三者機関として設置する「退職手当審査会」に諮問することとされた。 これは、処分権者から独立した機関である「退職手当審査会」が、処分案に対して第三者としての客観的かつ公平な判断に基づく意見を述べることで、処分権者による最終的な処分の適正性を確保しようとするものである。 ２　普通負担金率の引上げを行った。(H23.4.1 から) 一部事務組合　　180/1000 → 200/1000 病院組合　　150/1000 → 170/1000 ３　構成団体の名称変更 公立小野町地方綜合病院組合 → 公立小野町地方綜合病院企業団
平成 23 年 7 月 15 日	条例第 6 号	１　平成 23 年 3 月 11 日発生の東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が 3 月間分からない場合等には、同日にその者は死亡したものと推定する規定を追加（H23.7.15 から） ２　一般職の国家公務員が副市町村長として退職派遣（任命権者の要請に応じ）された場合の通算規定を追加（H23.7.15 から）
平成 24 年 3 月 8 日	条例第 3 号	条文中の不備の整理を行った。(H23.4.1 から)
平成 25 年 2 月 25 日	条例第 10 号	国家公務員の退職給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当等の一部を改正する法律の施行に伴い、調整率の見直しを行った。(H25.4.1 から) １　調整率の引下げ 104/100 → 87/100 ２　激変緩和のための措置……調整率を段階的に引き下げ 98/100 → H25.4.1～H25.11.30 92/100 → H25.12.1～H26.6.30
平成 25 年 4 月 30 日	条例第 13 号	平成 25 年条例第 10 号で定めた調整率引下げに係る経過措置の期間の改正(H25.4.30 から) H25.4.1～H25.11.30 → H25.4.1～H26.3.31 H25.12.1～H26.6.30 → H26.4.1～H27.3.31
平成 26 年 9 月 30 日	条例第 4 号	地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正等を行った。(H26.9.30～) １　配偶者同行休業の創設に伴う改正 休業期間を勤続期間から除算する。 ２　地方独立行政法人法の改正による改正 地方独立行政法人法第 55 条 → 第 8 条第 3 項
平成 27 年 2 月 25 日	条例第 2 号	国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、退職手当の調整額の改正を行った。(H27.4.1 から) １　第 1 号区分から第 8 号区分までの調整月額を改定 ２　第 8 号区分について勤続 24 年以下の退職者に対しても調整額を支給するものとする。
平成 27 年 9 月 25 日	条例第 3 号	普通負担金率の引上げ並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い改正を行った。 １　普通負担金率（一般職）の引上げ（H28.4.1 から） (1)　市　町　村　　220/1000 → 230/1000 (2)　一部事務組合　　200/1000 → 210/1000 (3)　病 院 組 合　　170/1000 → 180/1000 ２　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法

公布年月日	番　　号 (条例番号)	改　　正　　内　　容
		律の施行されることに伴う改正（H27.10.1から） 地方公務員等共済組合法第84条第2項 → 厚生年金保険法第47条第2項
平成28年2月24日	条例第1号	行政不服審査法が施行されることに伴い、所要の改正を行った。(H28.4.1から)
平成28年12月26日	条例第9号	雇用保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行った。(H29. 1. 1から) 65歳に達した日以後に退職手当法適用職員となった者が退職して一定の失業状態になった場合には高年齢求職者給付金に相当する額を退職手当として支給するとともに、就業促進手当、移転費及び求職活動支援費を支給対象とする。
平成29年3月31日	条例第5号	雇用保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行った。(H29. 4. 1から) 1　基本手当に相当する退職手当について新たに給付日数の延長措置として個別延長給付及び地域延長給付を新設 2　移転費に相当する退職手当について、民間の職業紹介事業者の紹介した職業に就くためその住所又は居所を変更した者を給付対象とする
平成30年2月27日	条例第1号	国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行った。(H30.4.1から) 調整率の引き下げ　87/100 → 83.7/100
平成30年12月19日	条例第7号	普通負担金率（一般職）の引き下げの改正を行った。(H31.4.1から) (1)　市　町　村　230/1000 → 180/1000 (2)　一部事務組合　210/1000 → 180/1000 (3)　病 院 組 合　改正なし
令和元年10月9日	条例第4号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行った。(H元.12.14から) 改正前の地方公務員法第16条第1号　成年被後見人又は被保佐人を支給制限対象から除外する規定を削除
令和2年2月25日	条例第2号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行った。(R2.4.1から) 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2）の規定が新設されたため、同条第1項第1号に規定する短時間勤務職員を退職手当条例適用職員としないこととしたこと及び規定の整備
令和3年10月7日	条例第1号	普通負担金率の引き下げの改正を行った。(R4.4.1から) 一般職負担金率　180/1000 → 135/1000
令和4年10月11日	条例第6号	国家公務員退職手当法及び雇用保険法の改正に伴い、所要の改正を行った。 1　退職手当条例適用となる非常勤職員の要件の緩和（R4.10.1から） 常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上 → 1月の勤務日数が20日に満たない場合は18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数（R4.10.1から） 2　雇用保険法の改正（R4.7.1から） 失業者の退職手当について、退職後に事業を開始（起業）した場合、申請受付期間を最長4年間まで延長可能とした特例を設けた。
令和5年2月27日	条例第8号	地方公務員の定年引上げ及びこれに伴う地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行った。(R5.4.1から)

公布年月日	番　　号 (条例番号)	改　　正　　内　　容
		1　退職事由 　定年延長後、旧定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合は「定年退職」と同じ率で計算 2　給料の７割措置 　旧定年年齢に達した者に係る給料月額の 7 割措置は給料月額の減額改定には該当しないものとして、ピーク時特例の適用対象とする。

(2)　市町村消防団員等公務災害補償条例の改正

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　　号
(条例番号)</th><th>改　　正　　内　　容</th></tr>
<tr><td>昭和 54 年 4 月 2 日</td><td>条例第 13 号</td><td>
従前の消防補償組合の解散に伴い、総合事務組合条例として新規に制定した。
「市町村消防団員等公務災害補償条例」　(S54.4.1～)
また、併せて補償制度の改正を次のとおりに行われた。
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ
(1)　最　低　額　　4,800 円 → 5,000 円
(2)　最　高　額　　8,300 円 → 8,600 円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr>
<tr><td>団 長 及 び 副 団 長</td><td>7,400</td><td>8,000</td><td>8,600</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>6,200</td><td>6,800</td><td>7,400</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>5,000</td><td>5,600</td><td>6,200</td></tr>
</table>
2　補償基礎額の扶養加算の引上げ
(1)　配偶者に係る額　　267 円 → 300 円
(2)　配偶者以外の親族のうち 2 人までに係る額　　各 77 円 → 90 円
(配偶者がない場合そのうち 1 人に係る額　　167 円 → 183 円)
3　葬祭補償の定額部分の引上げ
150,000 万円 → 165,000 円
</td></tr>
<tr><td>昭和 55 年 5 月 31 日</td><td>条例第 4 号</td><td>
非常勤消防団員等に対する損害補償基礎額の引き上げ等が行われた。
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ (S55.4.1～)
(1)　最　低　額　　5,000 円 → 5,200 円
(2)　最　高　額　　8,600 円 → 8,900 円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr>
<tr><td>団 長 及 び 副 団 長</td><td>7,670</td><td>8,280</td><td>8,900</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>6,440</td><td>7,050</td><td>7,670</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>5,200</td><td>5,820</td><td>6,440</td></tr>
</table>
2　補償基礎額の扶養加算の引上げ (S55.4.1～)
(1)　配偶者に係る額　　300 円 → 333 円
(2)　配偶者以外の親族のうち 2 人までに係る額　　各 90 円 → 100 円
(配偶者がない場合そのうち 1 人に係る額　　183 円 → 217 円)
3　年金支給時期の変更 (S55.9.1～)
「1 月、4 月、7 月及び 10 月」 → 「3 月、6 月、9 月及び 12 月」
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
(条例番号)</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td>昭和 56 年 1 月 27 日</td><td>条例第 5 号</td><td>
遺族補償年金の引き上げ等が行われた。(S55.11.1～)
1　遺族補償基礎額の引上げ
遺族補償年金の額を遺族の人数の区分に応じて次のとおり改められた。
支給額
<table>
<tr><th>年金の算定基礎となる遺族の数</th><th>年　金　額</th></tr>
<tr><td>1　人</td><td>年　金
補償基礎額　× 153 日分 ＝ 遺族年金</td></tr>
<tr><td>55 歳以上又は障害のある妻の場合</td><td>〃　× 175 日分 ＝ 〃</td></tr>
<tr><td>2　人</td><td>〃　× 193 日分 ＝ 〃</td></tr>
<tr><td>3　人</td><td>〃　× 212 日分 ＝ 〃</td></tr>
<tr><td>4　人</td><td>〃　× 230 日分 ＝ 〃</td></tr>
<tr><td>5 人以上</td><td>〃　× 245 日分 ＝ 〃</td></tr>
</table>
2　遺族の人数が 1 人の場合、50 歳以上 55 歳未満の妻の区分が廃止された。
</td></tr>
<tr><td>昭和 56 年 6 月 15 日</td><td>条例第 9 号</td><td>
消防団員等に対する補償基礎額の引き上げ等が行われた。
1　消防団員等並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ（S56.4.1～）
(1)　最　低　額　　5,200 円 → 5,400 円
(2)　最　高　額　　8,900 円 → 9,300 円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr>
<tr><td>団長及び副団長</td><td>8,000</td><td>8,650</td><td>9,300</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>6,700</td><td>7,350</td><td>8,000</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>5,400</td><td>6,050</td><td>6,700</td></tr>
</table>
2　補償基礎額の扶養加算の引上げ（S56.4.1～）
(1)　配偶者に係る額　　333 円 → 367 円
(2)　配偶者以外の親族のうち 2 人までに係る額　　各 100 円 → 117 円
（配偶者がない場合そのうち 1 人に係る額　　217 円 → 250 円）
3　年金たる損害補償の支給事務の簡素化（S56.9.1～）
年金額に 50 円未満の端数がある場合これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数がある場合これを 100 円に切り上げることとされた。
4　葬祭補償の定額部分の引上げ（S56.4.1～）
165,000 円 → 185,000 円
5　障害等級（2 級）に加えるものの新設（S56.9.1～）
神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの及び胸部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するものを障害等級 2 級に加えたこと。
6　年金たる損害補償の過誤払による返還金債権への充当規定が新設された。（S56.9.1～）
</td></tr>
<tr><td>昭和 57 年 1 月 26 日</td><td>条例第 3 号</td><td>
非常勤消防団員等及びその遺族に対する損害補償の充実を図るため、障害補償年金差額の一時金及び障害補償年金前払一時金の支給に関する制度が新設された。
1　障害補償年金差額一時金制度の創設（S56.11.1～）
障害補償年金受給者が死亡した場合、支給済の年金の合計額が下表の額に満たない場合に、その差額相当分を障害補償年金差額一時金として支給することとし
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
(条例番号)</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
た。(障害加重の場合は調整する。)
<table>
<tr><th>障害の等級</th><th>額</th></tr>
<tr><td>第 1 級</td><td>年　金
補償基礎額 × 1,340</td></tr>
<tr><td>第 2 級</td><td>〃 × 1,190</td></tr>
<tr><td>第 3 級</td><td>〃 × 1,050</td></tr>
<tr><td>第 4 級</td><td>〃 × 920</td></tr>
<tr><td>第 5 級</td><td>〃 × 790</td></tr>
<tr><td>第 6 級</td><td>〃 × 670</td></tr>
<tr><td>第 7 級</td><td>〃 × 560</td></tr>
</table>
2　障害補償年金の前払一時金制度の創設（S56.4.1～）
(1)　障害補償年金の受給権者は、上表の支給額を限度として、補償基礎額の 1,200 日分、1,000 日分、800 日分、600 日分、400 日分若しくは 200 日分のうち受給権者が申し出た額を前払一時金として受けることができる。
ただし、申し出をすることができるのは、障害補償年金の支給決定を受けた日の翌日から 1 年以内とされている。
なお、前払いされた場合には、障害補償年金は、前払一時金の額に達するまでの間支給が停止される。
(2)　障害加重の場合は調整前払いをすることとされた。
3　遺族補償年金前払一時金に関する規定の整備（S57.1.26～）
(1)　遺族補償年金に係る一時金を遺族補償年金前払一時金とし、この措置が昭和 61 年 3 月 31 日までの暫定措置であったものを「当分の間の措置」とすることとされた。
(2)　遺族補償年金前払一時金に係る申出及び遺族補償年金の支給停止については、障害補償年金前払一時金の場合と同様に取扱うこととされた。
</td></tr>
<tr><td>昭和 57 年 7 月 26 日</td><td>条例第 5 号</td><td>
消防団員等に対する補償基礎額の引き上げ等が行われた。(S57.4.1～)
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ
(1)　最　低　額　　5,400 円 → 5,700 円
(2)　最　高　額　　9,300 円 → 9,800 円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr>
<tr><td>団 長 及 び 副 団 長</td><td>8,440</td><td>9,120</td><td>9,800</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>7,070</td><td>7,750</td><td>8,440</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>5,700</td><td>6,390</td><td>7,070</td></tr>
</table>
2　補償基礎額の扶養加算の引上げ
(1)　配偶者に係る額　　367 円 → 400 円
(2)　配偶者がない場合そのうち 1 人に係る額　　250 円 → 267 円
</td></tr>
<tr><td>昭和 58 年 3 月 10 日</td><td>条例第 1 号</td><td>障害に関する用語の整理に関する法律（昭和 57 年法律第 66 号）が公布施行されたことに伴い、不快用語を整理した。(S58.3.10～)</td></tr>
<tr><td>昭和 58 年 6 月 16 日</td><td>条例第 8 号</td><td>消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、葬祭補償費の定額部分が引き上げられた。(S58.4.1～)
185,000 円 → 205,000 円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
(条例番号)</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td>昭和 59 年 7 月 31 日</td><td>条例第 2 号</td><td>
消防団員等に対する補償基礎額の引き上げ等が行われた。(S59. 4. 1～)
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ
(1)　最　低　額　　5,700 円 → 5,900 円
(2)　最　高　額　　9,800 円 → 10,000 円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr>
<tr><td>団 長 及 び 副 団 長</td><td>8,640</td><td>9,320</td><td>10,000</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>7,270</td><td>7,950</td><td>8,640</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>5,900</td><td>6,590</td><td>7,270</td></tr>
</table>
2　補償基礎額の扶養加算の引上げ
(1)　配偶者に係る額　　400 円 → 410 円
(2)　配偶者以外の扶養親族のうち 2 人までに係る額　　各 117 円 → 127 円
(配偶者がない場合そのうち 1 人に係る額　　267 円 → 277 円)
</td></tr>
<tr><td>昭和 60 年 6 月 15 日</td><td>条例第 3 号</td><td>
消防団員等に対する補償基礎額の引き上げ等が行われた。(S60. 4. 1～)
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ
(1)　最　低　額　　5,900 円 → 6,100 円
(2)　最　高　額　　10,000 円 → 10,300 円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr>
<tr><td>団 長 及 び 副 団 長</td><td>8,900</td><td>9,600</td><td>10,300</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>7,500</td><td>8,200</td><td>8,900</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>6,100</td><td>6,800</td><td>7,500</td></tr>
</table>
2　補償基礎額の扶養加算の引上げ
(1)　配偶者に係る額　　410 円 → 440 円
(2)　配偶者以外の扶養親族のうち 2 人までに係る額　　各 127 円 → 140 円
(配偶者がない場合そのうち 1 人に係る額　　277 円 → 297 円)
</td></tr>
<tr><td>昭和 60 年 12 月 1 日</td><td>条例第 4 号</td><td>
公務上の災害等を受けた非常勤消防団員等及びその遺族に対する災害補償制度に関し、遺族補償年金の受給資格年齢の引上げ等が行われた。(S60. 12. 1～)
1　遺族補償年金の受給資格年齢の引き上げ
(1)　遺族補償年金の受給資格年齢を、夫、父母及び祖父母については 60 歳以上、兄弟姉妹については 18 歳未満又は 60 歳以上とすることとされた。
(2)　当分の間、(1)にかかわらず、次の特例が設けられた。
ア　職員の死亡当時、その収入によって生計を維持し、かつ、55 歳以上 60 歳未満であった夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹は、遺族補償年金を受けることができる遺族（以下「特例遺族」という。）とする。
ただし、これらの者が 60 歳に達するまでの間は、年金額を算定する際の遺族補償年金を受けることができる遺族の人数には含めないものとする。
イ　特例遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族より後順位とし、これらの遺族のうちにあっては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
(条例番号)</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
ウ　特例遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が 60 歳に達するまでの間は、その支給を停止するものとする。ただし、遺族補償年金前払一時金の支給については、この限りではない。
(3)　遺族補償年金の受給資格年齢の段階的引上げ及び特例遺族補償年金受給資格に関する経過措置は、次のとおりである。
表１　遺族補償年金の受給資格年齢の段階的引上げ
<table>
<tr><th>被災団員等の死亡の時期</th><th>受給資格年齢</th></tr>
<tr><td>昭和 60 年 10 月 1 日から昭和 61 年 9 月 30 日まで</td><td>55 歳</td></tr>
<tr><td>昭和 61 年 10 月 1 日から昭和 62 年 9 月 30 日まで</td><td>56 歳</td></tr>
<tr><td>昭和 62 年 10 月 1 日から昭和 63 年 9 月 30 日まで</td><td>57 歳</td></tr>
<tr><td>昭和 63 年 10 月 1 日から昭和 64 年 9 月 30 日まで</td><td>58 歳</td></tr>
<tr><td>昭和 64 年 10 月 1 日から昭和 65 年 9 月 30 日まで</td><td>59 歳</td></tr>
<tr><td>昭和 65 年 10 月 1 日以降</td><td>60 歳</td></tr>
</table>
表２　特例遺族補償年金受給資格に関する経過措置
<table>
<tr><th>被災団員等の死亡の時期</th><th>特例遺族補償年金受給資格を付与する年齢</th><th>遺族補償年金の支給停止が解除される年齢</th></tr>
<tr><td>昭和 61 年 10 月 1 日から
昭和 62 年 9 月 30 日まで</td><td>55 歳</td><td>56 歳</td></tr>
<tr><td>昭和 62 年 10 月 1 日から
昭和 63 年 9 月 30 日まで</td><td>55 歳以上 57 歳未満</td><td>57 歳</td></tr>
<tr><td>昭和 63 年 10 月 1 日から
昭和 64 年 9 月 30 日まで</td><td>55 歳以上 58 歳未満</td><td>58 歳</td></tr>
<tr><td>昭和 64 年 10 月 1 日から
昭和 65 年 9 月 30 日まで</td><td>55 歳以上 59 歳未満</td><td>59 歳</td></tr>
<tr><td>昭和 63 年 10 月 1 日から
当分の間</td><td>55 歳以上 60 歳未満</td><td>60 歳</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>昭和 61 年 4 月 1 日</td><td>条例第 4 号</td><td>1　年金たる補償の額に係る他の法令による給付との調整率の改定が行われた。
2　補償の支給事務の簡素化が行われた。(S61. 4. 1～)</td></tr>
<tr><td>昭和 61 年 8 月 25 日</td><td>条例第 6 号</td><td>
消防団員等に対する補償基礎額の引き上げ等が行われた。(S61. 4. 1～)
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ
(1)　最　低　額　　6,100 円 → 6,400 円
(2)　最　高　額　　10,300 円 → 10,800 円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr>
<tr><td>団長及び副団長</td><td>9,340</td><td>10,070</td><td>10,800</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>7,870</td><td>8,600</td><td>9,340</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>6,400</td><td>7,140</td><td>7,870</td></tr>
</table>
2　補償基礎額の扶養加算の引上げ
(1)　配偶者に係る額　　440 円 → 467 円
(2)　配偶者以外の扶養親族のうち 2 人までに係る額　　各 140 円 → 150 円
(配偶者がない場合そのうち 1 人に係る額　　297 円 → 317 円)
3　葬祭補償費の定額部分の引上げ
205,000 円 → 225,000 円
</td></tr>
<tr><td>昭和 62 年 6 月 11 日</td><td>条例第 3 号</td><td>消防団員等に対する補償基礎額の引き上げ及び休業補償を行わない場合等が定められた。
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ (S62. 4. 1～)</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
(条例番号)</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
(1)　最　低　額　　6,400 円 → 6,500 円
(2)　最　高　額　　10,800 円 → 11,100 円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr>
<tr><td>団 長 及 び 副 団 長</td><td>9,570</td><td>10,330</td><td>11,100</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>8,040</td><td>8,800</td><td>9,570</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>6,500</td><td>7,270</td><td>8,040</td></tr>
</table>
2　補償基礎額の扶養加算の引上げ（S62.4.1～）
(1)　配偶者に係る額　　467 円 → 500 円
(2)　配偶者がない場合そのうち 1 人に係る額　　317 円 → 333 円
3　休業補償を行わない場合（62.6.11～）
次の施設等に拘禁又は収容されている期間については、休業補償は行わないこととされた。
(1)　監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
(2)　少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合
</td></tr>
<tr><td>昭和 63 年 3 月 31 日</td><td>条例第 2 号</td><td>
消防団員等に対する補償基礎額の引き上げ等が行われた。(S63.4.1～)
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ
(1)　最　低　額　　6,500 円 → 6,600 円
(2)　最　高　額　　11,100 円 → 11,200 円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr>
<tr><td>団 長 及 び 副 団 長</td><td>9,670</td><td>10,430</td><td>11,200</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>8,140</td><td>8,900</td><td>9,670</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>6,600</td><td>7,370</td><td>8,140</td></tr>
</table>
2　葬祭補償費の定額部分の引上げ
225,000 円 → 240,000 円
3　年金たる補償の額に係る他の法令による給付との調整率の改正が行われた。
</td></tr>
<tr><td>平成元年 7 月 3 日</td><td>条例第 3 号</td><td>
消防団員等に対する補償基礎額の引き上げ等が行われた。(H 元.4.1～)
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ
(1)　最　低　額　　6,600 円 → 6,800 円
(2)　最　高　額　　11,200 円 → 11,500 円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr>
<tr><td>団 長 及 び 副 団 長</td><td>9,940</td><td>10,720</td><td>11,500</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>8,370</td><td>9,150</td><td>9,940</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>6,800</td><td>7,590</td><td>8,370</td></tr>
</table>
2　補償基礎額の扶養加算の引上げ
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
(条例番号)</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>(1)　配偶者に係る額　　500 円 → 533 円
(2)　配偶者がない場合そのうち 1 人に係る額　　333 円 → 350 円
3　遺族補償年金の受給資格年齢の改正
18 歳未満の子及び孫、18 歳未満の弟妹 → 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫、18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
4　年号改正に伴う条例中の字句の訂正等</td></tr>
<tr><td>平成 2 年 8 月 27 日</td><td>条例第 4 号</td><td>消防団員等に対する補償基礎額の引き上げ等が行われた。(H2.4.1～)
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ
(1)　最　低　額　　6,800 円 → 7,000 円
(2)　最　高　額　　11,500 円 → 11,800 円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr>
<tr><td>団 長 及 び 副 団 長</td><td>10,200</td><td>11,000</td><td>11,800</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>8,600</td><td>9,400</td><td>10,200</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>7,000</td><td>7,800</td><td>8,600</td></tr>
</table>
2　葬祭補償費の定額部分の引上げ
240,000 円 → 250,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 3 年 5 月 28 日</td><td>条例第 4 号</td><td>消防団員等に対する補償基礎額の引き上げが行われた。(H3.4.1～)
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ
(1)　最　低　額　　7,000 円 → 7,500 円
(2)　最　高　額　　11,800 円 → 12,600 円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr>
<tr><td>団 長 及 び 副 団 長</td><td>10,900</td><td>11,750</td><td>12,600</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>9,200</td><td>10,050</td><td>10,900</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>7,500</td><td>8,350</td><td>9,200</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
(条例番号)</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td>平成4年4月21日</td><td>条例第5号</td><td>
消防団員等に対する補償基礎額の引き上げ等が行われた。(H4.4.1～)
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ
(1)　最　低　額　　7,500円 → 8,100円
(2)　最　高　額　　12,600円 → 13,300円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10年未満</th><th>10年以上
20年未満</th><th>20年以上</th></tr>
<tr><td>団長及び副団長</td><td>11,570</td><td>12,440</td><td>13,300</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>9,840</td><td>10,700</td><td>11,570</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>8,100</td><td>8,970</td><td>9,840</td></tr>
</table>
2　補償基礎額の扶養加算の引上げ
配偶者以外の扶養親族のうち2人までに係る額　　各150円 → 183円
(配偶者がない場合そのうち1人に係る額　　350円 → 367円)
3　葬祭補償費の定額部分の引上げ
250,000円 → 265,000円
</td></tr>
<tr><td>平成5年4月22日</td><td>条例第2号</td><td>
消防団員等に対する補償基礎額の引き上げ等が行われた。(H5.4.1～)
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ
(1)　最　低　額　　8,100円 → 8,400円
(2)　最　高　額　　13,300円 → 13,600円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10年未満</th><th>10年以上
20年未満</th><th>20年以上</th></tr>
<tr><td>団長及び副団長</td><td>11,870</td><td>12,740</td><td>13,600</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>10,140</td><td>11,000</td><td>11,870</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>8,400</td><td>9,270</td><td>10,140</td></tr>
</table>
2　補償基礎額の扶養加算の対象となる扶養親族の範囲を拡大
(1)　配偶者以外の扶養親族うち子及び孫　　各18歳 → 22歳
(2)　配偶者以外の扶養親族のうち弟妹　　各18歳 → 22歳
</td></tr>
<tr><td>平成6年7月18日</td><td>条例第5号</td><td>
消防団員等に対する補償基礎額の引き上げ等が行われた。(H6.4.1～)
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ
(1)　最　低　額　　8,400円 → 8,600円
(2)　最　高　額　　13,600円 → 13,900円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10年未満</th><th>10年以上
20年未満</th><th>20年以上</th></tr>
<tr><td>団長及び副団長</td><td>12,140</td><td>13,020</td><td>13,900</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>10,370</td><td>11,250</td><td>12,140</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>8,600</td><td>9,490</td><td>10,370</td></tr>
</table>
2　補償基礎額の扶養加算額の引上げ等
(1)　扶養親族でない配偶者、子及び孫、父母及び祖父母、弟妹並びに重度身体障
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　　号
(条例番号)</th><th>改　　正　　内　　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>害者のいずれにも該当しない者に係る額　　33 円 → 67 円
(2)　扶養親族のうち満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる消防団員等については、33 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を補償基礎額に加算する。
3　葬祭補償費の定額部分の引上げ
265,000 円 → 280,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 6 年 9 月 30 日</td><td>条例第 7 号</td><td>健康保険法等の一部改正に伴い、療養補償の範囲に関する規定の整備（在宅療養等に関する規定の追加）を行った。(H6.10.1～)
1　在宅療養等に関する規定を次のとおり制定した。
(1)　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
(2)　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
2　その他所要の規定の整備を行った。</td></tr>
<tr><td>平成 6 年 12 月 16 日</td><td>条例第 9 号</td><td>消防業務協力者に対する補償範囲の拡大（消防法第 25 条第 1 項の応急消火義務者の一部を新たに補償の対象とした。）(H7.1.1～)</td></tr>
<tr><td>平成 7 年 5 月 9 日</td><td>条例第 2 号</td><td>消防団員等に対する補償基礎額の引き上げ等が行われた。(H7.4.1～)
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ
(1)　最　低　額　　8,600 円 →　8,700 円
(2)　最　高　額　　13,900 円 → 14,000 円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr>
<tr><td>団 長 及 び 副 団 長</td><td>12,240</td><td>13,120</td><td>14,000</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>10,470</td><td>11,350</td><td>12,240</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>8,700</td><td>9,590</td><td>10,470</td></tr>
</table>
2　補償基礎額の扶養加算額の引上げ
扶養親族で満 15 歳に達する日以後の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の 3 月 31 日までの間にある子に係る扶養加算額　　33 円 → 67 円</td></tr>
<tr><td>平成 7 年 8 月 31 日</td><td>条例第 7 号</td><td>遺族補償年金に係る補償基礎額に乗じる額（年金を受けることができる遺族の人数に応じた額）の引上げ等を次のとおり行った。(H7.8.1～)
(1)　遺族の人数が 2 人の場合　　193 → 201
(2)　〃　　3 人の場合　　212 → 223
(3)　〃　　4 人以上の場合　　230 → 245
（人数について、従来の「4 人」を「4 人以上」とし、「5 人以上」の規定を削除した。）</td></tr>
<tr><td>平成 8 年 2 月 27 日</td><td>条例第 2 号</td><td>災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部改正に伴い、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官により、応急措置の業務に従事させられた一般協力者についても、損害補償の対象とした。(H8.2.27～)</td></tr>
<tr><td>平成 8 年 4 月 23 日</td><td>条例第 3 号</td><td>介護補償制度の新設等が行われた。(H8.4.1～)
1　介護補償の新設
傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該障害により常時又は随時介護を受けている場合において、介護を受けている期間、一定額（月</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
(条例番号)</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>額）の介護補償を次のとおり支給することとした。
(1)　介護に要する費用を支出して介護を受けた場合
常時介護を要する場合　介護費用として支出された額
(最高限度額 105,080 円)
随時介護を要する場合　介護費用として支出された額
(最高限度額 52,540 円)
(2)　親族等による介護を受けた場合
常時介護を要する場合　　57,050 円
随時介護を要する場合　　28,530 円
ただし、病院又は診療所に入院している場合等については補償は行わないこととした。
2　遺族補償年金を受けることができる子等の年齢要件の緩和
遺族補償年金を受けることができる子、孫又は兄弟姉妹の支給要件を次のとおり改めた。
「18 歳未満」 → 「18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間」
3　年金たる補償の支給月を次のとおり改めた。
「3 月、6 月、9 月及び 12 月」 → 「2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月」</td></tr>
<tr><td>平成 8 年 5 月 27 日</td><td>条例第 5 号</td><td>消防団員等に対する補償基礎額の引き上げ等が行われた。(H8.4.1～)
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ
(1)　最　低　額　　8,700 円 → 8,800 円
(2)　最　高　額　　14,000 円 → 14,200 円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr>
<tr><td>団 長 及 び 副 団 長</td><td>12,400</td><td>13,300</td><td>14,200</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>10,600</td><td>11,500</td><td>12,400</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>8,800</td><td>9,700</td><td>10,600</td></tr>
</table>
2　補償基礎額の扶養加算額の引上げ
扶養親族で満 15 歳に達する日以後の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の 3 月 31 日までの間にある子に係る扶養加算額　　67 円 → 83 円
3　葬祭補償費の定額部分の引上げ
280,000 円 → 295,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 9 年 4 月 23 日</td><td>条例第 4 号</td><td>消防団員等に対する補償基礎額の引き上げ等が行われた。(H9.4.1～)
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ
(1)　最　低　額　　8,800 円 → 8,900 円
(2)　最　高　額　　14,200 円 → 14,300 円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr>
<tr><td>団 長 及 び 副 団 長</td><td>12,500</td><td>13,400</td><td>14,300</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>10,700</td><td>11,600</td><td>12,500</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>8,900</td><td>9,800</td><td>10,700</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
(条例番号)</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>２　補償基礎額の扶養加算額の引上げ
扶養親族で満 15 歳に達する日以後の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の 3 月 31 日までの間にある子に係る扶養加算額　83 円 → 100 円
３　介護補償額の引上げ
(1)　介護に要する費用を支出して介護を受けた場合
常時介護を要する場合　105,080 円 → 105,980 円
随時介護を要する場合　52,540 円 → 52,990 円
(いずれの最高限度額も同様に引上げ)
(2)　親族等による介護を受けた場合
常時介護を要する場合　57,050 円 → 57,550 円
随時介護を要する場合　28,530 円 → 28,780 円
４　厚生年金保険法施行令等の一部改正に伴い、附則の規定について所要の改正を行った。</td></tr>
<tr><td>平成 9 年 12 月 8 日</td><td>条例第 7 号</td><td>臓器の移植に関する法律等の成立に伴い、附則の規定について次のとおり改正が行われた。(H9.10.16～)
(1)　臓器の移植に関する法律第 6 条第 2 項の脳死した者の身体への処置は、当分の間療養補償費を支給することとした。
(2)　その他所要の改正を行った。</td></tr>
<tr><td>平成 9 年 12 月 22 日</td><td>条例第 10 号</td><td>日本私立学校振興・共済事業団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、附則の規定について所要の改正が行われた。(H10.1.1～)</td></tr>
<tr><td>平成 10 年 5 月 26 日</td><td>条例第 2 号</td><td>消防団員等に対する補償基礎額の引き上げ等が行われた。(H10.4.1～)
１　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ
(1)　最　低　額　8,900 円 → 9,100 円
(2)　最　高　額　14,300 円 → 14,500 円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr>
<tr><td>団長及び副団長</td><td>12,700</td><td>13,600</td><td>14,500</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>10,900</td><td>11,800</td><td>12,700</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>9,100</td><td>10,000</td><td>10,900</td></tr>
</table>
２　補償基礎額の扶養加算額の引上げ等
(1)　扶養親族でない配偶者がある場合の扶養親族たる子、父母等のうち 1 人についての加算額を 217 円とした。
(2)　扶養親族で満 15 歳に達する日以後の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の 3 月 31 日までの間にある子に係る扶養加算額　100 円 → 133 円
３　介護補償額の引上げ
(1)　介護に要する費用を支出して介護を受けた場合
常時介護を要する場合　105,980 円 → 107,100 円
随時介護を要する場合　52,990 円 → 53,550 円
(いずれの最高限度額も同様に引上げ)
(2)　親族等による介護を受けた場合
常時介護を要する場合　57,550 円 → 58,150 円
随時介護を要する場合　28,780 円 → 29,080 円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
(条例番号)</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>4　葬祭補償費の定額部分の引上げ
295,000 円 → 305,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 11 年 4 月 21 日</td><td>条例第 1 号</td><td>消防団員等に対する補償基礎額の引き上げ等が行われた。(H11.4.1～)
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ
(1)　最　低　額　　9,100 円 →　据え置き
(2)　最　高　額　　14,500 円 → 14,600 円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr>
<tr><td>団 長 及 び 副 団 長</td><td>12,770</td><td>13,690</td><td>14,600</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>10,940</td><td>11,850</td><td>12,770</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>9,100</td><td>10,020</td><td>10,940</td></tr>
</table>
2　補償基礎額の扶養加算額の引上げ
扶養親族で満 15 歳に達する日以後の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の 3 月 31 日までの間にある子に係る扶養加算額　　133 円 → 167 円
3　介護補償額の引上げ
(1)　介護に要する費用を支出して介護を受けた場合
常時介護を要する場合　107,100 円 → 108,000 円
随時介護を要する場合　　53,550 円 →　54,000 円
(いずれの最高限度額も同様に引上げ)
(2)　親族等による介護を受けた場合
常時介護を要する場合　　58,150 円 →　58,570 円
随時介護を要する場合　　29,080 円 →　29,290 円</td></tr>
<tr><td>平成 12 年 4 月 25 日</td><td>条例第 1 号</td><td>消防団員等に対する補償基礎額の引き上げ等が行われた。
1　原子力災害対策特別措置法が公布されたことに伴い、応急措置の業務に従事した者についても、損害補償の対象とした。(H12.6.16～)
2　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ (H12.4.1～)
(1)　最　低　額　　9,100 円 →　9,200 円
(2)　最　高　額　　14,600 円 → 14,700 円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr>
<tr><td>団 長 及 び 副 団 長</td><td>12,870</td><td>13,790</td><td>14,700</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>11,040</td><td>11,950</td><td>12,870</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>9,200</td><td>10,120</td><td>11,040</td></tr>
</table>
3　介護補償額の引上げ (H12.4.1～)
(1)　介護に要する費用を支出して介護を受けた場合
常時介護を要する場合　108,000 円 → 108,300 円
随時介護を要する場合　　54,000 円 →　54,150 円
(いずれの最高限度額も同様に引上げ)
(2)　親族等による介護を受けた場合
常時介護を要する場合　　58,570 円 →　58,750 円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
(条例番号)</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>随時介護を要する場合　29,290 円 → 29,380 円
4　葬祭補償費の定額部分の引上げ（H12.4.1～）
305,000 円 → 315,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 12 年 12 月 20 日</td><td>条例第 5 号</td><td>中央省庁等改革関係法令の施行に伴い、所要の改正が行われた。(H13.1.6～)
自治省令 → 総務省令</td></tr>
<tr><td>平成 13 年 4 月 6 日</td><td>条例第 3 号</td><td>消防団員等に係る補償基礎額の扶養加算額の引上げが行われた。
(1)　配偶者以外の扶養親族のうち 2 人までに係る額　各 183 円 → 200 円
(2)　配偶者以外の扶養親族のうち 3 人目からの額　67 円 → 100 円</td></tr>
<tr><td>平成 14 年 4 月 16 日</td><td>条例第 9 号</td><td>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴い所要の整備が行われた。(H14.4.1～)</td></tr>
<tr><td>平成 15 年 3 月 31 日</td><td>条例第 2 号</td><td>消防団員等に対する補償基礎額の引き下げ等が行われた。(H15.4.1～)
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引下げ
(1)　最　低　額　9,200 円 → 9,000 円
(2)　最　高　額　14,700 円 → 14,400 円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr>
<tr><td>団長及び副団長</td><td>12,600</td><td>13,500</td><td>14,400</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>10,800</td><td>11,700</td><td>12,600</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>9,000</td><td>9,900</td><td>10,800</td></tr>
</table>
2　補償基礎額の扶養加算額の改定
(1)　扶養加算額の引下げ
配偶者に係る額　533 円 → 467 円
(2)　扶養加算額の引上げ
配偶者以外の扶養親族のうち 3 人目からの額　100 円 → 167 円
3　介護補償額の引下げ
(1)　介護に要する費用を支出して介護を受けた場合
常時介護を要する場合　108,300 円 → 106,100 円
随時介護を要する場合　54,150 円 → 53,050 円
（いずれの最高限度額も同様に引下げ）
(2)　親族等による介護を受けた場合
常時介護を要する場合　58,750 円 → 57,580 円
随時介護を要する場合　29,380 円 → 28,790 円</td></tr>
<tr><td>平成 16 年 3 月 29 日</td><td>条例第 1 号</td><td>消防団員等に対する補償基礎額の引き下げ等が行われた。(H16.4.1～)
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引下げ
(1)　最　低　額　9,000 円 → 据え置き
(2)　最　高　額　14,400 円 → 14,200 円
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
(条例番号)</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td>団長及び副団長</td><td>12,470</td><td>13,340</td><td>14,200</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>10,740</td><td>11,600</td><td>12,470</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>9,000</td><td>9,870</td><td>10,740</td></tr>
</table>
２　補償基礎額の扶養加算額の引下げ
配偶者に係る額　467 円 → 450 円
３　介護補償額の引下げ
(1)　介護に要する費用を支出して介護を受けた場合
常時介護を要する場合　106,100 円 → 104,970 円
随時介護を要する場合　53,050 円 → 52,490 円
(いずれの最高限度額も同様に引下げ)
(2)　親族等による介護を受けた場合
常時介護を要する場合　57,580 円 → 56,950 円
随時介護を要する場合　28,790 円 → 28,480 円
</td></tr>
<tr><td>平成 17 年 6 月 27 日</td><td>条例第 4 号</td><td>消防団員等の障害補償等に係る障害等級等について、地方公務員災害補償法の規定に準じ、所要の改正が行われた。(H16.7.1～)
１　手指の障害の等級の改定
一手の示指を失ったもの　第 10 級 → 第 11 級
一手の小指を失ったもの　第 13 級 → 第 12 級
２　眼の障害の等級の改定
複視に係る障害については準用等級とされていたが、各等級に区分した。
正面視で複視を残すもの　第 12 級 → 第 10 級
正面視以外で複視を残すもの　第 14 級 → 第 13 級</td></tr>
<tr><td>平成 18 年 2 月 21 日</td><td>条例第 1 号</td><td>水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い所要の改正が行われた。(H17.7.1～)</td></tr>
<tr><td>平成 18 年 3 月 30 日</td><td>条例第 6 号</td><td>消防団員等に対する補償基礎額の引き下げ等が行われた。(H18.4.1～)
１　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引下げ
(1)　最　低　額　9,000 円 → 8,800 円
(2)　最　高　額　14,200 円 → 据え置き
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上
20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr>
<tr><td>団長及び副団長</td><td>12,400</td><td>13,300</td><td>14,200</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>10,600</td><td>11,500</td><td>12,400</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>8,800</td><td>9,700</td><td>10,600</td></tr>
</table>
２　補償基礎額の扶養加算額の引下げ
配偶者に係る額　450 円 → 433 円
３　介護補償額の引下げ
(1)　介護に要する費用を支出して介護を受けた場合
常時介護を要する場合　104,970 円 → 104,590 円
随時介護を要する場合　52,490 円 → 52,300 円
(いずれの最高限度額も同様に引下げ)
(2)　親族等による介護を受けた場合
常時介護を要する場合　56,950 円 → 56,710 円</td></tr>
</table>

公布年月日	番　　号 （条例番号）	改　　正　　内　　容
		随時介護を要する場合　　28,480 円 → 28,360 円
平成 18 年 5 月 23 日	条例第 9 号	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正が行われた。（H18.5.24～） 監獄 → 刑事施設
平成 18 年 8 月 18 日	条例第 11 号	消防組織法の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴い、所要の改正が行われた。（H18.6.14～） 消防組織法 第 15 条の 7 第 1 項 → 第 24 条第 1 項
平成 18 年 12 月 13 日	条例第 14 条	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の改正が行われた。 1　傷病補償年金に係る傷病等級ごとの障害について 2　障害補償に係る障害等級ごとの障害について 3　介護補償に係る障害等級について （1～3：規則で定めることとした） 4　地方公務員災害補償制度との均衡を考慮した規定の整備
平成 19 年 4 月 23 日	条例第 6 号	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、扶養親族の範囲の改正が行われた。（H19.4.1～） 1　配偶者以外の扶養親族のうち 2 人まで → 配偶者以外の扶養親族 2　その他の扶養親族の区分を削除
平成 20 年 4 月 16 日	条例第 2 号	補償基礎額の加算額について、配偶者以外の扶養親族に係る額の引上げが行われた。（H20.4.1～） 200 円 → 217 円
平成 21 年 10 月 5 日	条例第 6 号	消防法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正が行われた。（消防法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 34 号）の施行の日から） 消防法 第 35 条の 7 第 1 項 → 第 35 条の 10 第 1 項
平成 22 年 7 月 20 日	条例第 8 号	児童扶養手当法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなったことに伴い、父子家庭における調整を行うための改正及び規定の整備が行われた。（H22.8.1～）
平成 23 年 6 月 1 日	条例第 3 号	平成 23 年 3 月 11 日発生の東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった消防団員の生死が 3 月間分からない場合等には、同日にその消防団員は死亡したものと推定する規定が追加された。（H23.6.1～）
平成 23 年 10 月 1 日	条例第 7 号	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布されたことに伴い所要の改正が行われた。（H23.10.1～） 障害者自立支援法 第 5 条第 12 項 → 第 5 条第 13 項 同条第 6 項 → 同条第 7 項
平成 24 年 2 月 23 日	条例第 2 号	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する法律が公布されたことに伴い、所要の改正が行われた。（H24.4.1～） 障害者自立支援法 第 5 条第 13 項 → 第 5 条第 12 項
平成 25 年 2 月 25 日	条例第 11 号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布され、法律名が改正されたことに伴い、所要の改正

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
(条例番号)</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>が行われた。(H25.4.1～)
「障害者自立支援法」 → 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」</td></tr>
<tr><td>平成 26 年 3 月 10 日</td><td>条例第 2 号</td><td>地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部が施行されることに伴い、所要の改正が行われた。(H26.4.1～)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 12 項 → 第 5 条第 11 項</td></tr>
<tr><td>平成 26 年 11 月 28 日</td><td>条例第 5 号</td><td>次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が公布されたことから所要の改正が行われた。(H26.12.1～)
児童扶養手当法第 4 条第 2 項第 2 号、第 5 号若しくは第 10 号若しくは第 3 項第 2 号 → 第 13 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 2 項第 1 号
児童扶養手当法第 4 条第 2 項第 3 号、第 8 号、第 9 号又は第 13 号 → 第 13 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 2 項第 2 号</td></tr>
<tr><td>平成 27 年 9 月 30 日</td><td>条例第 4 号</td><td>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、共済年金が厚生年金に統合され、旧共済組合期間を有する者が施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなるため、他の法律による給付との調整に係る率の改正等所要の改正が行われた。(H27.10.1～)</td></tr>
<tr><td>平成 28 年 2 月 24 日</td><td>条例第 1 号</td><td>行政不服審査法が施行されることに伴い、所要の改正が行われた。(H28.4.1～)</td></tr>
<tr><td>平成 28 年 3 月 24 日</td><td>条例第 6 号</td><td>労働者災害補償保険法施行令及び地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、所要の改正が行われた。(H28.4.1～)
傷病補償年金と障害厚生年金等が併給される場合、特殊公務災害に係る傷病補償年金と障害厚生年金等が併給される場合及び休業補償と障害補償年金等が併給される場合の調整率を改正</td></tr>
<tr><td>平成 29 年 3 月 30 日</td><td>条例第 4 号</td><td>消防団員等に対する補償基礎額の改正が行われた。(H29.4.1～)
①配偶者に係る額　433 円 → 333 円
②22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子　217 円 → 267 円
③配偶者のない場合の上記の者　367 円 → 333 円
④配偶者及び扶養親族に係る子がない扶養親族　新たに区分　300 円</td></tr>
<tr><td>平成 30 年 2 月 27 日</td><td>条例第 2 号</td><td>消防団員等に対する補償基礎額及び消防法の改正に伴い、所要の改正が行われた。(H30.4.1～)
1　補償基礎額の加算額の改正
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>1 号(配偶者)</td><td>333 円</td><td>217 円</td></tr>
<tr><td>2 号(22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子)</td><td>267 円</td><td rowspan="2">333 円</td></tr>
<tr><td>2 号の場合で配偶者がない場合(扶養親族のうち 1 人に限る)</td><td>333 円</td></tr>
<tr><td>3 号(22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫)</td><td rowspan="4">217 円</td><td rowspan="5">217 円</td></tr>
<tr><td>4 号(60 歳以上の父母及び祖父母)</td></tr>
<tr><td>5 号(22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹)</td></tr>
<tr><td>6 号重度心身障害者</td></tr>
<tr><td>3,4,5,6 号の場合で配偶者及び扶養親族に係る子がない場合
(扶養親族のうち 1 人に限る)</td><td>300 円</td></tr>
</table>
2　消防法の改正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　　号
(条例番号)</th><th>改　　正　　内　　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>消防法第36条 → 第36条第8項</td></tr>
<tr><td>令和2年3月31日</td><td>条例第6号</td><td>消防団員等に対する補償基礎額の引き上げ等が行われた。(R2.4.1～)
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ
(1)　最　低　額　　8,800円 →　8,900円
(2)　最　高　額　　14,200円 →　据え置き
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10年未満</th><th>10年以上
20年未満</th><th>20年以上</th></tr>
<tr><td>団長及び副団長</td><td>12,440</td><td>13,320</td><td>14,200</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>10,670</td><td>11,550</td><td>12,440</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>8,900</td><td>9,790</td><td>10,670</td></tr>
</table>
2　民法の改正により法定利率が改定されることに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等に支給停止期間等の算定に用いる利率について改正
5/100 → 事故発生日における法定利率</td></tr>
<tr><td>令和4年3月3日</td><td>条例第4号</td><td>年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正が行われた。(R4.4.1～)
年金たる補償を受ける権利を担保に供することができる特例が廃止された。</td></tr>
<tr><td>令和6年2月26日</td><td>条例第6号</td><td>消防団員等に対する補償基礎額の引き上げ等が行われた。(R6.4.1～)
1　消防団員並びに消防作業従事者等に係る補償基礎額の引上げ
(1)　最　低　額　　8,900円 →　9,100円
(2)　最　高　額　　14,200円 →　据え置き
改正後の補償基礎額は次のとおりである。
(単位：円)
<table>
<tr><th rowspan="2">階　　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>10年未満</th><th>10年以上
20年未満</th><th>20年以上</th></tr>
<tr><td>団長及び副団長</td><td>12,500</td><td>13,350</td><td>14,200</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>10,800</td><td>11,650</td><td>12,500</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>9,100</td><td>9,950</td><td>10,800</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

(3)　市町村消防団員退職報償金支給条例の改正

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
(条例番号)</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td>昭和 54 年 4 月 2 日</td><td>条例第 14 号</td><td>1　従前の消防補償等組合の解散に伴い、総合事務組合条例として新規に制定した。(S54. 4. 1～)
「市町村消防団員退職報償金支給条例」
2　退職報償金の支給対象となる最低勤務年数の範囲を拡大した。
(最低勤務年数)「10 年以上 15 年未満」→「5 年以上 10 年未満」
改正後の支給額表……次のとおり
(単位：千円)
<table>
<tr><th>階級
勤務年表</th><th>団　長</th><th>副 団 長</th><th>分団長・副分団長</th><th>部　長・班　長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>5 年以上 10 年未満</td><td>70</td><td>60</td><td>55</td><td>50</td><td>40</td></tr>
<tr><td>10 年以上 15 年未満</td><td>150</td><td>130</td><td>120</td><td>110</td><td>100</td></tr>
<tr><td>15 年以上 20 年未満</td><td>210</td><td>180</td><td>160</td><td>150</td><td>140</td></tr>
<tr><td>20 年以上 25 年未満</td><td>290</td><td>250</td><td>220</td><td>200</td><td>180</td></tr>
<tr><td>25 年以上 30 年未満</td><td>390</td><td>340</td><td>300</td><td>270</td><td>250</td></tr>
<tr><td>30 年以上</td><td>500</td><td>450</td><td>410</td><td>370</td><td>340</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>昭和 55 年 5 月 31 日</td><td>条例第 5 号</td><td>退職報償金の支払額の引き上げが行われた。(S55. 4. 1～)
1　最高額（団長 30 年以上）　500,000 円 → 550,000 円
2　最低額（団員 5 年以上 10 年未満）　40,000 円 → 45,000 円
改正後の支給額表……次のとおり
(単位：千円)
<table>
<tr><th>階級
勤務年表</th><th>団　長</th><th>副 団 長</th><th>分団長・副分団長</th><th>部　長・班　長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>5 年以上 10 年未満</td><td>80</td><td>65</td><td>60</td><td>55</td><td>45</td></tr>
<tr><td>10 年以上 15 年未満</td><td>160</td><td>145</td><td>130</td><td>120</td><td>110</td></tr>
<tr><td>15 年以上 20 年未満</td><td>230</td><td>200</td><td>175</td><td>165</td><td>155</td></tr>
<tr><td>20 年以上 25 年未満</td><td>320</td><td>275</td><td>240</td><td>220</td><td>200</td></tr>
<tr><td>25 年以上 30 年未満</td><td>430</td><td>380</td><td>330</td><td>300</td><td>275</td></tr>
<tr><td>30 年以上</td><td>550</td><td>500</td><td>450</td><td>410</td><td>380</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>昭和 57 年 5 月 26 日</td><td>条例第 6 号</td><td>1　退職報償金の支払額の引き上げが行われた。(S57. 4. 1～)
(1)　最高額（団長 30 年以上）　550,000 円 → 600,000 円
(2)　最低額（団員 5 年以上 10 年未満）　45,000 円 → 50,000 円
改正後の支給額表……次のとおり
(単位：千円)
<table>
<tr><th>階級
勤務年表</th><th>団　長</th><th>副 団 長</th><th>分団長・副分団長</th><th>部　長・班　長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>5 年以上 10 年未満</td><td>90</td><td>75</td><td>65</td><td>60</td><td>50</td></tr>
<tr><td>10 年以上 15 年未満</td><td>180</td><td>160</td><td>145</td><td>130</td><td>120</td></tr>
<tr><td>15 年以上 20 年未満</td><td>255</td><td>220</td><td>195</td><td>180</td><td>170</td></tr>
<tr><td>20 年以上 25 年未満</td><td>350</td><td>300</td><td>265</td><td>240</td><td>220</td></tr>
<tr><td>25 年以上 30 年未満</td><td>475</td><td>420</td><td>365</td><td>330</td><td>300</td></tr>
<tr><td>30 年以上</td><td>600</td><td>550</td><td>500</td><td>450</td><td>420</td></tr>
</table>
2　受給遺族の範囲拡大
(1)　配偶者（内縁関係にある者を含む）
(2)　子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
→
(1)　同左
(2)　同左
(3)　(2)に該当しない子及び父母</td></tr>
<tr><td>昭和 61 年 8 月 25 日</td><td>条例第 7 号</td><td>1　退職報償金の支払額の引き上げが行われた。(S61. 4. 1～)</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　　号
（条例番号）</th><th>改　　正　　内　　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
(1)　最高額（団長 30 年以上）　600,000 円 → 700,000 円
(2)　最低額（団員 5 年以上 10 年未満）　50,000 円 → 60,000 円
改正後の支給額表……次のとおり
（単位：千円）
<table>
<tr><th>勤務年表＼階級</th><th>団　長</th><th>副 団 長</th><th>分団長・副分団長</th><th>部　長・班　長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>5 年以上 10 年未満</td><td>105</td><td>90</td><td>80</td><td>70</td><td>60</td></tr>
<tr><td>10 年以上 15 年未満</td><td>210</td><td>190</td><td>170</td><td>150</td><td>140</td></tr>
<tr><td>15 年以上 20 年未満</td><td>300</td><td>260</td><td>230</td><td>210</td><td>200</td></tr>
<tr><td>20 年以上 25 年未満</td><td>410</td><td>350</td><td>310</td><td>280</td><td>260</td></tr>
<tr><td>25 年以上 30 年未満</td><td>550</td><td>490</td><td>430</td><td>380</td><td>350</td></tr>
<tr><td>30 年以上</td><td>700</td><td>640</td><td>580</td><td>520</td><td>490</td></tr>
</table>
2　遺族からの排除規定の新設（S61.8.25～）
次に掲げるものは、退職報償金を受けることができる遺族としないこととされた。
(1)　消防団員を故意に死亡させた者
(2)　消防団員の死亡前に、当該消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
</td></tr>
<tr><td>昭和 63 年 8 月 9 日</td><td>条例第 6 号</td><td>
退職報償金の支給基礎となる階級の改正が行われた。（S63.4.1～）
退職報償金の支払いについては退職時の階級に基づいて決定するという原則を維持しつつ、過去に退職時の階級よりも上位の階級に属してした期間が 1 年以上ある場合は、その上位の階級に基づいて退職報償金を支払うこととされた。
この場合において、退職時の階級より上位の階級が複数ある場合には、1 つの階級では在職期間が 1 年未満でも、それらの階級のうち、最も上位の階級から順次その在職期間を合算し、その在職期間がはじめて 1 年以上となる場合の最後に合算した期間に係る階級によることとされた。
</td></tr>
<tr><td>平成元年 7 月 3 日</td><td>条例第 4 号</td><td>
退職報償金について、階級の区分を改め、支払額の引き上げが行われた。
（H 元.4.1～）
1　階級の区分について
従来 5 段階の階級区分を 6 段階とし、副分団長の階級区分を新設した。
2　退職報償金の支払額の引上げ
(1)　最高額（団長 30 年以上）　700,000 円 → 750,000 円
(2)　最低額（団員 5 年以上 10 年未満）　60,000 円 → 70,000 円
改正後の支給額表……次のとおり
（単位：千円）
<table>
<tr><th>勤務年表＼階級</th><th>団　長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長及び班長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>5 年以上 10 年未満</td><td>110</td><td>100</td><td>95</td><td>90</td><td>80</td><td>70</td></tr>
<tr><td>10 年以上 15 年未満</td><td>220</td><td>200</td><td>190</td><td>180</td><td>160</td><td>150</td></tr>
<tr><td>15 年以上 20 年未満</td><td>320</td><td>275</td><td>260</td><td>245</td><td>220</td><td>210</td></tr>
<tr><td>20 年以上 25 年未満</td><td>435</td><td>370</td><td>350</td><td>330</td><td>300</td><td>275</td></tr>
<tr><td>25 年以上 30 年未満</td><td>585</td><td>520</td><td>490</td><td>460</td><td>405</td><td>370</td></tr>
<tr><td>30 年以上</td><td>750</td><td>680</td><td>645</td><td>615</td><td>550</td><td>520</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>平成 3 年 5 月 28 日</td><td>条例第 5 号</td><td>
退職報償金の支払額の引上げが行われた。（H3.4.1～）
1　最高額（団長 30 年以上）　750,000 円 → 800,000 円
2　最低額（団員 5 年以上 10 年未満）　70,000 円 → 75,000 円
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　　号
（条例番号）</th><th>改　　正　　内　　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>改正後の支給額表……次のとおり
（単位：千円）
<table>
<tr><th>勤　務　年　表</th><th>団　長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長及び班長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>5年以上10年未満</td><td>115</td><td>105</td><td>100</td><td>95</td><td>85</td><td>75</td></tr>
<tr><td>10年以上15年未満</td><td>235</td><td>215</td><td>205</td><td>190</td><td>170</td><td>160</td></tr>
<tr><td>15年以上20年未満</td><td>340</td><td>295</td><td>280</td><td>260</td><td>235</td><td>225</td></tr>
<tr><td>20年以上25年未満</td><td>465</td><td>395</td><td>375</td><td>355</td><td>320</td><td>295</td></tr>
<tr><td>25年以上30年未満</td><td>625</td><td>555</td><td>525</td><td>490</td><td>435</td><td>395</td></tr>
<tr><td>30年以上</td><td>800</td><td>725</td><td>690</td><td>655</td><td>590</td><td>555</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>平成4年4月22日</td><td>条例第6号</td><td>退職報償金の支払額の引き上げが行われた。（H4.4.1～）
1　最高額（団長30年以上）　800,000円 → 830,000円
2　最低額（団員5年以上10年未満）　75,000円 → 95,000円
改正後の支給額表……次のとおり
（単位：千円）
<table>
<tr><th>勤　務　年　表</th><th>団　長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長及び班長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>5年以上10年未満</td><td>140</td><td>130</td><td>120</td><td>115</td><td>105</td><td>95</td></tr>
<tr><td>10年以上15年未満</td><td>245</td><td>225</td><td>215</td><td>200</td><td>180</td><td>165</td></tr>
<tr><td>15年以上20年未満</td><td>355</td><td>315</td><td>305</td><td>280</td><td>255</td><td>235</td></tr>
<tr><td>20年以上25年未満</td><td>480</td><td>410</td><td>395</td><td>370</td><td>330</td><td>305</td></tr>
<tr><td>25年以上30年未満</td><td>650</td><td>575</td><td>545</td><td>510</td><td>450</td><td>410</td></tr>
<tr><td>30年以上</td><td>830</td><td>750</td><td>715</td><td>680</td><td>610</td><td>575</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>平成5年4月22日</td><td>条例第3号</td><td>退職報償金の支払額の引き上げが行われた。（H5.4.1～）
1　最高額（団長30年以上）　830,000円 → 855,000円
2　最低額（団員5年以上10年未満）　95,000円 → 100,000円
改正後の支給額表……次のとおり
（単位：千円）
<table>
<tr><th>勤　務　年　表</th><th>団　長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長及び班長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>5年以上10年未満</td><td>145</td><td>135</td><td>125</td><td>120</td><td>110</td><td>100</td></tr>
<tr><td>10年以上15年未満</td><td>250</td><td>235</td><td>220</td><td>205</td><td>185</td><td>170</td></tr>
<tr><td>15年以上20年未満</td><td>365</td><td>335</td><td>315</td><td>290</td><td>260</td><td>240</td></tr>
<tr><td>20年以上25年未満</td><td>495</td><td>435</td><td>410</td><td>380</td><td>340</td><td>315</td></tr>
<tr><td>25年以上30年未満</td><td>670</td><td>610</td><td>560</td><td>525</td><td>465</td><td>420</td></tr>
<tr><td>30年以上</td><td>855</td><td>790</td><td>735</td><td>700</td><td>630</td><td>590</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>平成6年7月18日</td><td>条例第6号</td><td>退職報償金の支払額の引き上げが行われた。（H6.4.1～）
1　最高額（団長30年以上）　855,000円 → 870,000円
2　最低額（団員5年以上10年未満）　100,000円 → 105,000円
改正後の支給額表……次のとおり
（単位：千円）
<table>
<tr><th>勤　務　年　表</th><th>団　長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長及び班長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>5年以上10年未満</td><td>150</td><td>140</td><td>130</td><td>125</td><td>115</td><td>105</td></tr>
<tr><td>10年以上15年未満</td><td>255</td><td>240</td><td>225</td><td>210</td><td>190</td><td>175</td></tr>
<tr><td>15年以上20年未満</td><td>370</td><td>340</td><td>320</td><td>295</td><td>265</td><td>245</td></tr>
<tr><td>20年以上25年未満</td><td>505</td><td>445</td><td>420</td><td>385</td><td>345</td><td>320</td></tr>
<tr><td>25年以上30年未満</td><td>685</td><td>620</td><td>570</td><td>535</td><td>475</td><td>430</td></tr>
<tr><td>30年以上</td><td>870</td><td>805</td><td>750</td><td>715</td><td>640</td><td>600</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
（条例番号）</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td>平成７年５月９日</td><td>条例第３号</td><td>退職報償金の支払額の引き上げが行われた。（H7.4.1～）
１　最高額（団長30年以上）　870,000円 → 880,000円
２　最低額（団員５年以上10年未満）　105,000円 → 110,000円
改正後の支給額表……次のとおり
（単位：千円）
<table>
<tr><th>勤　務　年　表</th><th>団　長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長及び班長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>５年以上10年未満</td><td>155</td><td>145</td><td>135</td><td>130</td><td>120</td><td>110</td></tr>
<tr><td>10年以上15年未満</td><td>260</td><td>245</td><td>230</td><td>215</td><td>195</td><td>180</td></tr>
<tr><td>15年以上20年未満</td><td>375</td><td>345</td><td>325</td><td>300</td><td>270</td><td>250</td></tr>
<tr><td>20年以上25年未満</td><td>510</td><td>450</td><td>425</td><td>390</td><td>350</td><td>325</td></tr>
<tr><td>25年以上30年未満</td><td>695</td><td>625</td><td>575</td><td>540</td><td>480</td><td>435</td></tr>
<tr><td>30年以上</td><td>880</td><td>815</td><td>760</td><td>725</td><td>650</td><td>605</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>平成８年５月27日</td><td>条例第６号</td><td>退職報償金の支払額の引き上げが行われた。（H8.4.1～）
１　最高額（団長30年以上）　880,000円 → 890,000円
２　最低額（団員５年以上10年未満）　110,000円 → 115,000円
改正後の支給額表……次のとおり
（単位：千円）
<table>
<tr><th>勤　務　年　表</th><th>団　長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長及び班長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>５年以上10年未満</td><td>160</td><td>150</td><td>140</td><td>135</td><td>125</td><td>115</td></tr>
<tr><td>10年以上15年未満</td><td>265</td><td>250</td><td>235</td><td>220</td><td>200</td><td>185</td></tr>
<tr><td>15年以上20年未満</td><td>380</td><td>350</td><td>330</td><td>305</td><td>275</td><td>255</td></tr>
<tr><td>20年以上25年未満</td><td>515</td><td>455</td><td>430</td><td>395</td><td>355</td><td>330</td></tr>
<tr><td>25年以上30年未満</td><td>700</td><td>630</td><td>580</td><td>545</td><td>485</td><td>440</td></tr>
<tr><td>30年以上</td><td>890</td><td>820</td><td>765</td><td>730</td><td>655</td><td>610</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>平成９年４月21日</td><td>条例第５号</td><td>退職報償金の支払額の引き上げが行われた。（H9.4.1～）
１　最高額（団長30年以上）　890,000円 → 900,000円
２　最低額（団員５年以上10年未満）　115,000円 → 120,000円
改正後の支給額表……次のとおり
（単位：千円）
<table>
<tr><th>勤　務　年　表</th><th>団　長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長及び班長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>５年以上10年未満</td><td>165</td><td>155</td><td>145</td><td>140</td><td>130</td><td>120</td></tr>
<tr><td>10年以上15年未満</td><td>270</td><td>255</td><td>240</td><td>225</td><td>205</td><td>190</td></tr>
<tr><td>15年以上20年未満</td><td>385</td><td>355</td><td>335</td><td>310</td><td>280</td><td>260</td></tr>
<tr><td>20年以上25年未満</td><td>520</td><td>460</td><td>435</td><td>400</td><td>360</td><td>335</td></tr>
<tr><td>25年以上30年未満</td><td>705</td><td>635</td><td>585</td><td>550</td><td>490</td><td>445</td></tr>
<tr><td>30年以上</td><td>900</td><td>830</td><td>770</td><td>735</td><td>660</td><td>615</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>平成10年５月26日</td><td>条例第３号</td><td>退職報償金の支払額の引き上げが行われた。（H10.4.1～）
１　最高額（団長30年以上）　900,000円 → 910,000円
２　最低額（団員５年以上10年未満）　120,000円 → 125,000円
改正後の支給額表……次のとおり
（単位：千円）
<table>
<tr><th>勤　務　年　表</th><th>団　長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長及び班長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>５年以上10年未満</td><td>170</td><td>160</td><td>150</td><td>145</td><td>135</td><td>125</td></tr>
<tr><td>10年以上15年未満</td><td>275</td><td>260</td><td>245</td><td>230</td><td>210</td><td>195</td></tr>
<tr><td>15年以上20年未満</td><td>390</td><td>360</td><td>340</td><td>315</td><td>285</td><td>265</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
（条例番号）</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td>20 年以上 25 年未満</td><td>525</td><td>465</td><td>440</td><td>405</td><td>365</td><td>340</td></tr>
<tr><td>25 年以上 30 年未満</td><td>710</td><td>640</td><td>590</td><td>555</td><td>495</td><td>450</td></tr>
<tr><td>30 年以上</td><td>910</td><td>840</td><td>780</td><td>740</td><td>665</td><td>620</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>平成 11 年 4 月 21 日</td><td>条例第 2 号</td><td>
退職報償金の支払額の引き上げが行われた。（H11. 4. 1～）
1　最高額（団長 30 年以上）　910,000 円 → 915,000 円
2　最低額（団員 5 年以上 10 年未満）　125,000 円 → 130,000 円
改正後の支給額表……次のとおり
（単位：千円）
<table>
<tr><th>勤　務　年　表</th><th>団　長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長及び班長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>5 年以上 10 年未満</td><td>175</td><td>165</td><td>155</td><td>150</td><td>140</td><td>130</td></tr>
<tr><td>10 年以上 15 年未満</td><td>280</td><td>265</td><td>250</td><td>235</td><td>215</td><td>200</td></tr>
<tr><td>15 年以上 20 年未満</td><td>395</td><td>365</td><td>345</td><td>320</td><td>290</td><td>270</td></tr>
<tr><td>20 年以上 25 年未満</td><td>530</td><td>470</td><td>445</td><td>410</td><td>370</td><td>345</td></tr>
<tr><td>25 年以上 30 年未満</td><td>715</td><td>645</td><td>595</td><td>560</td><td>500</td><td>455</td></tr>
<tr><td>30 年以上</td><td>915</td><td>845</td><td>785</td><td>745</td><td>670</td><td>625</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>平成 12 年 4 月 25 日</td><td>条例第 2 号</td><td>
退職報償金の支払額の引き上げが行われた。（H12. 4. 1～）
1　最高額（団長 30 年以上）　915,000 円 → 917,000 円
2　最低額（団員 5 年以上 10 年未満）　130,000 円 → 132,000 円
改正後の支給額表……次のとおり
（単位：千円）
<table>
<tr><th>勤　務　年　表</th><th>団　長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長及び班長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>5 年以上 10 年未満</td><td>177</td><td>167</td><td>157</td><td>152</td><td>142</td><td>132</td></tr>
<tr><td>10 年以上 15 年未満</td><td>282</td><td>267</td><td>252</td><td>237</td><td>217</td><td>202</td></tr>
<tr><td>15 年以上 20 年未満</td><td>397</td><td>367</td><td>347</td><td>322</td><td>292</td><td>272</td></tr>
<tr><td>20 年以上 25 年未満</td><td>532</td><td>472</td><td>447</td><td>412</td><td>372</td><td>347</td></tr>
<tr><td>25 年以上 30 年未満</td><td>717</td><td>647</td><td>597</td><td>562</td><td>502</td><td>457</td></tr>
<tr><td>30 年以上</td><td>917</td><td>847</td><td>787</td><td>747</td><td>672</td><td>627</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>平成 12 年 12 月 20 日</td><td>条例第 6 号</td><td>
中央省庁等改革等関係法令の施行に伴い、所要の改正が行われた。（H13. 1. 6～）
自治省令 → 総務省令
</td></tr>
<tr><td>平成 13 年 4 月 6 日</td><td>条例第 4 号</td><td>
退職報償金の支払額の引き上げが行われた。（H13. 4. 1～）
1　最高額（団長 30 年以上）　917,000 円 → 921,000 円
2　最低額（団員 5 年以上 10 年未満）　132,000 円 → 136,000 円
改正後の支給額表……次のとおり
（単位：千円）
<table>
<tr><th>勤　務　年　表</th><th>団　長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長及び班長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>5 年以上 10 年未満</td><td>181</td><td>171</td><td>161</td><td>156</td><td>146</td><td>136</td></tr>
<tr><td>10 年以上 15 年未満</td><td>286</td><td>271</td><td>256</td><td>241</td><td>221</td><td>206</td></tr>
<tr><td>15 年以上 20 年未満</td><td>401</td><td>371</td><td>351</td><td>326</td><td>296</td><td>276</td></tr>
<tr><td>20 年以上 25 年未満</td><td>536</td><td>476</td><td>451</td><td>416</td><td>376</td><td>351</td></tr>
<tr><td>25 年以上 30 年未満</td><td>721</td><td>651</td><td>601</td><td>566</td><td>506</td><td>461</td></tr>
<tr><td>30 年以上</td><td>921</td><td>851</td><td>791</td><td>751</td><td>676</td><td>631</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>平成 14 年 4 月 3 日</td><td>条例第 8 号</td><td>
退職報償金の支払額の引き上げが行われた。（H14. 4. 1～）
1　最高額（団長 30 年以上）　921,000 円 → 925,000 円
2　最低額（団員 5 年以上 10 年未満）　136,000 円 → 140,000 円
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　　号
（条例番号）</th><th>改　　正　　内　　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>改正後の支給額表……次のとおり
（単位：千円）
<table>
<tr><th>勤　務　年　表</th><th>団　長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長及び班長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>5 年以上 10 年未満</td><td>185</td><td>175</td><td>165</td><td>160</td><td>150</td><td>140</td></tr>
<tr><td>10 年以上 15 年未満</td><td>290</td><td>275</td><td>260</td><td>245</td><td>225</td><td>210</td></tr>
<tr><td>15 年以上 20 年未満</td><td>405</td><td>375</td><td>355</td><td>330</td><td>300</td><td>280</td></tr>
<tr><td>20 年以上 25 年未満</td><td>540</td><td>480</td><td>455</td><td>420</td><td>380</td><td>355</td></tr>
<tr><td>25 年以上 30 年未満</td><td>725</td><td>655</td><td>605</td><td>570</td><td>510</td><td>465</td></tr>
<tr><td>30 年以上</td><td>925</td><td>855</td><td>795</td><td>755</td><td>680</td><td>635</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>平成 15 年 4 月 2 日</td><td>条例第 3 号</td><td>退職報償金の支払額の引き上げが行われた。（H15. 4. 1～）
1　最高額（団長 30 年以上）　925,000 円 → 927,000 円
2　最低額（団員 5 年以上 10 年未満）　140,000 円 → 142,000 円
改正後の支給額表……次のとおり
（単位：千円）
<table>
<tr><th>勤　務　年　表</th><th>団　長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長及び班長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>5 年以上 10 年未満</td><td>187</td><td>177</td><td>167</td><td>162</td><td>152</td><td>142</td></tr>
<tr><td>10 年以上 15 年未満</td><td>292</td><td>277</td><td>262</td><td>247</td><td>227</td><td>212</td></tr>
<tr><td>15 年以上 20 年未満</td><td>407</td><td>377</td><td>357</td><td>332</td><td>302</td><td>282</td></tr>
<tr><td>20 年以上 25 年未満</td><td>542</td><td>482</td><td>457</td><td>422</td><td>382</td><td>357</td></tr>
<tr><td>25 年以上 30 年未満</td><td>727</td><td>657</td><td>607</td><td>572</td><td>512</td><td>467</td></tr>
<tr><td>30 年以上</td><td>927</td><td>857</td><td>797</td><td>757</td><td>682</td><td>637</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>平成 16 年 4 月 12 日</td><td>条例第 2 号</td><td>退職報償金の支払額の引き上げが行われた。（H16. 4. 1～）
1　最高額（団長 30 年以上）　927,000 円 → 929,000 円
2　最低額（団員 5 年以上 10 年未満）　142,000 円 → 144,000 円
改正後の支給額表……次のとおり
（単位：千円）
<table>
<tr><th>勤　務　年　表</th><th>団　長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長及び班長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>5 年以上 10 年未満</td><td>189</td><td>179</td><td>169</td><td>164</td><td>154</td><td>144</td></tr>
<tr><td>10 年以上 15 年未満</td><td>294</td><td>279</td><td>264</td><td>249</td><td>229</td><td>214</td></tr>
<tr><td>15 年以上 20 年未満</td><td>409</td><td>379</td><td>359</td><td>334</td><td>304</td><td>284</td></tr>
<tr><td>20 年以上 25 年未満</td><td>544</td><td>484</td><td>459</td><td>424</td><td>384</td><td>359</td></tr>
<tr><td>25 年以上 30 年未満</td><td>729</td><td>659</td><td>609</td><td>574</td><td>514</td><td>469</td></tr>
<tr><td>30 年以上</td><td>929</td><td>859</td><td>799</td><td>759</td><td>684</td><td>639</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>平成 17 年 4 月 12 日</td><td>条例第 3 号</td><td>退職報償金の支払額の引き上げが行われた。（H17. 4. 1～）
勤務年数 10 年以上 25 年未満に係る分団長、副分団長及び部長・班長の退職報償金の支払額の引き上げが行われた。
改正後の支給額表……次のとおり
（単位：千円）
<table>
<tr><th>勤　務　年　表</th><th>団　長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長及び班長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>5 年以上 10 年未満</td><td>189</td><td>179</td><td>169</td><td>164</td><td>154</td><td>144</td></tr>
<tr><td>10 年以上 15 年未満</td><td>294</td><td>279</td><td>266</td><td>251</td><td>231</td><td>214</td></tr>
<tr><td>15 年以上 20 年未満</td><td>409</td><td>379</td><td>361</td><td>336</td><td>306</td><td>284</td></tr>
<tr><td>20 年以上 25 年未満</td><td>544</td><td>484</td><td>461</td><td>426</td><td>386</td><td>359</td></tr>
<tr><td>25 年以上 30 年未満</td><td>729</td><td>659</td><td>609</td><td>574</td><td>514</td><td>469</td></tr>
<tr><td>30 年以上</td><td>929</td><td>859</td><td>799</td><td>759</td><td>684</td><td>639</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　　号
（条例番号）</th><th>改　　正　　内　　容</th></tr>
<tr><td>平成 18 年 4 月 20 日</td><td>条例第 8 号</td><td>退職報償金の支払額の引き上げが行われた。（H18.4.1～）
勤務年数 10 年以上 25 年未満に係る分団長、副分団長及び部長・班長の退職報償金の支払額の引き上げが行われた。
改正後の支給額表……次のとおり
（単位：千円）
<table>
<tr><th>勤　務　年　表</th><th>団　長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長及び班長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>5 年以上 10 年未満</td><td>189</td><td>179</td><td>169</td><td>164</td><td>154</td><td>144</td></tr>
<tr><td>10 年以上 15 年未満</td><td>294</td><td>279</td><td>268</td><td>253</td><td>233</td><td>214</td></tr>
<tr><td>15 年以上 20 年未満</td><td>409</td><td>379</td><td>363</td><td>338</td><td>308</td><td>284</td></tr>
<tr><td>20 年以上 25 年未満</td><td>544</td><td>484</td><td>463</td><td>428</td><td>388</td><td>359</td></tr>
<tr><td>25 年以上 30 年未満</td><td>729</td><td>659</td><td>609</td><td>574</td><td>514</td><td>469</td></tr>
<tr><td>30 年以上</td><td>929</td><td>859</td><td>799</td><td>759</td><td>684</td><td>639</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>平成 18 年 8 月 18 日</td><td>条例第 12 号</td><td>消防組織法の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴い、所要の改正が行われた。（H18.6.14～）
消防組織法第 15 条の 8 → 消防組織法第 25 条</td></tr>
<tr><td>平成 23 年 5 月 13 日</td><td>条例第 2 号</td><td>平成 23 年 3 月 11 日発生の東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった消防団員の生死が 3 月間分からない場合等には、同日にその消防団員は死亡したものと推定する規定が追加された。（H23.5.13～）</td></tr>
<tr><td>平成 26 年 3 月 10 日</td><td>条例第 1 号</td><td>退職報償金の支払額の引き上げが行われた。（H26.4.1～）
1　最高額（団長 30 年以上）　929,000 円 → 979,000 円
2　最低額（団員 5 年以上 10 年未満）　144,000 円 → 200,000 円
改正後の支給額表……次のとおり
（単位：千円）
<table>
<tr><th>勤　務　年　表</th><th>団　長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長及び班長</th><th>団　員</th></tr>
<tr><td>5 年以上 10 年未満</td><td>239</td><td>229</td><td>219</td><td>214</td><td>204</td><td>200</td></tr>
<tr><td>10 年以上 15 年未満</td><td>344</td><td>329</td><td>318</td><td>303</td><td>283</td><td>264</td></tr>
<tr><td>15 年以上 20 年未満</td><td>459</td><td>429</td><td>413</td><td>388</td><td>358</td><td>334</td></tr>
<tr><td>20 年以上 25 年未満</td><td>594</td><td>534</td><td>513</td><td>478</td><td>438</td><td>409</td></tr>
<tr><td>25 年以上 30 年未満</td><td>779</td><td>709</td><td>659</td><td>624</td><td>564</td><td>519</td></tr>
<tr><td>30 年以上</td><td>979</td><td>909</td><td>849</td><td>809</td><td>734</td><td>689</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>平成 29 年 2 月 21 日</td><td>条例第 1 号</td><td>各市町村において退職報償金を支給対象としない機能別消防団員の任命に対応するため、所要の改正が行われた。（H29.4.1～）
1　退職報償金の支給に関する特例として退職報償金を支給しない者を定義
2　退職報償金を支給しない者として勤務した期間は、勤務年数に算入しない</td></tr>
</table>

(4)　市町村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の改正

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　　号
(条例番号)</th><th>改　　正　　内　　容</th></tr>
<tr><td>昭和 54 年 4 月 2 日</td><td>条例第 15 号</td><td>従前の消防賞じゅつ金組合の解散に伴い、総合事務組合条例として新規に制定
「市町村消防賞じゅつ金条例」　(S54.4.1～)
賞じゅつ金授与表…別添資料のとおり…
殉職者賞じゅつ金
障害者賞じゅつ金</td></tr>
<tr><td>昭和 58 年 3 月 10 日</td><td>条例第 1 号</td><td>障害に関する用語の整理に関する法律（昭和 57 年法律第 66 号）が公布施行されたことに伴い、不快用語を整理した。(S58.3.10～)</td></tr>
<tr><td>昭和 58 年 10 月 18 日</td><td>条例第 9 号</td><td>1　題名の改正（S58.4.1～）
「市町村消防賞じゅつ金条例」を「市町村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例」に改めた。
2　殉職者特別賞じゅつ金に関する事項を追加した。
殉職者特別賞じゅつ金…23,000,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 4 年 8 月 28 日</td><td>条例第 12 号</td><td>消防賞じゅつ金の最高限度額の引上げ等を行った。(H4.4.1～)
1　殉職者特別賞じゅつ金の引上げ
23,000,000 円 → 25,000,000 円
2　殉職者賞じゅつ金の最高限度額等の引上げ
最高限度額　20,000,000 円 → 21,000,000 円
改正後の殉職者賞じゅつ金の授与額は次のとおり。
<table>
<tr><th colspan="2">功 労 の 程 度 に よ る 支 給 額</th></tr>
<tr><th>功　　労　　の　　程　　度</th><th>金　　額</th></tr>
<tr><td>(1)　特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者</td><td>21,000,000 円</td></tr>
<tr><td>(2)　抜群の功労があり、他の模範となると認められる者</td><td>15,600,000 円</td></tr>
<tr><td>(3)　特に顕著な功労があると認められる者</td><td>11,500,000 円以下
7,700,000 円以上</td></tr>
<tr><td>(4)　多大な功労があると認められる者</td><td>5,400,000 円</td></tr>
</table>
3　障害者賞じゅつ金の最高限度額等の引上げ
最高限度額　15,000,000 円 → 17,200,000 円
改正後の障害者賞じゅつ金の授与額は次のとおり。
<table>
<tr><th colspan="4">障害者賞じゅつ金功労程度及び障害の等級による支給額</th></tr>
<tr><th>功労の程度
障害の等級</th><th>(1)　抜群の功労があり他の模範となると認められる者</th><th>(2)　特に顕著な功労があると認められる者</th><th>(3)　多大な功労があると認められる者</th></tr>
<tr><td>第　1　級</td><td>17,200,000 円</td><td>11,300,000 円以下
7,500,000 円以上</td><td>4,500,000 円</td></tr>
<tr><td>第　2　級</td><td>12,900,000 円</td><td>10,190,000 円以下
6,600,000 円以上</td><td>4,190,000 円</td></tr>
<tr><td>第　3　級</td><td>11,300,000 円</td><td>9,000,000 円以下
5,900,000 円以上</td><td>3,750,000 円</td></tr>
<tr><td>第　4　級</td><td>10,130,000 円</td><td>8,100,000 円以下
5,300,000 円以上</td><td>3,430,000 円</td></tr>
<tr><td>第　5　級</td><td>8,860,000 円</td><td>7,090,000 円以下
4,600,000 円以上</td><td>3,000,000 円</td></tr>
<tr><td>第　6　級</td><td>7,800,000 円</td><td>6,190,000 円以下
3,900,000 円以上</td><td>2,560,000 円</td></tr>
<tr><td>第　7　級</td><td>6,610,000 円</td><td>5,280,000 円以下
3,400,000 円以上</td><td>2,200,000 円</td></tr>
<tr><td>第　8　級</td><td>5,720,000 円</td><td>4,500,000 円以下
2,800,000 円以上</td><td>1,950,000 円</td></tr>
</table>
4　その他所要の規定の整備を行った。</td></tr>
<tr><td>平成 7 年 5 月 9 日</td><td>条例第 4 号</td><td>消防表彰規程の一部改正に伴い、消防賞じゅつ金の最高限度額の引上げ等を行った。(H7.4.1～)</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
(条例番号)</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
1　殉職者特別賞じゅつ金の引上げ
25,000,000 円 → 30,000,000 円
2　殉職者賞じゅつ金の最高限度額等の引上げ
最高限度額　21,000,000 円 → 25,200,000 円
改正後の殉職者賞じゅつ金の授与額は次のとおり。
<table>
<tr><th colspan="2">功労の程度による支給額</th></tr>
<tr><th>功　労　の　程　度</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td>(1) 特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者</td><td>25,200,0000 円</td></tr>
<tr><td>(2) 抜群の功労があり、他の模範となると認められる者</td><td>18,700,000 円</td></tr>
<tr><td>(3) 特に顕著な功労があると認められる者</td><td>13,600,000 円以下
9,000,000 円以上</td></tr>
<tr><td>(4) 多大な功労があると認められる者</td><td>5,400,000 円</td></tr>
</table>

3　障害者賞じゅつ金の最高限度額等の引上げ
最高限度額　17,200,000 円 → 20,600,000 円
改正後の障害者賞じゅつ金の授与額は次のとおり。
<table>
<tr><th colspan="4">障害者賞じゅつ金功労程度及び障害の等級による支給額</th></tr>
<tr><th>功労の程度
障害の等級</th><th>(1) 抜群の功労があり他の模範となると認められる者</th><th>(2) 特に顕著な功労があると認められる者</th><th>(3) 多大な功労があると認められる者</th></tr>
<tr><td>第　1　級</td><td>20,600,000 円</td><td>13,600,000 円以下
9,000,000 円以上</td><td>4,900,000 円</td></tr>
<tr><td>第　2　級</td><td>15,500,000 円</td><td>12,100,000 円以下
7,900,000 円以上</td><td>4,600,000 円</td></tr>
<tr><td>第　3　級</td><td>13,600,000 円</td><td>10,700,000 円以下
7,100,000 円以上</td><td>4,100,000 円</td></tr>
<tr><td>第　4　級</td><td>12,100,000 円</td><td>9,500,000 円以下
6,400,000 円以上</td><td>3,600,000 円</td></tr>
<tr><td>第　5　級</td><td>10,300,000 円</td><td>8,200,000 円以下
5,500,000 円以上</td><td>3,100,000 円</td></tr>
<tr><td>第　6　級</td><td>9,000,000 円</td><td>7,700,000 円以下
4,700,000 円以上</td><td>2,800,000 円</td></tr>
<tr><td>第　7　級</td><td>7,600,000 円</td><td>5,900,000 円以下
4,100,000 円以上</td><td>2,300,000 円</td></tr>
<tr><td>第　8　級</td><td>6,400,000 円</td><td>4,900,000 円以下
3,400,000 円以上</td><td>1,950,000 円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

(5)　市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の改正

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　　号
(条例番号)</th><th>改　　正　　内　　容</th></tr>
<tr><td>昭和 54 年 4 月 2 日</td><td>条例第 16 号</td><td>従前の市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴い、総合事務組合条例として新規に制定した。(S54.4.1～)
「市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」</td></tr>
<tr><td>昭和 56 年 1 月 27 日</td><td>条例第 6 号</td><td>1　補償基礎額について「定額制」から「選択制」に改めた。(S56.4.1～)
補償基礎額表…別表のとおり
2　地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和 55 年法律第 106 号）が公布施行されたことに伴い、遺族補償年金の額の引き上げ、障害補償年金差額一時金及び障害補償年金前払一時金制度が創設された。(S55.11.1～)
(1)　遺族補償年金の引き上げ
遺族補償の額の算定に当たり補償基礎額に乗ずべき数
<table>
<tr><th colspan="3">区　分 ＼ 適用年月日</th><th>改正前</th><th>56.4.1 以降</th></tr>
<tr><td rowspan="6">遺族補償年金</td><td rowspan="3">1人</td><td>①　②及び③の妻以外の者である場合</td><td>365×35/100</td><td rowspan="2">153</td></tr>
<tr><td>②　③の妻以外の妻で 50 歳以上 55 歳未満のものである場合</td><td>365×40/100</td></tr>
<tr><td>③　55 歳以上の妻及び一定の障害の状態にある妻である場合</td><td>365×45/100</td><td>175</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　人</td><td>365×50/100</td><td>193</td></tr>
<tr><td colspan="2">3　人</td><td>365×56/100</td><td>212</td></tr>
<tr><td colspan="2">4　人</td><td>365×62/100</td><td>230</td></tr>
<tr><td colspan="2">5　人　以　上</td><td>365×67/100</td><td>245</td></tr>
</table>
(2)　障害補償年金差額一時金制度の創設
障害補償年金受給者が死亡した場合、支給済の年金の合計額が下表の額に満たない場合に、その差額相当分を障害補償年金差額一時金として支給することとされた。(障害加重の場合は調整支給する。)
<table>
<tr><th>障害の等級</th><th>額</th></tr>
<tr><td>第　1　級</td><td>年　金
補償基礎額　× 1,340</td></tr>
<tr><td>第　2　級</td><td>〃　× 1,190</td></tr>
<tr><td>第　3　級</td><td>〃　× 1,050</td></tr>
<tr><td>第　4　級</td><td>〃　× 920</td></tr>
<tr><td>第　5　級</td><td>〃　× 790</td></tr>
<tr><td>第　6　級</td><td>〃　× 670</td></tr>
<tr><td>第　7　級</td><td>〃　× 560</td></tr>
</table>
(3)　障害補償年金前払一時金制度の創設
障害補償年金受給者が一時的に出費が必要な場合、申出により(2)の障害補償年金差額一時金の算出表に掲げる額を限度として障害補償年金前払一時金を受けることができることとされた。(障害加重の場合は、調整前払する。)
※前払一時金の支給を受けた場合、支給額に達するまで年金支給は停止される。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
（条例番号）</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>

（別表）（昭和 54 年～平成 3 年までの補償基礎額）

<table>
<tr><th rowspan="3">月　額
換 算 額</th><th colspan="4">標　準　補　償　基　礎　額</th></tr>
<tr><th>市町村長等が兼ねる非常勤の職員</th><th>議会の議員</th><th>執行機関の委　員</th><th>そ の 他 の 職　員</th></tr>
<tr><th>補償基礎額</th><th>補償基礎額</th><th>補償基礎額</th><th>補償基礎額</th></tr>
<tr><td>90,000 円</td><td></td><td></td><td></td><td>3,000 円</td></tr>
<tr><td>105,000 円</td><td></td><td></td><td></td><td>3,500 円</td></tr>
<tr><td>120,000 円</td><td></td><td></td><td>4,000 円</td><td>4,000 円</td></tr>
<tr><td>135,000 円</td><td></td><td></td><td></td><td>4,500 円</td></tr>
<tr><td>150,000 円</td><td></td><td>5,000 円</td><td>5,000 円</td><td>5,000 円</td></tr>
<tr><td>165,000 円</td><td></td><td></td><td></td><td>5,500 円</td></tr>
<tr><td>180,000 円</td><td></td><td>6,000 円</td><td>6,000 円</td><td>6,000 円</td></tr>
<tr><td>195,000 円</td><td></td><td></td><td></td><td>6,500 円</td></tr>
<tr><td>210,000 円</td><td></td><td>7,000 円</td><td>7,000 円</td><td>7,000 円</td></tr>
<tr><td>225,000 円</td><td></td><td></td><td></td><td>7,500 円</td></tr>
<tr><td>240,000 円</td><td></td><td>8,000 円</td><td>8,000 円</td><td>8,000 円</td></tr>
<tr><td>255,000 円</td><td></td><td></td><td></td><td>8,500 円</td></tr>
<tr><td>270,000 円</td><td></td><td>9,000 円</td><td>9,000 円</td><td>9,000 円</td></tr>
<tr><td>285,000 円</td><td></td><td></td><td></td><td>9,500 円</td></tr>
<tr><td>300,000 円</td><td>10,000 円</td><td>10,000 円</td><td>10,000 円</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td>330,000 円</td><td>11,000 円</td><td>11,000 円</td><td>11,000 円</td><td></td></tr>
<tr><td>360,000 円</td><td>12,000 円</td><td>12,000 円</td><td>12,000 円</td><td></td></tr>
<tr><td>390,000 円</td><td>13,000 円</td><td>13,000 円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>420,000 円</td><td>14,000 円</td><td>14,000 円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>450,000 円</td><td>15,000 円</td><td>15,000 円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>480,000 円</td><td>16,000 円</td><td>16,000 円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>510,000 円</td><td>17,000 円</td><td>17,000 円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>540,000 円</td><td>18,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>570,000 円</td><td>19,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>600,000 円</td><td>20,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>630,000 円</td><td>21,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>660,000 円</td><td>22,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>690,000 円</td><td>23,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>720,000 円</td><td>24,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>750,000 円</td><td>25,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>780,000 円</td><td>26,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>810,000 円</td><td>27,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>840,000 円</td><td>28,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>870,000 円</td><td>29,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>900,000 円</td><td>30,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>昭和 58 年 3 月 10 日</td><td>条例第 1 号</td><td>障害に関する用語の整理に関する法律（昭和 57 年法律第 66 号）が公布されたことに伴い、不快用語を整理した。（S58.3.10～）</td></tr>
<tr><td>昭和 60 年 12 月 1 日</td><td>条例第 5 号</td><td>地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 69 号）が公布施行されたことに伴い、遺族補償年金の受給資格年齢の引き上げ、福祉施設に関する規定の整備等を行った。（S60.12.1～）
1　遺族補償年金の受給資格年齢の引き上げ
(1)　遺族補償年金の受給資格年齢を、夫、父母及び祖父母については 60 歳以上、兄弟姉妹については 18 歳未満又は 60 歳以上とすることとされた。
(2)　当分の間、(1)にかかわらず、次の特例が設けられた。
ア　職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、55 歳以上 60 歳未満であった夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹は、遺族補償年金を受けることができる遺族（以下「特例遺族」という。）とする。
ただし、これらの者が 60 歳に達するまでの間は、年金額を算定する際の遺族補償年金を受けることができる遺族の人数には含めないものとする。
イ　特例遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族より後順位とし、これらの遺族のうちにあっては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。
ウ　特例遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が 60 歳に達するまでの間は、その支給を停止するものとする。ただし、遺族補償年金前払一時金の支給については、この限りではない。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
（条例番号）</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>(3)　遺族補償年金の受給資格年齢の段階的引上げ及び特例遺族補償年金受給資格に関する経過措置は、次のとおりである。
表１　遺族補償年金の受給資格年齢の段階的引上げ
<table>
<tr><th>被災職員の死亡の時期</th><th>受給資格年齢</th></tr>
<tr><td>昭和60年10月1日から昭和61年9月30日まで</td><td>55歳</td></tr>
<tr><td>昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで</td><td>56歳</td></tr>
<tr><td>昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで</td><td>57歳</td></tr>
<tr><td>昭和63年10月1日から昭和64年9月30日まで</td><td>58歳</td></tr>
<tr><td>昭和64年10月1日から昭和65年9月30日まで</td><td>59歳</td></tr>
<tr><td>昭和65年10月1日以降</td><td>60歳</td></tr>
</table>
表２　特例遺族補償年金受給資格に関する経過措置
<table>
<tr><th>被災職員の死亡の時期</th><th>特例遺族補償年金受給資格を付与する年齢</th><th>遺族補償年金の支給停止が解除される年齢</th></tr>
<tr><td>昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで</td><td>55歳</td><td>56歳</td></tr>
<tr><td>昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで</td><td>55歳以上57歳未満</td><td>57歳</td></tr>
<tr><td>昭和63年10月1日から昭和64年9月30日まで</td><td>55歳以上58歳未満</td><td>58歳</td></tr>
<tr><td>昭和64年10月1日から昭和65年9月30日まで</td><td>55歳以上59歳未満</td><td>59歳</td></tr>
<tr><td>昭和65年10月1日から当分の間</td><td>55歳以上60歳未満</td><td>60歳</td></tr>
</table>
２　福祉施設に関する規定に関する整備
福祉施設の趣旨及び内容をより明確化するとともに金銭給付たる福祉施設の法律上の根拠を明らかにする改正が行われた。</td></tr>
<tr><td>昭和61年4月1日</td><td>条例第5号</td><td>１　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に関し、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）が公布施行されたことに伴い、年金たる補償の額にかかる他の法令による給付との調整率の改定が行われた。(S61.4.1～)
２　補償の支給事務の簡素化がなされた。(S61.4.1～)</td></tr>
<tr><td>昭和62年6月11日</td><td>条例第4号</td><td>地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和61年法律第90号）が公布施行されたことに伴い、通勤に関する規定並びに収監中の場合の休業補償の取扱い等についての整備が行われた。(S62.6.11～)
１　通勤の定義に関する規定の整備
職員が通勤経路から逸脱し、又は通勤を中断した場合において、その後の往復を通勤として取扱う「逸脱又は中断に係る行為」を「日常生活上必要な行為であって次に定めるもの」とされた。
(1)　日用品の購入
(2)　学校において行われる教育又は公共職業訓練施設において行われる職業訓練
(3)　病院又は診療所において診察又は治療を受けること
(4)　選挙権の行使
２　休業補償を行わない場合
次の施設等に拘禁され又は収容されている期間については休業補償は行わないこととされた。
(1)　監獄、労役場その他これに準ずる施設に拘禁されている場合
(2)　少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合
３　傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の額の算定の基礎となる補償基礎額に、年齢階層別に最低限度額並びに最高限度額が定められた。（次表参照）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
（条例番号）</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>

（62 年告示第 2 号）

<table>
<tr><th>区　分
年令階層</th><th>昭和 62 年 4 月以後の月分の年金たる補償に係る年金補償基礎額の最低限度額</th><th>年金補償基礎額の最高限度額</th></tr>
<tr><td>20 歳未満</td><td>3,210 円</td><td>10,123 円</td></tr>
<tr><td>20 歳以上 25 歳未満</td><td>3,878 円</td><td>10,123 円</td></tr>
<tr><td>25 歳以上 30 歳未満</td><td>4,619 円</td><td>10,568 円</td></tr>
<tr><td>30 歳以上 35 歳未満</td><td>5,258 円</td><td>12,952 円</td></tr>
<tr><td>35 歳以上 40 歳未満</td><td>5,696 円</td><td>14,806 円</td></tr>
<tr><td>40 歳以上 45 歳未満</td><td>5,903 円</td><td>16,549 円</td></tr>
<tr><td>45 歳以上 50 歳未満</td><td>5,590 円</td><td>18,048 円</td></tr>
<tr><td>50 歳以上 55 歳未満</td><td>5,054 円</td><td>18,750 円</td></tr>
<tr><td>55 歳以上 60 歳未満</td><td>4,246 円</td><td>17,269 円</td></tr>
<tr><td>60 歳以上 65 歳未満</td><td>3,319 円</td><td>14,823 円</td></tr>
<tr><td>65 歳以上</td><td>3,210 円</td><td>10,123 円</td></tr>
</table>

（63 年告示第 1 号）適用…63.4.1

<table>
<tr><th>区　分
年令階層</th><th>年金補償基礎額の最低限度額</th><th>年金補償基礎額の最高限度額</th></tr>
<tr><td>20 歳未満</td><td>3,210 円</td><td>10,290 円</td></tr>
<tr><td>20 歳以上 25 歳未満</td><td>4,014 円</td><td>10,290 円</td></tr>
<tr><td>25 歳以上 30 歳未満</td><td>4,672 円</td><td>10,720 円</td></tr>
<tr><td>30 歳以上 35 歳未満</td><td>5,277 円</td><td>13,009 円</td></tr>
<tr><td>35 歳以上 40 歳未満</td><td>5,740 円</td><td>15,082 円</td></tr>
<tr><td>40 歳以上 45 歳未満</td><td>5,926 円</td><td>16,886 円</td></tr>
<tr><td>45 歳以上 50 歳未満</td><td>5,719 円</td><td>18,360 円</td></tr>
<tr><td>50 歳以上 55 歳未満</td><td>5,202 円</td><td>19,133 円</td></tr>
<tr><td>55 歳以上 60 歳未満</td><td>4,359 円</td><td>17,553 円</td></tr>
<tr><td>60 歳以上 65 歳未満</td><td>3,303 円</td><td>15,932 円</td></tr>
<tr><td>65 歳以上</td><td>3,210 円</td><td>10,290 円</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>昭和 63 年 8 月 9 日</td><td>条例第 7 号</td><td>地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（昭和 63 年政令第 65 号）が公布施行されたことに伴い、同一の事由により年金たる補償等と他の法令による年金たる給付とが支給される場合における年金たる補償の額の調整率の改正が行われた。（S63.8.9～）</td></tr>
<tr><td>平成 3 年 1 月 24 日</td><td>条例第 2 号</td><td>地方公務員災害補償法の一部改正等に伴い、長期療養者の休業補償に係る補償基礎額への年齢階層ごとの最低・最高限度額の設定等を行った。（S63.1.24～）
1　長期療養者の休業補償に係る補償基礎額への年齢階層ごとの最低・最高限度額の設定
療養開始後 1 年 6 月を経過した者の休業補償に係る補償基礎額について、その者の年齢階層に応じた最低・最高限度額を定めた（限度額は、地方公務員災害補償法の規定に基づく休業補償に係る年齢階層ごとの額を考慮して定めることとした。）
2　条例第 5 条の規定に基づく標準補償基礎額の最低額の引上げ
補償基礎額　　3,000 円 → 4,000 円
改正後の標準補償基礎額は次のとおり。

（別表）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
(条例番号)</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">月　額
換算額</th><th colspan="4">標準補償基礎額</th></tr>
<tr><th>市町村長等が兼ねる非常勤の職員</th><th>議会の議員</th><th>執行機関の委員</th><th>その他の職員</th></tr>
<tr><th></th><th>補償基礎額</th><th>補償基礎額</th><th>補償基礎額</th><th>補償基礎額</th></tr>
<tr><td>120,000円</td><td></td><td></td><td>4,000円</td><td>4,000円</td></tr>
<tr><td>135,000円</td><td></td><td></td><td></td><td>4,500円</td></tr>
<tr><td>150,000円</td><td></td><td>5,000円</td><td>5,000円</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>165,000円</td><td></td><td></td><td></td><td>5,500円</td></tr>
<tr><td>180,000円</td><td></td><td>6,000円</td><td>6,000円</td><td>6,000円</td></tr>
<tr><td>195,000円</td><td></td><td></td><td></td><td>6,500円</td></tr>
<tr><td>210,000円</td><td></td><td>7,000円</td><td>7,000円</td><td>7,000円</td></tr>
<tr><td>225,000円</td><td></td><td></td><td></td><td>7,500円</td></tr>
<tr><td>240,000円</td><td></td><td>8,000円</td><td>8,000円</td><td>8,000円</td></tr>
<tr><td>255,000円</td><td></td><td></td><td></td><td>8,500円</td></tr>
<tr><td>270,000円</td><td></td><td>9,000円</td><td>9,000円</td><td>9,000円</td></tr>
<tr><td>285,000円</td><td></td><td></td><td></td><td>9,500円</td></tr>
<tr><td>300,000円</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td></tr>
<tr><td>330,000円</td><td>11,000円</td><td>11,000円</td><td>11,000円</td><td></td></tr>
<tr><td>360,000円</td><td>12,000円</td><td>12,000円</td><td>12,000円</td><td></td></tr>
<tr><td>390,000円</td><td>13,000円</td><td>13,000円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>420,000円</td><td>14,000円</td><td>14,000円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>450,000円</td><td>15,000円</td><td>15,000円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>480,000円</td><td>16,000円</td><td>16,000円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>510,000円</td><td>17,000円</td><td>17,000円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>540,000円</td><td>18,000円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>570,000円</td><td>19,000円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>600,000円</td><td>20,000円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>630,000円</td><td>21,000円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>660,000円</td><td>22,000円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>690,000円</td><td>23,000円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>720,000円</td><td>24,000円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>750,000円</td><td>25,000円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>780,000円</td><td>26,000円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>810,000円</td><td>27,000円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>840,000円</td><td>28,000円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>870,000円</td><td>29,000円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>900,000円</td><td>30,000円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
３　その他所要の規定の整備を行った。</td></tr>
<tr><td>平成３年12月５日</td><td>条例第７号</td><td>罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律による罰金等臨時措置法の改正等に伴い、補償の実施又は審査のための必要な報告をしなかった者等への罰金の上限額を次のとおり引上げた。(H3.12.5～)
10,000円 → 20,000円</td></tr>
<tr><td>平成６年２月23日</td><td>条例第１号</td><td>１　最低賃金法の規定に基づく福島県最低賃金の一部が改正されたこと等に伴い、条例第５条の規定に基づく標準報酬基礎額の最低額及び最高額の引上げを次のとおり行った。(H6.4.1～)
最低補償基礎額　4,000円 → 4,500円
最高補償基礎額　30,000円 → 40,000円
２　その他補償基礎額に関する規定について所要の改正を行った。
改正後の標準補償基礎額は次のとおり。
(別表)
<table>
<tr><th rowspan="2">月　額
換算額</th><th colspan="4">標準補償基礎額</th></tr>
<tr><th>市町村長等が兼ねる非常勤の職員</th><th>議会の議員</th><th>執行機関の委員</th><th>その他の職員</th></tr>
<tr><th></th><th>補償基礎額</th><th>補償基礎額</th><th>補償基礎額</th><th>補償基礎額</th></tr>
<tr><td>135,000円</td><td></td><td></td><td></td><td>4,500円</td></tr>
<tr><td>150,000円</td><td></td><td>5,000円</td><td>5,000円</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>165,000円</td><td></td><td></td><td></td><td>5,500円</td></tr>
<tr><td>180,000円</td><td></td><td>6,000円</td><td>6,000円</td><td>6,000円</td></tr>
<tr><td>195,000円</td><td></td><td></td><td></td><td>6,500円</td></tr>
<tr><td>210,000円</td><td></td><td>7,000円</td><td>7,000円</td><td>7,000円</td></tr>
<tr><td>225,000円</td><td></td><td></td><td></td><td>7,500円</td></tr>
<tr><td>240,000円</td><td></td><td>8,000円</td><td>8,000円</td><td>8,000円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
(条例番号)</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td>255,000 円</td><td></td><td></td><td></td><td>8,500 円</td></tr>
<tr><td>270,000 円</td><td></td><td>9,000 円</td><td>9,000 円</td><td>9,000 円</td></tr>
<tr><td>285,000 円</td><td></td><td></td><td></td><td>9,500 円</td></tr>
<tr><td>300,000 円</td><td>10,000 円</td><td>10,000 円</td><td>10,000 円</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td>330,000 円</td><td>11,000 円</td><td>11,000 円</td><td>11,000 円</td><td>11,000 円</td></tr>
<tr><td>360,000 円</td><td>12,000 円</td><td>12,000 円</td><td>12,000 円</td><td>12,000 円</td></tr>
<tr><td>390,000 円</td><td>13,000 円</td><td>13,000 円</td><td>13,000 円</td><td>13,000 円</td></tr>
<tr><td>420,000 円</td><td>14,000 円</td><td>14,000 円</td><td>14,000 円</td><td>14,000 円</td></tr>
<tr><td>450,000 円</td><td>15,000 円</td><td>15,000 円</td><td>15,000 円</td><td></td></tr>
<tr><td>480,000 円</td><td>16,000 円</td><td>16,000 円</td><td>16,000 円</td><td></td></tr>
<tr><td>510,000 円</td><td>17,000 円</td><td>17,000 円</td><td>17,000 円</td><td></td></tr>
<tr><td>540,000 円</td><td>18,000 円</td><td>18,000 円</td><td>18,000 円</td><td></td></tr>
<tr><td>570,000 円</td><td>19,000 円</td><td>19,000 円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>600,000 円</td><td>20,000 円</td><td>20,000 円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>630,000 円</td><td>21,000 円</td><td>21,000 円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>660,000 円</td><td>22,000 円</td><td>22,000 円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>690,000 円</td><td>23,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>720,000 円</td><td>24,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>750,000 円</td><td>25,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>780,000 円</td><td>26,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>810,000 円</td><td>27,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>840,000 円</td><td>28,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>870,000 円</td><td>29,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>900,000 円</td><td>30,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>930,000 円</td><td>31,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>960,000 円</td><td>32,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>990,000 円</td><td>33,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,020,000 円</td><td>34,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,050,000 円</td><td>35,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,080,000 円</td><td>36,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,110,000 円</td><td>37,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,140,000 円</td><td>38,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,170,000 円</td><td>39,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,200,000 円</td><td>40,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>平成 6 年 10 月 14 日</td><td>条例第 8 号</td><td>地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、条例に定めのない事項について適用される地方公務員災害補償法第三章条文中、適用除外部分に関する規定の整備を行った。(H6.6.24～)</td></tr>
<tr><td>平成 7 年 8 月 31 日</td><td>条例第 8 号</td><td>地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、介護補償制度の新設等を行った。
1　介護補償の新設（H8.4.1～）
傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該障害により常時又は随時介護を受けている場合において、介護を受けている期間、通常介護に要する費用を考慮して管理者が定める額の介護補償を支給することとした。
ただし、病院又は診療所に入院している場合等については補償は行わないこととした。
2　遺族補償年金を受けることができる子等の年齢要件の緩和（H8.4.1～）
遺族補償年金を受けることができる子、孫又は兄弟姉妹の年齢要件を次のとおり改めた。
「18 歳未満」 → 「18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間」
3　遺族補償年金に係る補償基礎額に乗じる額の引上げ等（H7.8.1～）
(1)　遺族の人数が 2 人の場合　193 → 201
(2)　〃　3 人の場合　212 → 223
(3)　〃　4 人以上の場合　230 → 245
従来の「4 人」を「4 人以上」とし、「5 人以上」の規定を削除した。
4　福祉施設の名称変更等（H7.8.1～）
(1)　福祉施設の名称変更
「福祉施設」 → 「福祉事業」と改めた。
(2)　福祉事業の内容改善
新たに次の事業を実施することとした。
ア　職員が受ける介護の援護</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>公布年月日</th><th>番　号
(条例番号)</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>イ　公務上の災害を防止するための事業
5　罰金額の引上げ（H7.8.1～）
補償の実施又は審査のための必要な報告をしなかった者等への罰金の上限額を次のとおり引上げた。
20,000 円 → 100,000 円
6　その他所要の規定の改正及び条例施行に伴う所要の経過措置を行った。</td></tr>
<tr><td>平成 8 年 5 月 9 日</td><td>条例第 4 号</td><td>地方公務員災害補償法等の一部改正により、同法施行規則の一部が改正され、介護補償の対象となる障害についての規則に別表が新設されたことに伴い、条例別表について所要の改正を行った。（H8.4.1～）</td></tr>
<tr><td>平成 9 年 2 月 26 日</td><td>条例第 1 号</td><td>1　最低賃金法の一部改正等に伴い、条例第 5 条の規定の基づく標準補償基礎額の最低額及び最高額の引上げを次のとおり行った。（H9.4.1～）
最低補償基礎額　4,500 円 → 5,000 円
最高補償基礎額　40,000 円 → 44,000 円
改正後の標準補償基礎額は次のとおり。
（別表）
<table>
<tr><th rowspan="3">月　額
換 算 額</th><th colspan="4">標　準　補　償　基　礎　額</th></tr>
<tr><th>市町村長等が兼ねる非常勤の職員</th><th>議会の議員</th><th>執行機関の委　員</th><th>そ の 他 の 職　員</th></tr>
<tr><th>補償基礎額</th><th>補償基礎額</th><th>補償基礎額</th><th>補償基礎額</th></tr>
<tr><td>150,000 円</td><td></td><td>5,000 円</td><td>5,000 円</td><td>5,000 円</td></tr>
<tr><td>165,000 円</td><td></td><td></td><td>5,500 円</td><td>5,500 円</td></tr>
<tr><td>180,000 円</td><td></td><td>6,000 円</td><td>6,000 円</td><td>6,000 円</td></tr>
<tr><td>195,000 円</td><td></td><td></td><td>6,500 円</td><td>6,500 円</td></tr>
<tr><td>210,000 円</td><td></td><td>7,000 円</td><td>7,000 円</td><td>7,000 円</td></tr>
<tr><td>225,000 円</td><td></td><td></td><td>7,500 円</td><td>7,500 円</td></tr>
<tr><td>240,000 円</td><td></td><td>8,000 円</td><td>8,000 円</td><td>8,000 円</td></tr>
<tr><td>255,000 円</td><td></td><td></td><td>8,500 円</td><td>8,500 円</td></tr>
<tr><td>270,000 円</td><td></td><td>9,000 円</td><td>9,000 円</td><td>9,000 円</td></tr>
<tr><td>285,000 円</td><td></td><td></td><td>9,500 円</td><td>9,500 円</td></tr>
<tr><td>300,000 円</td><td>10,000 円</td><td>10,000 円</td><td>10,000 円</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td>330,000 円</td><td>11,000 円</td><td>11,000 円</td><td>11,000 円</td><td>11,000 円</td></tr>
<tr><td>360,000 円</td><td>12,000 円</td><td>12,000 円</td><td>12,000 円</td><td>12,000 円</td></tr>
<tr><td>390,000 円</td><td>13,000 円</td><td>13,000 円</td><td>13,000 円</td><td>13,000 円</td></tr>
<tr><td>420,000 円</td><td>14,000 円</td><td>14,000 円</td><td>14,000 円</td><td>14,000 円</td></tr>
<tr><td>450,000 円</td><td>15,000 円</td><td>15,000 円</td><td>15,000 円</td><td>15,000 円</td></tr>
<tr><td>480,000 円</td><td>16,000 円</td><td>16,000 円</td><td>16,000 円</td><td></td></tr>
<tr><td>510,000 円</td><td>17,000 円</td><td>17,000 円</td><td>17,000 円</td><td></td></tr>
<tr><td>540,000 円</td><td>18,000 円</td><td>18,000 円</td><td>18,000 円</td><td></td></tr>
<tr><td>570,000 円</td><td>19,000 円</td><td>19,000 円</td><td>19,000 円</td><td></td></tr>
<tr><td>600,000 円</td><td>20,000 円</td><td>20,000 円</td><td>20,000 円</td><td></td></tr>
<tr><td>630,000 円</td><td>21,000 円</td><td>21,000 円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>660,000 円</td><td>22,000 円</td><td>22,000 円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>690,000 円</td><td>23,000 円</td><td>23,000 円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>720,000 円</td><td>24,000 円</td><td>24,000 円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>750,000 円</td><td>25,000 円</td><td>25,000 円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>780,000 円</td><td>26,000 円</td><td>26,000 円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>810,000 円</td><td>27,000 円</td><td>27,000 円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>840,000 円</td><td>28,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>870,000 円</td><td>29,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>900,000 円</td><td>30,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>930,000 円</td><td>31,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>960,000 円</td><td>32,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>990,000 円</td><td>33,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,020,000 円</td><td>34,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,050,000 円</td><td>35,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,080,000 円</td><td>36,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,110,000 円</td><td>37,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,140,000 円</td><td>38,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,170,000 円</td><td>39,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,200,000 円</td><td>40,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,230,000 円</td><td>41,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,260,000 円</td><td>42,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,290,000 円</td><td>43,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,320,000 円</td><td>44,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

公布年月日	番　　号 (条例番号)	改　　正　　内　　容
平成9年4月21日	条例第3号	厚生年金保険法等の一部改正により、国家公務員等共済組合法の一部が改正されたことに伴い、附則の規定について所要の改正を行った。(H9.4.1～)
平成9年12月8日	条例第8号	臓器の移植に関する法律等の成立に伴い、附則の規定について次のとおり改正を行った。(H9.10.16～) (1)　臓器の移植に関する法律第6条第2項の脳死した者の身体への処置は、当分の間療養補償費を支給することとした。 (2)　その他所要の改正を行った。
平成12年12月20日	条例第4号	中央省庁等改革関係法施行法により地方公務員災害補償法の一部が改正されることに伴い、主務大臣の名称の改正を行った。(H13.1.6～) 自治大臣 → 総務大臣
平成14年2月26日	条例第3号	市町村の公立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定 (H14.4.1～)
平成14年2月26日	条例第4号	市町村の公立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償について共同処理するため所要の改正を行った。(H14.4.1～)
平成16年2月24日	条例第10号	罰金額の引き上げを行った。(H16.2.24～) 補償の実施又は審査のための必要な報告をしなかった者等への罰金の上限額を次のとおり引き上げた。 100,000円 → 200,000円
平成18年2月21日	条例第3号	障害者自立支援法の成立により、所要の改正を行った。(H18.10.1～) 身体障害者療護施設 → 障害者支援施設
平成18年3月31日	条例第7号	地方公務員災害補償法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、通勤範囲等について所要の改正を行った。(H18.4.1～) (1)　住居と勤務場所との間の往復 (2)　一の勤務場所から他の勤務場所への移動 (3)　(1)に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動
平成18年5月23日	条例第10号	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行った。(H18.5.24～) 監獄 → 刑事施設
平成19年3月26日	条例第4号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行った。 (H19.4.1～) (1)　助役 → 副市町村長 (2)　収入役 → 削除
平成21年8月19日	条例第5条	雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、船員保険法に基づく船員保険の被保険者を職員に含める等所要の改正を行った。(H22.1.1～)
平成23年6月1日	条例第4号	平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が3月間分からない場合等には、同日にその者は死亡したものと推定する規定を追加した。(H23.6.1～)
平成23年10月1日	条例第8号	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための法律の一部の施行に伴う関係法令の整備に関する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行った。 (H23.10.1～) 障害者自立支援法 第5条第12項 → 第5条第13項

公布年月日	番　　号 (条例番号)	改　　正　　内　　容
		同条第6項 → 同条第7項
平成24年2月23日	条例第1号	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行った。(H24.4.1～) 障害者自立支援法 第5条第13項 → 第5条第12項
平成25年2月25日	条例第12号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布され、法律名が改正されたことに伴い、所要の改正を行った。(H25.4.1～) 「障害者自立支援法」 → 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
平成26年2月24日	条例第3号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行った。(H26.4.1～) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第12項 → 第5条第11項
平成27年11月26日	条例第5号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、共済年金が厚生年金に統合され、旧共済組合期間を有する者が施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなるため、他の法律による給付との調整に係る率の改正等所要の改正を行った。(H27.10.1～)
平成28年2月24日	条例第1号	行政不服審査法が施行されることに伴い、所要の改正を行った。(H28.4.1～)
平成28年3月24日	条例第7号	地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、所要の改正を行った。(H28.4.1～) 傷病補償年金と障害厚生年金等が併給される場合及び休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率を0.86から0.88に改正
令和2年2月25日	条例第3号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴う改正及び認定委員会に付さない案件を明確にした。(R2.4.1～) 1　地方公務員法及び地方自治法の一部改正 会計年度任用職員（フルタイム）には、給料、手当及び旅費が支給されることから、補償基礎額について特例を設けた。 2　認定委員会に付さない案件 災害事由が公務又は通勤により生じたものであると明確に判定される場合は、認定委員会の開催を省略できる旨明確にした。

6 歴 代 役 職 員

1 管 理 者

氏 名	職 名	在 任 期 間
石 田 卯子八	鮫 川 村 長	昭和54年 4 月 2 日 ～ 昭和54年 5 月26日
田 中 清太郎	双 葉 町 長	昭和54年 6 月11日 ～ 昭和56年 5 月31日
星 正	南 郷 村 長	昭和56年 6 月12日 ～ 昭和58年 6 月11日
半 澤 榮一郎	月 舘 町 長	昭和58年 6 月15日 ～ 昭和60年 6 月14日
大須賀 長 安	長 沼 町 長	昭和60年 6 月15日 ～ 昭和62年 4 月29日
鈴 木 重郎治	小 高 町 長	昭和62年 6 月11日 ～ 平成 元年 5 月30日
佐 藤 長 雄	三 島 町 長	平成 元年 5 月30日 ～ 平成 3 年 5 月29日
伊 藤 備 文	本 宮 町 長	平成 3 年 5 月30日 ～ 平成 5 年 5 月29日
		平成 5 年 5 月29日 ～ 平成 6 年 4 月19日
服 部 健 一	東 和 町 長	平成 6 年 5 月 2 日 ～ 平成 7 年 5 月31日
矢 吹 孝	東 村 長	平成 7 年 6 月 1 日 ～ 平成 9 年 5 月31日
松 本 充 秀	葛 尾 村 長	平成 9 年 6 月 1 日 ～ 平成11年 3 月31日
高 橋 伝	北 塩 原 村 長	平成11年 6 月 1 日 ～ 平成13年 5 月31日
冨 永 武 夫	国 見 町 長	平成13年 6 月 1 日 ～ 平成15年 5 月31日
車 田 次 夫	玉 川 村 長	平成15年 6 月 1 日 ～ 平成17年 5 月31日
菅 野 典 雄	飯 舘 村 長	平成17年 6 月 1 日 ～ 平成19年 5 月31日
湯 田 雄 二	下 郷 町 長	平成19年 6 月 1 日 ～ 平成21年 5 月31日
山 口 博 續	西 会 津 町 長	平成21年 6 月 1 日 ～ 平成21年 8 月 4 日
須 藤 一 夫	浅 川 町 長	平成21年 8 月 5 日 ～ 平成23年 5 月31日
佐 藤 正 博	西 郷 村 長	平成23年 6 月 1 日 ～ 平成25年 5 月31日
大 塚 節 雄	湯 川 村 長	平成25年 6 月 1 日 ～ 平成27年 5 月31日
加 藤 憲 郎	新 地 町 長	平成27年 6 月 2 日 ～ 平成29年 5 月31日
遠 藤 栄 作	鏡 石 町 長	平成29年 6 月 1 日 ～ 令和 元年 5 月31日
小 椋 敏 一	北 塩 原 村 長	令和 元年 6 月 5 日 ～ 令和 2 年 9 月 5 日
佐 藤 淳 一	磐 梯 町 長	令和 2 年 9 月 6 日 ～ 令和 3 年 5 月31日
宮 本 皓 一	富 岡 町 長	令和 3 年 6 月 1 日 ～ 令和 3 年 8 月 5 日
遠 藤 智	広 野 町 長	令和 3 年 8 月31日 ～ 令和 5 年 5 月31日
宮 田 秀 利	塙 町 長	令和 5 年 6 月 1 日 ～

2 副 管 理 者

氏 名	職 名	在 任 期 間
唐 橋 東	喜 多 方 市 長	昭和54年 4 月 2 日 ～ 昭和56年 4 月 1 日
唐 橋 東	喜 多 方 市 長	昭和56年 6 月12日 ～ 昭和58年 6 月11日
唐 橋 東	喜 多 方 市 長	昭和58年 6 月15日 ～ 昭和61年 4 月29日
小 野 亀八郎	白 河 市 長	昭和61年 4 月30日 ～ 平成 元年 4 月30日
今 野 繁	相 馬 市 長	平成 元年 5 月30日 ～ 平成 3 年 5 月29日
		平成 3 年 5 月30日 ～ 平成 5 年 5 月29日
		平成 5 年 5 月30日 ～ 平成 7 年 5 月31日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
		平成 7 年 6 月 1 日　～　平成 9 年 5 月 31 日
		平成 9 年 6 月 1 日　～　平成 11 年 5 月 31 日
		平成 11 年 6 月 1 日　～　平成 13 年 5 月 31 日
		平成 13 年 6 月 1 日　～　平成 14 年 1 月 18 日
今　井　忠　光	白　河　市　長	平成 14 年 2 月 26 日　～　平成 14 年 8 月 27 日
根　本　尚　美	二 本 松 市 長	平成 14 年 12 月 6 日　～　平成 15 年 5 月 31 日
		平成 15 年 6 月 1 日　～　平成 15 年 7 月 1 日
三　保　恵　一	二 本 松 市 長	平成 15 年 11 月 27 日　～　平成 17 年 5 月 31 日
		平成 17 年 6 月 1 日　～　平成 17 年 11 月 30 日
		平成 18 年 2 月 21 日　～　平成 19 年 5 月 31 日
		平成 19 年 6 月 1 日　～　平成 21 年 5 月 31 日
		平成 21 年 6 月 1 日　～　平成 23 年 5 月 31 日
		平成 23 年 6 月 1 日　～　平成 25 年 5 月 31 日
		平成 25 年 6 月 1 日　～　平成 25 年 12 月 24 日
		平成 30 年 2 月 7 日　～　令和 元年 5 月 31 日
		令和 元年 6 月 1 日　～　令和 3 年 5 月 31 日
		令和 3 年 6 月 1 日　～　令和 5 年 5 月 31 日
		令和 5 年 6 月 1 日　～
新　野　　洋	二 本 松 市 長	平成 26 年 1 月 9 日　～　平成 27 年 5 月 31 日
		平成 27 年 6 月 1 日　～　平成 29 年 5 月 31 日
		平成 29 年 6 月 1 日　～　平成 29 年 12 月 24 日

3　議　　長

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
高　橋　徳　衛	町村議会議長会長　(本郷町議長)	昭和 54 年 4 月 2 日　～　昭和 54 年 6 月 5 日
佐　藤　常　雄	〃　(保原町議長)	昭和 54 年 6 月 11 日　～　昭和 56 年 3 月 31 日
近　内　光　英	〃　(古殿町議長)	昭和 56 年 6 月 12 日　～　昭和 58 年 6 月 15 日
但　野　芳　美	〃　(富岡町議長)	昭和 58 年 6 月 15 日　～　昭和 59 年 3 月 30 日
油　座　彦　蔵	〃　(飯舘村議長)	昭和 59 年 7 月 20 日　～　昭和 60 年 6 月 7 日
鈴　木　泰　昭	〃　(塩川町議長)	昭和 60 年 6 月 12 日　～　昭和 62 年 6 月 10 日
宇佐美　昌　行	〃　(大越町議長)	昭和 62 年 6 月 11 日　～　平成 元年 3 月 18 日
佐久間　一　次	〃　(東和町議長)	平成 元年 7 月 3 日　～　平成 2 年 6 月 16 日
杉　妻　甲　子	〃　(川俣町議長)	平成 2 年 7 月 9 日　～　平成 3 年 4 月 29 日
堀　金　昭　三	〃　(田島町議長)	平成 3 年 5 月 15 日　～　平成 3 年 9 月 30 日
稲　垣　浩　平	〃　(会津坂下町議長)	平成 3 年 12 月 23 日　～　平成 5 年 6 月 8 日
金　澤　松　雄	〃　(長沼町議長)	平成 5 年 6 月 9 日　～　平成 6 年 5 月 28 日
武　内　常　男	〃　(天栄村議長)	平成 6 年 6 月 2 日　～　平成 7 年 5 月 30 日
林　　茂　男	〃　(富岡町議長)	平成 7 年 6 月 26 日　～　平成 8 年 5 月 30 日
寺　島　洵　一	〃　(新地町議長)	平成 8 年 6 月 4 日　～　平成 9 年 5 月 31 日
渡　部　恒　治	〃　(田島町議長)	平成 9 年 6 月 6 日　～　平成 11 年 5 月 31 日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
藤　田　好　幸	〃　　（鮫川村議長）	平成 11 年 6 月 30 日　～　平成 13 年 5 月 31 日
菅　野　　博	〃　　（大玉村議長）	平成 13 年 6 月 27 日　～　平成 15 年 5 月 31 日
大　坂　藤　樹	〃　　（猪苗代町議長）	平成 15 年 7 月 2 日　～　平成 16 年 2 月 29 日
佐　藤　茂　光	〃　　（熱塩加納村議長）	平成 16 年 8 月 27 日　～　平成 17 年 5 月 31 日
折　笠　三　吉	〃　　（中島村議長）	平成 17 年 6 月 27 日　～　平成 19 年 5 月 31 日
猪　狩　利　衛	〃　　（富岡町議長）	平成 19 年 6 月 29 日　～　平成 20 年 3 月 30 日
坂　本　紀　一	〃　　（広野町議長）	平成 20 年 8 月 20 日　～　平成 21 年 5 月 31 日
鈴　木　　巌	〃　　（会津美里町議長）	平成 21 年 6 月 25 日　～　平成 23 年 5 月 31 日
藤　田　幸　一	〃　　（浅川町議長）	平成 23 年 6 月 28 日　～　平成 23 年 9 月 30 日
木　田　武　一	〃　　（平田村議長）	平成 23 年 10 月 25 日　～　平成 24 年 3 月 30 日
大　野　　峯	〃　　（石川町議長）	平成 24 年 8 月 24 日　～　平成 25 年 5 月 31 日
八　島　博　正	〃　　（国見町議長）	平成 25 年 6 月 26 日　～　平成 26 年 7 月 25 日
目　黒　静　雄	〃　　（新地町議長）	平成 26 年 9 月 30 日　～　平成 27 年 5 月 31 日
佐　藤　一　美	〃　　（下郷町議長）	平成 27 年 6 月 30 日　～　平成 28 年 3 月 31 日
五十嵐　　司	〃　　（南会津町議長）	平成 28 年 9 月 23 日　～　平成 29 年 5 月 31 日
村　上　昭　正	〃　　（小野町議長）	平成 29 年 7 月 24 日　～　令和 元年 5 月 31 日
渡　邉　一　夫	〃　　（川内村議長）	令和 元年 7 月 29 日　～　令和 3 年 5 月 31 日
小　椋　　眞	〃　　（北塩原村議長）	令和 3 年 7 月 12 日　～　令和 5 年 4 月 29 日
古　川　文　雄	〃　　（鏡石町議長）	令和 5 年 7 月 24 日　～　令和 5 年 9 月 3 日
角　田　真　美	〃　　（鏡石町議長）	令和 5 年 10 月 24 日　～

4　副　議　長

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
橋　本　　勲	市議会議長会長　（いわき市議長）	昭和 54 年 4 月 2 日　～　昭和 54 年 6 月 11 日
成　田　正　喜	〃　　（会津若松市議長）	昭和 54 年 6 月 11 日　～　昭和 55 年 4 月 8 日
八　巻　一　夫	〃　　（福島市議長）	昭和 55 年 5 月 29 日　～　昭和 56 年 3 月 31 日
志　賀　恒　八	〃　　（原町市議長）	昭和 56 年 6 月 12 日　～　昭和 57 年 5 月 23 日
渡　邊　多　重	〃　　（いわき市議長）	昭和 57 年 5 月 24 日　～　昭和 58 年 5 月 18 日
川　原　　宏	〃　　（会津若松市議長）	昭和 58 年 6 月 15 日　～　昭和 59 年 4 月 11 日
島　貫　義　衛	〃　　（福島市議長）	昭和 59 年 7 月 20 日　～　昭和 60 年 4 月 16 日
植　田　英　一	〃　　（郡山市議長）	昭和 60 年 6 月 12 日　～　昭和 61 年 4 月 16 日
矢　吹　　康	〃　　（いわき市議長）	昭和 61 年 8 月 25 日　～　昭和 62 年 5 月 20 日
棚　木　　一	〃　　（会津若松市議長）	昭和 62 年 5 月 21 日　～　昭和 63 年 4 月 5 日
桜　田　栄　一	〃　　（福島市議長）	昭和 63 年 8 月 8 日　～　平成 元年 4 月 5 日
		平成 4 年 4 月 16 日　～　平成 5 年 4 月 6 日
本　名　六　郎	〃　　（郡山市議長）	平成 元年 7 月 3 日　～　平成 2 年 4 月 5 日
大　平　多太男	〃　　（いわき市議長）	平成 2 年 7 月 9 日　～　平成 3 年 5 月 22 日
真　壁　宏　彰	〃　　（会津若松市議長）	平成 3 年 5 月 31 日　～　平成 4 年 4 月 16 日
今　村　昭　治	〃　　（郡山市議長）	平成 5 年 5 月 30 日　～　平成 6 年 4 月 14 日
馬　目　清　通	〃　　（いわき市議長）	平成 6 年 4 月 15 日　～　平成 7 年 5 月 18 日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
江　花　継　夫	〃　　（会津若松市議長）	平成 7 年 6 月 26 日　～　平成 8 年 4 月 9 日
二階堂　匡一郎	〃　　（福島市議長）	平成 8 年 8 月 30 日　～　平成 9 年 4 月 9 日
吉　田　岳　夫	〃　　（郡山市議長）	平成 9 年 5 月 23 日　～　平成 10 年 4 月 8 日
若　松　昭　雄	〃　　（いわき市議長）	平成 10 年 5 月 13 日　～　平成 10 年 12 月 17 日
樫　村　　弘	〃　　（いわき市議長）	平成 11 年 2 月 22 日　～　平成 11 年 5 月 25 日
二　瓶　孝　喜	〃　　（会津若松市議長）	平成 11 年 6 月 30 日　～　平成 12 年 4 月 11 日
		平成 15 年 7 月 2 日　～　平成 16 年 4 月 7 日
誉　田　義　郎	〃　　（福島市議長）	平成 12 年 8 月 7 日　～　平成 13 年 4 月 12 日
渡　辺　隆　弘	〃　　（郡山市議長）	平成 13 年 6 月 27 日　～　平成 14 年 4 月 9 日
坂　本　　登	〃　　（いわき市議長）	平成 14 年 8 月 6 日　～　平成 15 年 5 月 21 日
橋　本　幸　一	〃　　（郡山市議長）	平成 16 年 8 月 27 日　～　平成 17 年 4 月 7 日
藁　谷　利　男	〃　　（いわき市議長）	平成 17 年 6 月 27 日　～　平成 18 年 5 月 18 日
佐　藤　義　之	〃　　（会津若松市議長）	平成 18 年 8 月 18 日　～　平成 19 年 5 月 31 日
山　岸　　清	〃　　（福島市議長）	平成 19 年 6 月 29 日　～　平成 20 年 4 月 10 日
宗　像　好　雄	〃　　（郡山市議長）	平成 20 年 8 月 20 日　～　平成 21 年 4 月 9 日
矢　吹　貢　一	〃　　（いわき市議長）	平成 21 年 6 月 25 日　～　平成 22 年 4 月 15 日
大　越　明　夫	〃　　（福島市議長）	平成 22 年 8 月 27 日　～　平成 23 年 5 月 20 日
蛭　田　　克	〃　　（いわき市議長）	平成 23 年 6 月 28 日　～　平成 24 年 4 月 12 日
大　内　嘉　明	〃　　（郡山市議長）	平成 24 年 8 月 24 日　～　平成 25 年 4 月 11 日
目　黒　章三郎	〃　　（会津若松市議長）	平成 25 年 6 月 26 日　～　平成 25 年 8 月 23 日
		平成 28 年 9 月 23 日　～　平成 29 年 4 月 6 日
戸　川　稔　郎	〃　　（会津若松市議長）	平成 25 年 8 月 30 日　～　平成 26 年 4 月 10 日
佐　藤　一　好	市議会議長会長　（福島市議長）	平成 26 年 9 月 30 日　～　平成 27 年 5 月 21 日
高　橋　隆　夫	〃　　（郡山市議長）	平成 27 年 6 月 30 日　～　平成 27 年 9 月 3 日
今　村　剛　司	〃　　（郡山市議長）	平成 27 年 9 月 25 日　～　平成 28 年 4 月 14 日
高　木　克　尚	〃　　（福島市議長）	平成 29 年 7 月 24 日　～　平成 29 年 8 月 17 日
半　沢　正　典	〃　　（福島市議長）	平成 29 年 10 月 11 日　～　平成 30 年 4 月 12 日
菅　波　　健	〃　　（いわき市議長）	平成 30 年 8 月 29 日　～　令和 元年 5 月 6 日
佐　藤　政　喜	〃　　（郡山市議長）	令和 元年 7 月 29 日　～　令和 元年 9 月 3 日
七　海　喜久雄	〃　　（郡山市議長）	令和 元年 10 月 9 日　～　令和 2 年 4 月 20 日
清　川　雅　史	〃　　（会津若松市議長）	令和 2 年 10 月 6 日　～　令和 3 年 4 月 8 日
		令和 5 年 7 月 24 日　～　令和 6 年 4 月 11 日
梅　津　政　則	〃　　（福島市議長）	令和 3 年 7 月 12 日　～　令和 3 年 8 月 11 日
真　田　広　志	〃　　（福島市議長）	令和 3 年 10 月 7 日　～　令和 4 年 4 月 14 日
大　峯　英　之	〃　　（いわき市議長）	令和 4 年 5 月 23 日　～　令和 5 年 4 月 6 日

5　議　　員

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
今　井　英　二	白　河　市　長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和56年 3 月31日
		平成 元年 5 月30日　～　平成 3 年 3 月31日
		平成 3 年 4 月 1 日　～　平成 5 年 3 月31日
		平成 5 年 4 月 1 日　～　平成 6 年 7 月13日
石　川　信　義	二 本 松 市 長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和56年 3 月31日
		昭和56年 4 月 1 日　～　昭和58年 3 月31日
		昭和58年 4 月 1 日　～　昭和59年12月10日
今　野　　繁	相　馬　市　長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和56年 3 月31日
		昭和56年 4 月 1 日　～　昭和58年 3 月31日
		昭和58年 4 月 1 日　～　昭和60年 3 月31日
		昭和60年 4 月 1 日　～　昭和62年 3 月31日
		昭和62年 4 月 1 日　～　平成 元年 3 月31日
		平成 元年 4 月 1 日　～　平成 元年 5 月29日
橋　本　　勲	いわき市議長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和54年 6 月11日
菅　野　英　助	梁　川　町　長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和54年 4 月29日
影　山　敞　一	白　沢　村　長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和54年 5 月17日
佐　藤　正　夫	岩　瀬　村　長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和56年 3 月31日
		昭和56年 4 月 1 日　～　昭和58年 3 月31日
		昭和58年 4 月 1 日　～　昭和58年 4 月30日
星　　正	南　郷　村　長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和56年 3 月31日
		昭和56年 4 月 1 日　～　昭和56年 6 月11日
山　内　辰　夫	北 会 津 村 長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和55年 5 月29日
		昭和58年 5 月13日　～　昭和60年 3 月31日
		昭和60年 4 月 1 日　～　昭和60年 5 月29日
		平成 元年 5 月30日　～　平成 3 年 3 月31日
		平成 3 年 4 月 1 日　～　平成 3 年 5 月29日
佐　藤　金次郎	塩　川　町　長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和55年 8 月26日
小　林　蔵　田	昭　和　村　長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和54年 5 月12日
仲　西　藤　次	矢　吹　町　長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和56年 5 月 1 日
小 針 千代之助	玉　川　村　長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和56年 3 月31日
		昭和56年 4 月 1 日　～　昭和56年 5 月21日
玄　葉　与　光	船　引　町　長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和54年 5 月14日
田　中　清太郎	双　葉　町　長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和54年 5 月12日
橋　本　正　一	新　地　町　長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和56年 3 月31日
		昭和56年 4 月 1 日　～　昭和57年 9 月25日
高　橋　徳　衛	本 郷 町 議 長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和54年 6 月 5 日
武　田　久　市	本 宮 町 議 長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和54年 4 月29日
佐　川　金　宏	塙　町　議　長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和54年 6 月 5 日
油　座　彦　蔵	飯 舘 村 議 長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和54年 5 月18日
		昭和59年 6 月 8 日　～　昭和60年 3 月31日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
		昭和60年 4 月 1 日 ～ 昭和60年 6 月 7 日
半　澤　榮一郎	月　舘　町　長	昭和54年 5 月 4 日 ～ 昭和56年 3 月31日
		昭和56年 4 月 1 日 ～ 昭和58年 3 月31日
		昭和58年 4 月 1 日 ～ 昭和58年 6 月14日
		昭和60年 6 月15日 ～ 平成 元年 5 月29日
伊　藤　備　文	本　宮　町　長	昭和54年 5 月17日 ～ 昭和56年 3 月31日
		昭和56年 4 月 1 日 ～ 昭和58年 3 月31日
		昭和58年 4 月 1 日 ～ 昭和60年 3 月31日
		昭和60年 4 月 1 日 ～ 昭和62年 3 月31日
		昭和62年 5 月30日 ～ 平成 元年 3 月31日
		平成 元年 4 月 1 日 ～ 平成 3 年 3 月31日
		平成 3 年 4 月 1 日 ～ 平成 3 年 5 月29日
永　峯　一　男	新　鶴　村　長	昭和54年 5 月12日 ～ 昭和56年 3 月19日
富　岡　一　男	滝　根　町　長	昭和54年 5 月14日 ～ 昭和56年 3 月31日
		昭和56年 4 月 1 日 ～ 昭和56年 5 月31日
鈴　木　泰　芳	塙　　町　　長	昭和54年 5 月27日 ～ 昭和55年 7 月14日
成　田　正　喜	会津若松市議長	昭和54年 6 月11日 ～ 昭和55年 4 月 8 日
佐　藤　常　雄	保 原 町 議 長	昭和54年 6 月 5 日 ～ 昭和56年 3 月31日
		昭和56年 4 月 1 日 ～ 昭和56年 6 月12日
石　川　兵　次	高 郷 村 議 長	昭和54年 6 月 5 日 ～ 昭和56年 3 月31日
		昭和56年 4 月 1 日 ～ 昭和56年 6 月12日
近　内　光　英	古 殿 町 議 長	昭和54年 6 月 5 日 ～ 昭和56年 3 月31日
		昭和56年 4 月 1 日 ～ 昭和58年 6 月15日
松　本　富　雄	葛 尾 村 議 長	昭和54年 6 月 5 日 ～ 昭和55年 4 月 7 日
八　巻　一　夫	福 島 市 議 長	昭和55年 4 月 9 日 ～ 昭和56年 3 月31日
栗　城　春　次	河　東　町　長	昭和55年 5 月29日 ～ 昭和56年 3 月31日
		昭和56年 4 月 1 日 ～ 昭和56年 5 月31日
		昭和60年11月26日 ～ 昭和61年 7 月26日
松　本　六　郎	大 熊 町 議 長	昭和55年 6 月 3 日 ～ 昭和56年 3 月31日
		昭和56年 4 月 1 日 ～ 昭和56年 6 月12日
藤　田　満寿恵	棚　倉　町　長	昭和55年 7 月15日 ～ 昭和56年 3 月31日
		昭和56年 4 月 1 日 ～ 昭和57年 8 月 2 日
		昭和62年 5 月 1 日 ～ 平成 元年 3 月31日
		平成 元年 4 月 1 日 ～ 平成 元年 5 月30日
		平成 7 年 5 月 1 日 ～ 平成 8 年 7 月27日
佐　藤　善　清	高　郷　村　長	昭和55年 8 月27日 ～ 昭和57年 8 月26日
小　野　亀八郎	白　河　市　長	昭和56年 4 月 1 日 ～ 昭和58年 3 月31日
		昭和58年 4 月 1 日 ～ 昭和60年 3 月31日
		昭和60年 4 月 1 日 ～ 昭和61年 4 月29日
		昭和61年 4 月 1 日 ～ 平成 元年 4 月30日
志　賀　恒　八	原 町 市 議 長	昭和56年 6 月12日 ～ 昭和57年 5 月23日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
菊地行雄	会津坂下町長	昭和56年5月1日 ～ 昭和58年5月3日
今井敏文	表郷村長	昭和56年5月1日 ～ 昭和58年2月21日
澤村金治	平田村長	昭和56年5月22日 ～ 昭和58年4月1日
渡辺唯四郎	都路村長	昭和56年6月1日 ～ 昭和58年3月31日
		昭和58年4月1日 ～ 昭和58年5月31日
		平成7年5月24日 ～ 平成9年3月31日
		平成9年4月1日 ～ 平成9年5月11日
遠藤景芳	富岡町長	昭和56年6月1日 ～ 昭和58年3月31日
田中信詔	磐梯町長	昭和56年5月31日 ～ 昭和58年3月31日
		昭和58年4月1日 ～ 昭和58年4月30日
佐久間一次	東和町議長	昭和56年6月12日 ～ 昭和58年3月31日
		昭和58年4月1日 ～ 昭和58年6月15日
		昭和60年6月7日 ～ 昭和62年3月31日
		昭和62年4月1日 ～ 昭和62年6月5日
		平成元年6月13日 ～ 平成2年6月16日
橋本常蔵	田島町議長	昭和56年6月12日 ～ 昭和58年3月31日
		昭和58年4月1日 ～ 昭和58年6月15日
遠藤一郎	鹿島町議長	昭和56年6月12日 ～ 昭和58年3月31日
		昭和58年4月1日 ～ 昭和58年4月28日
渡辺多重	いわき市議長	昭和57年5月23日 ～ 昭和58年3月31日
		昭和58年4月1日 ～ 昭和58年5月18日
鈴木　格	北塩原村長	昭和57年8月26日 ～ 昭和58年3月31日
		昭和58年4月1日 ～ 昭和60年2月23日
藤井達郎	矢祭町長	昭和57年8月3日 ～ 昭和58年3月31日
		昭和58年4月1日 ～ 昭和58年4月29日
鈴木重郎治	小高町長	昭和57年9月26日 ～ 昭和58年3月31日
		昭和58年4月1日 ～ 昭和60年3月31日
		昭和60年4月1日 ～ 昭和62年3月31日
		昭和62年4月1日 ～ 昭和62年6月11日
		平成元年6月1日 ～ 平成2年4月25日
川原　宏	会津若松市議長	昭和58年5月18日 ～ 昭和59年4月11日
大須賀長安	長沼町長	昭和58年5月1日 ～ 昭和60年3月31日
		昭和60年4月1日 ～ 昭和60年6月14日
渡部又八	田島町長	昭和58年5月21日 ～ 昭和60年3月31日
		昭和60年4月1日 ～ 昭和62年3月31日
		昭和62年4月1日 ～ 昭和63年8月7日
田中新十郎	湯川村長	昭和58年5月4日 ～ 昭和59年8月13日
吉成修一	塙町長	昭和58年5月1日 ～ 昭和60年3月31日
		昭和60年4月1日 ～ 昭和60年4月30日
海上博之	泉崎村長	昭和58年5月4日 ～ 昭和60年3月31日
		昭和60年4月1日 ～ 昭和62年3月31日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
		昭和62年4月1日　～　昭和62年4月30日
有賀　　博	石川町長	昭和58年5月1日　～　昭和60年3月31日
		昭和60年4月1日　～　昭和60年4月30日
		平成 元年5月30日　～　平成 2年10月22日
長谷川　欣一	常葉町長	昭和58年6月1日　～　昭和60年3月31日
		昭和60年4月1日　～　昭和60年4月30日
松本一郎	広野町長	昭和58年4月1日　～　昭和60年3月31日
		昭和60年4月1日　～　昭和61年3月31日
但野芳美	富岡町議長	昭和58年6月14日　～　昭和59年3月30日
半澤篤司	月舘町議長	昭和58年6月14日　～　昭和59年5月30日
広田与三郎	長沼町議長	昭和58年6月14日　～　昭和59年2月1日
佐藤鉄雄	河東町議長	昭和58年6月14日　～　昭和60年3月31日
		昭和60年4月1日　～　昭和60年4月30日
島貫義衛	福島市議長	昭和59年4月12日　～　昭和60年3月31日
		昭和60年4月1日　～　昭和60年4月16日
馬場孝二	昭和村長	昭和59年8月13日　～　昭和60年3月31日
		昭和60年4月1日　～　昭和62年3月31日
		昭和62年4月1日　～　昭和62年5月8日
藤島良孝	鏡石町議長	昭和59年2月23日　～　昭和60年3月31日
		昭和60年4月1日　～　昭和60年6月7日
山下喜一	梁川町議長	昭和59年5月31日　～　昭和60年3月31日
		昭和60年4月1日　～　昭和60年6月7日
大河内　　鷹	二本松市長	昭和59年12月25日　～　昭和60年3月31日
		昭和60年4月1日　～　昭和62年3月31日
		昭和62年4月1日　～　平成 元年3月31日
		平成 元年4月1日　～　平成 3年3月31日
		平成 3年4月1日　～　平成 5年3月31日
		平成 5年4月1日　～　平成 7年3月31日
		平成 7年4月1日　～　平成 8年12月24日
植田英一	郡山市議長	昭和60年5月14日　～　昭和61年4月16日
佐藤光信	猪苗代町長	昭和60年5月30日　～　昭和60年11月7日
田代與平治	山都町長	昭和60年2月23日　～　昭和60年3月31日
		昭和60年4月1日　～　昭和62年3月2日
石田卯子八	鮫川村長	昭和60年5月1日　～　昭和62年3月31日
		昭和62年4月1日　～　昭和62年4月29日
岡部富夫	古殿町長	昭和60年5月1日　～　昭和62年3月31日
		昭和62年4月1日　～　昭和62年5月9日
		平成 6年11月8日　～　平成 7年3月31日
		平成 7年4月1日　～　平成 7年5月1日
秋田直孝	小野町長	昭和60年5月1日　～　昭和62年3月31日
		昭和62年4月1日　～　平成 元年3月31日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
		平成 元年 4 月 1 日 ～ 平成 元年 5 月 30 日
鈴 木 泰 昭	塩 川 町 議 長	昭和 60 年 6 月 7 日 ～ 昭和 62 年 3 月 31 日
		昭和 62 年 4 月 1 日 ～ 昭和 62 年 6 月 5 日
小 室 武 重	中 島 村 議 長	昭和 60 年 6 月 7 日 ～ 昭和 62 年 3 月 31 日
		昭和 62 年 4 月 1 日 ～ 昭和 62 年 6 月 5 日
伊 澤 昭 久	双 葉 町 議 長	昭和 60 年 6 月 7 日 ～ 昭和 60 年 11 月 30 日
飯 野 陽一郎	喜 多 方 市 長	昭和 61 年 5 月 17 日 ～ 昭和 62 年 3 月 31 日
		昭和 62 年 4 月 1 日 ～ 平成 元年 3 月 31 日
		平成 元年 4 月 1 日 ～ 平成 3 年 3 月 31 日
		平成 3 年 4 月 1 日 ～ 平成 5 年 3 月 31 日
		平成 5 年 4 月 1 日 ～ 平成 7 年 3 月 31 日
		平成 7 年 4 月 1 日 ～ 平成 9 年 3 月 31 日
		平成 9 年 4 月 1 日 ～ 平成 10 年 4 月 29 日
矢 吹 康	いわき市議長	昭和 61 年 4 月 17 日 ～ 昭和 62 年 3 月 31 日
		昭和 62 年 4 月 1 日 ～ 昭和 62 年 5 月 20 日
鈴 木 政 英	磐 梯 町 長	昭和 61 年 7 月 29 日 ～ 昭和 62 年 3 月 31 日
		昭和 62 年 4 月 1 日 ～ 平成 元年 3 月 31 日
		平成 元年 4 月 1 日 ～ 平成 元年 5 月 30 日
		平成 5 年 5 月 1 日 ～ 平成 7 年 3 月 31 日
		平成 7 年 4 月 1 日 ～ 平成 9 年 3 月 31 日
		平成 9 年 4 月 1 日 ～ 平成 9 年 5 月 27 日
		平成 13 年 5 月 1 日 ～ 平成 15 年 4 月 30 日
遠 藤 正	大 熊 町 長	昭和 61 年 4 月 1 日 ～ 昭和 62 年 3 月 31 日
松 本 兵三郎	葛 尾 村 議 長	昭和 61 年 1 月 22 日 ～ 昭和 62 年 3 月 31 日
		昭和 62 年 4 月 1 日 ～ 昭和 62 年 4 月 29 日
棚 木 一	会津若松市議長	昭和 62 年 5 月 21 日 ～ 昭和 63 年 4 月 5 日
松 崎 岩 男	天 栄 村 長	昭和 62 年 5 月 1 日 ～ 昭和 62 年 9 月 26 日
		平成 7 年 5 月 1 日 ～ 平成 9 年 3 月 31 日
		平成 9 年 4 年 1 日 ～ 平成 9 年 4 月 30 日
蓮 沼 文 男	塩 川 町 長	昭和 62 年 3 月 5 日 ～ 平成 元年 3 月 31 日
		平成 元年 4 月 1 日 ～ 平成 2 年 8 月 25 日
春 日 源 一	柳 津 町 長	昭和 62 年 5 月 9 日 ～ 平成 元年 3 月 31 日
		平成 元年 4 月 1 日 ～ 平成 元年 5 月 29 日
国 井 常 夫	大 信 村 長	昭和 62 年 5 月 1 日 ～ 平成 元年 3 月 31 日
		平成 元年 4 月 1 日 ～ 平成 元年 5 月 30 日
関 根 清 壽	平 田 村 長	昭和 62 年 5 月 10 日 ～ 平成 元年 3 月 31 日
		平成 元年 4 月 1 日 ～ 平成 元年 5 月 30 日
		平成 7 年 5 月 9 日 ～ 平成 9 年 3 月 31 日
		平成 9 年 4 月 1 日 ～ 平成 9 年 5 月 13 日
結 城 定 重	楢 葉 町 長	昭和 62 年 4 月 1 日 ～ 平成 元年 3 月 31 日
		平成 元年 4 月 1 日 ～ 平成 元年 5 月 30 日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
佐藤金一	伊達町議長	昭和62年6月11日 ～ 平成 元年3月31日
		平成 元年4月1日 ～ 平成 元年6月13日
長谷川栄進	三島町議長	昭和62年6月11日 ～ 昭和63年5月10日
宇佐美昌行	大越町議長	昭和62年6月11日 ～ 平成 元年3月18日
鈴木　治	鹿島町議長	昭和62年6月11日 ～ 平成 元年3月31日
		平成 元年4月1日 ～ 平成 元年6月13日
桜田栄一	福島市議長	昭和63年4月6日 ～ 平成 元年3月31日
		平成 元年4月1日 ～ 平成 元年4月5日
		平成 4年4月16日 ～ 平成 5年3月31日
		平成 5年4月1日 ～ 平成 5年4月6日
長田守央	鏡石町長	昭和62年10月1日 ～ 平成 元年3月31日
		平成 元年4月1日 ～ 平成 3年3月31日
		平成 3年4月1日 ～ 平成 3年5月7日
飯塚岩夫	只見町長	昭和63年8月12日 ～ 昭和63年12月15日
小野敏文	湯川村議長	昭和63年6月10日 ～ 平成 元年3月31日
		平成 元年4月1日 ～ 平成 元年5月30日
岡本廣一	伊南村長	昭和63年12月17日 ～ 平成 元年3月31日
		平成 元年4月1日 ～ 平成 3年3月31日
		平成 3年4月1日 ～ 平成 3年4月29日
本名六郎	郡山市議長	平成 元年4月5日 ～ 平成 2年4月6日
関本英勇	富岡町長	平成 元年5月30日 ～ 平成 元年6月24日
菊田芳衛	桑折町長	平成 元年5月30日 ～ 平成 2年8月9日
根本良一	矢祭町長	平成 元年5月30日 ～ 平成 3年3月31日
		平成 3年4月1日 ～ 平成 3年4月30日
		平成 8年8月2日 ～ 平成 9年3月31日
		平成 9年4月1日 ～ 平成11年3月31日
		平成11年4月1日 ～ 平成11年4月30日
		平成17年5月1日 ～ 平成19年4月30日
水野谷忠一	中島村長	平成 元年5月30日 ～ 平成 3年1月20日
安瀬明雄	船引町長	平成 元年5月30日 ～ 平成 3年3月31日
		平成 3年4月1日 ～ 平成 3年5月22日
岩本忠夫	双葉町長	平成 元年7月4日 ～ 平成 3年3月31日
		平成13年4月1日 ～ 平成15年3月31日
堀金昭三	田島町議長	平成 元年6月13日 ～ 平成 3年3月31日
		平成 3年4月1日 ～ 平成 3年6月27日
鈴木　尹	棚倉町議長	平成 元年6月13日 ～ 平成 3年3月31日
		平成 3年4月1日 ～ 平成 3年4月30日
鈴木重晴	双葉町議長	平成 元年6月14日 ～ 平成 2年4月9日
杉妻甲子	川俣町議長	平成 2年7月9日 ～ 平成 3年3月31日
		平成 3年4月1日 ～ 平成 3年4月29日
大平太多男	いわき市議長	平成 2年4月6日 ～ 平成 3年5月22日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
佐藤健一	霊山町長	平成2年8月10日 ～ 平成3年3月31日
		平成3年4月1日 ～ 平成5年3月31日
		平成5年4月1日 ～ 平成6年7月11日
斎藤文康	高郷村長	平成2年8月26日 ～ 平成3年3月31日
		平成3年4月1日 ～ 平成5年3月31日
富永健哉	浅川町長	平成2年11月5日 ～ 平成3年3月31日
		平成3年4月1日 ～ 平成4年11月7日
		平成9年5月14日 ～ 平成11年3月31日
		平成11年4月1日 ～ 平成11年5月13日
荒　和英	新地町長	平成2年5月1日 ～ 平成3年3月31日
		平成3年4月1日 ～ 平成5年3月31日
		平成5年4月1日 ～ 平成7年3月31日
		平成7年4月1日 ～ 平成9年3月31日
		平成9年4月1日 ～ 平成11年3月31日
		平成11年4月1日 ～ 平成14年9月25日
大和田政雄	広野町議長	平成2年6月13日 ～ 平成3年3月31日
		平成3年4月1日 ～ 平成3年4月30日
稲垣浩平	会津坂下町議長	平成3年10月23日 ～ 平成5年3月31日
		平成5年4月1日 ～ 平成5年6月8日
真壁宏彰	会津若松市議長	平成3年5月31日 ～ 平成4年4月16日
武内　實	長沼町長	平成3年5月7日 ～ 平成5年3月31日
		平成5年4月1日 ～ 平成5年5月5日
櫻木左久雄	下郷町長	平成3年5月9日 ～ 平成5年3月31日
		平成5年4月1日 ～ 平成5年5月9日
渡部新五郎	河東町長	平成3年5月29日 ～ 平成5年3月31日
		平成5年4月1日 ～ 平成5年4月30日
佐藤長雄	三島町長	平成3年5月30日 ～ 平成3年6月3日
児島正弘	本郷町長	平成3年6月4日 ～ 平成5年3月31日
		平成5年4月1日 ～ 平成5年5月10日
二瓶隆男	塙町長	平成3年5月1日 ～ 平成5年3月31日
		平成5年4月1日 ～ 平成5年4月30日
		平成11年5月1日 ～ 平成13年4月30日
白坂武男	矢吹町長	平成3年2月1日 ～ 平成3年3月31日
		平成3年4月1日 ～ 平成5年3月31日
		平成5年4月1日 ～ 平成5年4月30日
蒲生藤湖	滝根町長	平成3年5月22日 ～ 平成5年3月31日
		平成5年4月1日 ～ 平成5年5月21日
志賀秀朗	大熊町長	平成3年4月1日 ～ 平成5年3月31日
佐藤　正	安達町議長	平成3年6月14日 ～ 平成3年9月30日
佐々木康雄	霊山町議長	平成3年10月23日 ～ 平成5年3月31日
		平成5年4月1日 ～ 平成5年6月8日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
佐久間　倉　太	玉川村議長	平成 3 年 5 月15日 ～ 平成 4 年 3 月30日
鈴　木　幸　夫	大熊町議長	平成 3 年 5 月15日 ～ 平成 3 年 6 月13日
永　岡　雄　幸	小高町議長	平成 3 年 6 月14日 ～ 平成 5 年 3 月31日
		平成 5 年 4 月 1 日 ～ 平成 5 年 5 月18日
車　田　次　夫	玉　川　村　長	平成 4 年11月 8 日 ～ 平成 5 年 3 月31日
		平成 5 年 4 月 1 日 ～ 平成 6 年11月 7 日
		平成11年 5 月14日 ～ 平成13年 5 月10日
		平成15年 5 月15日 ～ 平成15年 5 月31日
郷　　泰　隆	石川町議長	平成 4 年 5 月20日 ～ 平成 5 年 3 月31日
		平成 5 年 4 月 1 日 ～ 平成 5 年 6 月 8 日
金　澤　松　雄	長沼町議長	平成 5 年 6 月 9 日 ～ 平成 5 年 6 月23日
今　村　昭　治	郡山市議長	平成 5 年 5 月30日 ～ 平成 6 年 4 月14日
常　松　忠　勝	岩　瀬　村　長	平成 5 年 5 月 6 日 ～ 平成 7 年 3 月31日
		平成 7 年 4 月 1 日 ～ 平成 7 年 4 月30日
五十嵐　昭　元	南　郷　村　長	平成 5 年 5 月10日 ～ 平成 7 年 3 月31日
		平成 7 年 4 月 1 日 ～ 平成 7 年 5 月 7 日
山　口　博　續	西会津町長	平成 5 年 4 月 1 日 ～ 平成 7 年 3 月31日
		平成20年 4 月 1 日 ～ 平成21年 5 月31日
山　口　林　助	会津坂下町長	平成 5 年 5 月10日 ～ 平成 7 年 3 月31日
		平成 7 年 4 月 1 日 ～ 平成 7 年 4 月27日
芳　賀　文　雄	鮫　川　村　長	平成 5 年 5 月 1 日 ～ 平成 7 年 3 月31日
		平成 7 年 4 月 1 日 ～ 平成 7 年 4 月30日
		平成13年 5 月 1 日 ～ 平成15年 4 月30日
鈴　木　伊佐巳	表　郷　村　長	平成 5 年 5 月 1 日 ～ 平成 7 年 3 月31日
		平成 7 年 4 月 1 日 ～ 平成 7 年 4 月30日
伊　藤　　寛	三　春　町　長	平成 5 年 5 月22日 ～ 平成 7 年 3 月31日
		平成 7 年 4 月 1 日 ～ 平成 7 年 5 月23日
叶　　幸　一	浪　江　町　長	平成 5 年 4 月 1 日 ～ 平成 7 年 3 月31日
高　野　与四男	東和町議長	平成 5 年 6 月 9 日 ～ 平成 7 年 3 月31日
		平成 7 年 4 月 1 日 ～ 平成 7 年 5 月30日
		平成 9 年 6 月 6 日 ～ 平成11年 3 月31日
		平成11年 4 月 1 日 ～ 平成11年 4 月30日
真　田　幸　継	河東町議長	平成 5 年 6 月 9 日 ～ 平成 7 年 3 月31日
		平成 7 年 4 月 1 日 ～ 平成 7 年 4 月28日
松　本　周一郎	楢葉町議長	平成 5 年 6 月 9 日 ～ 平成 5 年 8 月31日
松　本　幸　偉	葛尾村議長	平成 5 年11月30日 ～ 平成 7 年 3 月31日
		平成 7 年 4 月 1 日 ～ 平成 7 年 5 月10日
武　内　常　男	天栄村議長	平成 6 年 6 月 2 日 ～ 平成 7 年 3 月31日
		平成 7 年 4 月 1 日 ～ 平成 7 年 5 月30日
馬　目　清　通	いわき市議長	平成 6 年 4 月15日 ～ 平成 7 年 5 月18日
今　井　忠　光	白　河　市　長	平成 6 年 8 月29日 ～ 平成 7 年 3 月31日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
		平成 7 年 4 月 1 日 ～ 平成 9 年 3 月31 日
		平成 9 年 4 月 1 日 ～ 平成11 年 3 月31 日
		平成11 年 4 月 1 日 ～ 平成13 年 5 月31 日
渡 辺 弥 七	川 俣 町 長	平成 6 年 7 月12 日 ～ 平成 7 年 3 月31 日
		平成 7 年 4 月 1 日 ～ 平成 8 年 7 月 5 日
林　　茂 男	富 岡 町 議 長	平成 7 年 5 月31 日 ～ 平成 8 年 5 月30 日
江 花 継 夫	会津若松市議長	平成 7 年 5 月19 日 ～ 平成 8 年 4 月 9 日
服 部 健 一	東 和 町 長	平成 7 年 6 月 1 日 ～ 平成 9 年 3 月31 日
		平成 9 年 4 月 1 日 ～ 平成 9 年 5 月16 日
星　　勝 夫	檜 枝 岐 村 長	平成 7 年 5 月 8 日 ～ 平成 9 年 3 月31 日
		平成 9 年 4 月 1 日 ～ 平成 9 年 5 月11 日
吉 田 昭 一	山 都 町 長	平成 7 年 4 月 1 日 ～ 平成 9 年 3 月31 日
長谷川 恒 雄	金 山 町 長	平成 7 年 4 月27 日 ～ 平成 9 年 3 月31 日
		平成 9 年 4 月 1 日 ～ 平成 9 年 4 月30 日
渡 邉 尊 之	川 内 村 長	平成 7 年 4 月 1 日 ～ 平成 9 年 3 月31 日
長谷部 邦 雄	月 舘 町 議 長	平成 7 年 5 月31 日 ～ 平成 7 年10 月12 日
本 田 徳 松	川 俣 町 議 長	平成 7 年11 月30 日 ～ 平成 9 年 3 月31 日
		平成 9 年 4 月 1 日 ～ 平成 9 年 5 月31 日
大 堀　　茂	塩 川 町 議 長	平成 7 年 5 月31 日 ～ 平成 7 年 6 月30 日
栗 原 光 男	山 都 町 議 長	平成 7 年 7 月20 日 ～ 平成 9 年 3 月31 日
		平成 9 年 4 月 1 日 ～ 平成 9 年 5 月19 日
水 戸 政 治	矢 吹 町 議 長	平成 7 年 5 月31 日 ～ 平成 8 年 3 月30 日
寺 島 洵 一	新 地 町 議 長	平成 8 年 6 月 4 日 ～ 平成 9 年 3 月31 日
		平成 9 年 4 月 1 日 ～ 平成 9 年 5 月31 日
二階堂 匡一郎	福 島 市 議 長	平成 8 年 4 月 9 日 ～ 平成 9 年 4 月 9 日
根 本 尚 美	二 本 松 市 長	平成 8 年12 月25 日 ～ 平成 9 年 3 月31 日
		平成 9 年 4 月 1 日 ～ 平成11 年 3 月31 日
		平成11 年 4 月 1 日 ～ 平成14 年12 月 5 日
冨 永 武 夫	国 見 町 長	平成 8 年 7 月 5 日 ～ 平成 9 年 3 月31 日
		平成 9 年 4 月 1 日 ～ 平成11 年 3 月31 日
		平成11 年 4 月 1 日 ～ 平成13 年 5 月31 日
		平成15 年 6 月 1 日 ～ 平成16 年12 月 5 日
高 田 義 弘	西 郷 村 議 長	平成 8 年 5 月16 日 ～ 平成 9 年 3 月31 日
		平成 9 年 4 月 1 日 ～ 平成 9 年 5 月31 日
渡 部 恒 治	田 島 町 議 長	平成 9 年 6 月 6 日 ～ 平成11 年 3 月31 日
		平成11 年 4 月 1 日 ～ 平成11 年 5 月31 日
渡 辺 隆 弘	郡 山 市 議 長	平成 9 年 4 月 9 日 ～ 平成 9 年 5 月23 日
		平成13 年 5 月10 日 ～ 平成14 年 4 月 9 日
吉 田 岳 夫	郡 山 市 議 長	平成 9 年 5 月23 日 ～ 平成10 年 4 月 8 日
菅 沢 伝 良	安 達 町 長	平成 9 年 5 月16 日 ～ 平成11 年 3 月31 日
		平成11 年 4 月 1 日 ～ 平成13 年 5 月16 日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
木賊政雄	鏡石町長	平成 9 年 5 月 1 日 ～ 平成11年 3 月31日
		平成11年 4 月 1 日 ～ 平成11年 4 月30日
		平成17年 5 月 1 日 ～ 平成19年 3 月31日
		平成21年 4 月 1 日 ～ 平成22年 6 月23日
星　光芳	舘岩村長	平成 9 年 5 月12日 ～ 平成11年 3 月31日
		平成11年 4 月 1 日 ～ 平成11年 5 月13日
森　市英	北会津村長	平成 9 年 5 月28日 ～ 平成11年 3 月31日
		平成11年 4 月 1 日 ～ 平成11年 4 月30日
大沢君一	熱塩加納村長	平成 9 年 4 月 1 日 ～ 平成10年 6 月24日
小林　保	柳津町長	平成 9 年 5 月 1 日 ～ 平成11年 3 月31日
		平成11年 4 月 1 日 ～ 平成11年 4 月29日
菊地國雄	西郷村長	平成 9 年 5 月 1 日 ～ 平成11年 3 月31日
		平成11年 4 月 1 日 ～ 平成11年 4 月29日
白岩敏夫	常葉町長	平成 9 年 5 月12日 ～ 平成11年 1 月31日
松本允秀	葛尾村長	平成 9 年 4 月 1 日 ～ 平成 9 年 5 月31日
渡辺国義	常葉町議長	平成 9 年 6 月 6 日 ～ 平成10年 9 月24日
佐川栄蔵	広野町議長	平成 9 年 6 月 6 日 ～ 平成11年 3 月31日
		平成11年 4 月 1 日 ～ 平成11年 4 月29日
若松昭雄	いわき市議長	平成10年 5 月13日 ～ 平成10年12月17日
白井英男	喜多方市長	平成10年 5 月20日 ～ 平成11年 3 月31日
		平成11年 4 月 1 日 ～ 平成18年 1 月 3 日
		平成18年 2 月13日 ～ 平成22年 2 月11日
高橋　伝	北塩原村長	平成10年 6 月25日 ～ 平成11年 3 月31日
		平成11年 4 月 1 日 ～ 平成11年 5 月31日
遠藤貞英	大越町議長	平成10年11月25日 ～ 平成11年 3 月31日
		平成11年 4 月 1 日 ～ 平成11年 4 月29日
樫村　弘	いわき市議長	平成11年 1 月 7 日 ～ 平成11年 3 月31日
		平成11年 4 月 1 日 ～ 平成11年 5 月25日
宗像紀人	大越町長	平成11年 2 月 1 日 ～ 平成11年 3 月31日
		平成11年 4 月 1 日 ～ 平成13年 5 月12日
藤田好幸	鮫川村議長	平成11年 6 月 1 日 ～ 平成13年 5 月31日
二瓶孝喜	会津若松市議長	平成11年 5 月25日 ～ 平成12年 4 月11日
		平成15年 5 月21日 ～ 平成16年 4 月 7 日
伊藤儀人	岩瀬村長	平成11年 5 月 1 日 ～ 平成13年 4 月30日
羽染雄三郎	伊南村長	平成11年 5 月14日 ～ 平成13年 5 月 1 日
津金要雄	猪苗代町長	平成11年 5 月 1 日 ～ 平成13年 4 月30日
		平成21年 8 月11日 ～ 平成23年 6 月25日
山田忠彦	新鶴村長	平成11年 4 月30日 ～ 平成13年 4 月30日
鈴木恒夫	大信村長	平成11年 5 月 1 日 ～ 平成13年 4 月30日
草野　孝	楢葉町長	平成11年 4 月 1 日 ～ 平成13年 3 月31日
近藤　宏	桑折町議長	平成11年 6 月 1 日 ～ 平成11年10月13日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
一条盛一	新鶴村議長	平成11年6月1日 ～ 平成13年5月31日
高野晴雄	鹿島町議長	平成11年6月1日 ～ 平成13年5月31日
佐藤忠美	国見町議長	平成11年11月24日 ～ 平成13年5年31日
誉田義郎	福島市議長	平成12年4月11日 ～ 平成13年4月12日
浅和定次	大玉村長	平成13年5月17日 ～ 平成17年5月24日
廣田勝男	長沼町長	平成13年5月1日 ～ 平成15年4月30日
室井英彦	田島町長	平成13年5月2日 ～ 平成15年5月9日
吉原喜三久	塩川町長	平成13年6月2日 ～ 平成15年5月31日
小林悦郎	昭和村長	平成13年5月1日 ～ 平成17年4月26日
小室康彦	中島村長	平成13年5月1日 ～ 平成17年4月30日
西牧立博	石川町長	平成13年5月11日 ～ 平成15年5月14日
椚山富雄	船引町長	平成13年5月13日 ～ 平成15年5月1日
菅野博	大玉村議長	平成13年6月5日 ～ 平成15年6月5日
久野清	郡山市議長	平成13年4月12日 ～ 平成13年5月10日
佐藤哲夫	磐梯町議長	平成13年6月5日 ～ 平成14年4月30日
角田美公	石川町議長	平成13年6月5日 ～ 平成15年6月5日
宇佐見武夫	檜葉町議長	平成13年6月5日 ～ 平成13年8月31日
丸添富二	双葉町議長	平成13年11月27日 ～ 平成15年6月5日
高橋誠	北会津村議長	平成14年5月9日 ～ 平成15年6月5日
坂本登	いわき市議長	平成14年4月9日 ～ 平成15年5月21日
成井英夫	白河市長	平成14年11月6日 ～ 平成17年11月6日
		平成18年2月13日 ～ 平成19年6月26日
立谷秀清	相馬市長	平成14年2月26日 ～
兼子司	天栄村長	平成15年5月1日 ～ 平成17年4月30日
		平成19年4月1日 ～ 平成21年3月31日
		平成23年4月1日 ～ 平成23年9月26日
小沼昇	只見町長	平成15年5月9日 ～ 平成17年5月6日
栗城春夫	河東町長	平成15年5月1日 ～ 平成17年4月30日
石川兵次	高郷村長	平成15年6月1日 ～ 平成17年3月31日
藤田幸治	棚倉町長	平成15年5月1日 ～ 平成17年4月30日
		平成23年5月1日 ～ 平成24年9月7日
博多祐輔	滝根町長	平成15年5月2日 ～ 平成17年2月28日
遠藤勝也	富岡町長	平成15年4月1日 ～ 平成17年3月31日
菅野典雄	飯舘村長	平成14年9月30日 ～ 平成17年5月31日
		平成21年5月18日 ～ 平成23年5月17日
		平成25年6月1日 ～ 平成27年5月31日
		平成29年6月1日 ～ 令和 元年5月31日
大坂藤樹	猪苗代町議長	平成15年6月5日 ～ 平成16年2月29日
荻野哲雄	白沢村議長	平成15年6月5日 ～ 平成15年10月31日
引地仙一	東和町議長	平成15年11月26日 ～ 平成17年6月7日
菊地栄助	鏡石町議長	平成15年6月5日 ～ 平成17年6月7日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
横山正秀	飯舘村議長	平成15年6月5日 ～ 平成17年6月7日
佐藤茂光	熱塩加納村議長	平成16年5月11日 ～ 平成17年6月7日
橋本幸一	郡山市議長	平成16年4月7日 ～ 平成17年4月7日
斎藤　健	飯野町長	平成16年12月6日 ～ 平成18年4月13日
岡部善宣	白沢村長	平成17年5月25日 ～ 平成18年12月31日
本名祐雄	南郷村長	平成17年5月6日 ～ 平成18年3月19日
五十嵐源市	磐梯町長	平成17年5月25日 ～ 平成18年2月19日
		平成18年2月20日 ～ 平成20年3月31日
		平成25年6月1日 ～ 平成27年5月31日
山口信也	熱塩加納村長	平成17年4月1日 ～ 平成18年1月3日
竹内昱俊	会津坂下町長	平成17年4月27日 ～ 平成19年4月25日
小林日出夫	泉崎村長	平成17年5月1日 ～ 平成19年4月30日
二瓶清美	平田村長	平成17年5月25日 ～ 平成19年5月7日
鈴木義孝	三春町長	平成17年3月9日 ～ 平成19年5月8日
		平成21年5月9日 ～ 平成23年5月8日
		平成25年4月2日 ～ 平成25年5月31日
		平成29年6月1日 ～ 令和 元年5月31日
小松　真	広野町長	平成17年4月1日 ～ 平成18年1月19日
藁谷利男	いわき市議長	平成17年4月7日 ～ 平成18年4月14日
折笠三吉	中島村議長	平成17年6月7日 ～ 平成19年6月5日
髙橋宣博	桑折町議長	平成17年6月7日 ～ 平成19年6月5日
鈴木　征	只見町議長	平成17年6月7日 ～ 平成19年6月5日
新妻一浩	川内村議長	平成17年6月7日 ～ 平成19年4月29日
横山藏人	浪江町長	平成18年1月20日 ～ 平成19年12月15日
佐藤義之	会津若松市議長	平成18年4月14日 ～ 平成19年5月24日
林王喜久男	桑折町長	平成18年4月14日 ～ 平成22年9月29日
湯田雄二	下郷町長	平成18年5月9日 ～ 平成19年5月31日
鈴木和夫	白河市長	平成19年8月29日 ～
渡部英敏	会津美里町長	平成19年4月26日 ～ 平成21年4月29日
菊池基文	塙　町　長	平成19年5月1日 ～ 平成21年4月30日
		平成26年9月22日 ～ 平成28年7月14日
佐藤正博	西郷村長	平成19年5月1日 ～ 平成21年4月30日
		平成23年5月1日 ～ 平成23年5月31日
岡部光徳	古殿町長	平成19年5月9日 ～ 平成21年5月7日
宍戸良三	小野町長	平成19年5月9日 ～ 平成21年5月8日
		平成23年5月9日 ～ 平成25年3月22日
加藤憲郎	新地町長	平成19年5月18日 ～ 平成21年5月17日
		平成23年5月18日 ～ 平成25年5月31日
猪狩利衛	富岡町議長	平成19年6月5日 ～ 平成20年3月30日
菅野行雄	大玉村議長	平成19年6月5日 ～ 平成21年6月2日
鈴木　巌	会津美里町議長	平成19年6月5日 ～ 平成23年6月6日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
大和田　　昭	小野町議長	平成19年 6月 5日 ～ 平成21年 6月 2日
山岸　　清	福島市議長	平成19年 5月24日 ～ 平成20年 4月10日
遠藤雄幸	川内村長	平成20年 1月16日 ～ 平成23年 5月31日
宗像好雄	郡山市議長	平成20年 4月10日 ～ 平成21年 4月 9日
坂本紀一	広野町議長	平成20年 5月12日 ～ 平成21年 6月 2日
矢吹貢一	いわき市議長	平成21年 4月 9日 ～ 平成22年 4月 8日
須藤一夫	浅川町長	平成21年 5月 8日 ～ 平成21年 8月 4日
湯田芳博	南会津町長	平成21年 5月 9日 ～ 平成22年 5月 7日
齋藤茂樹	三島町長	平成21年 4月30日 ～ 平成23年 5月 8日
大樂勝弘	鮫川村長	平成21年 5月 1日 ～ 平成23年 4月30日
		平成28年 8月 9日 ～ 平成30年 7月17日
野崎吉郎	矢吹町長	平成21年 5月 1日 ～ 平成23年 4月30日
		平成29年 6月 1日 ～ 令和 元年 5月31日
山口信也	喜多方市長	平成22年 2月12日 ～ 平成30年 2月11日
富永盛彦	矢祭町議長	平成21年 6月 2日 ～ 平成23年 6月 6日
齋藤賢一	新地町議長	平成21年 6月 2日 ～ 平成23年 6月 6日
遠藤栄作	鏡石町長	平成22年 6月24日 ～ 平成23年 3月31日
		平成25年 4月 1日 ～ 平成27年 5月31日
大越明夫	福島市議長	平成22年 4月 8日 ～ 平成23年 5月20日
星　　光祥	檜枝岐村長	平成22年 5月 8日 ～ 平成25年 5月31日
		平成29年 6月 1日 ～ 令和 元年 5月31日
古川道郎	川俣町長	平成22年10月 5日 ～ 平成27年 5月31日
加納武夫	石川町長	平成23年 5月10日 ～ 平成23年 5月31日
蛭田　　克	いわき市議長	平成23年 5月20日 ～ 平成24年 4月12日
小椋敏一	北塩原村長	平成23年 6月26日 ～ 平成25年 5月31日
井関庄一	柳津町長	平成23年 5月 9日 ～ 平成25年 4月15日
井戸川克隆	双葉町長	平成23年 6月 1日 ～ 平成24年12月10日
藤田幸一	浅川町議長	平成23年 6月 6日 ～ 平成23年 9月30日
佐藤喜三郎	川俣町議長	平成23年 6月 6日 ～ 平成23年11月19日
大沼洋平	西会津町議長	平成23年 6月 6日 ～ 平成23年 6月30日
木田武一	平田村議長	平成23年10月17日 ～ 平成24年 3月30日
添田勝幸	天栄村長	平成23年10月 5日 ～ 平成25年 3月31日
		令和 元年 6月 1日 ～ 令和 3年 5月31日
		令和 5年 6月 1日 ～
八島博正	国見町議長	平成24年 1月23日 ～ 平成26年 7月25日
穴澤　　保	磐梯町議長	平成23年 8月25日 ～ 平成25年 5月31日
大野　　峯	石川町議長	平成24年 5月 8日 ～ 平成25年 5月31日
大内嘉明	郡山市議長	平成24年 4月12日 ～ 平成25年 4月11日
古張　　允	矢祭町長	平成24年 9月 8日 ～ 平成26年 9月 8日
山田基星	広野町長	平成24年12月13日 ～ 平成25年12月 8日
目黒章三郎	会津若松市議長	平成25年 4月11日 ～ 平成25年 8月23日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
		平成28年 4 月14日 ～ 平成29年 4 月 6 日
大 塚 節 雄	湯 川 村 長	平成25年 4 月18日 ～ 平成25年 5 月31日
戸 川 稔 朗	会津若松市議長	平成25年 8 月23日 ～ 平成26年 4 月10日
目 黒 靜 雄	新 地 町 議 長	平成26年 7 月25日 ～ 平成27年 5 月31日
佐 藤 一 好	福 島 市 議 長	平成26年 4 月10日 ～ 平成27年 5 月21日
目 黒 吉 久	只 見 町 長	平成25年 6 月 1 日 ～ 平成27年 5 月31日
久保木 正 大	泉 崎 村 長	平成25年 6 月 1 日 ～ 平成27年 5 月31日
		令和 元年 6 月 1 日 ～ 令和 3 年 5 月31日
石 森 春 男	玉 川 村 長	平成25年 6 月 1 日 ～ 平成27年 5 月31日
		令和 元年 6 月 1 日 ～ 令和 3 年 5 月31日
渡 辺 利 綱	大 熊 町 長	平成25年12月18日 ～ 平成27年 3 月31日
小 山 克 彦	天 栄 村 議 長	平成25年 6 月 6 日 ～ 平成27年 5 月31日
齋 藤 邦 夫	只 見 町 議 長	平成25年 6 月 6 日 ～ 平成27年 5 月31日
高 橋 隆 夫	郡 山 市 議 長	平成27年 5 月21日 ～ 平成27年 9 月 3 日
髙 橋 宣 博	桑 折 町 長	平成27年 6 月 1 日 ～
大 宅 宗 吉	南 会 津 町 長	平成27年 6 月 1 日 ～ 平成29年 5 月31日
		令和 3 年 6 月 1 日 ～ 令和 4 年 4 月29日
伊 藤 勝	西 会 津 町 長	平成27年 6 月 1 日 ～ 平成29年 5 月31日
馬 場 孝 允	昭 和 村 長	平成27年 6 月 1 日 ～ 平成29年 5 月31日
加 藤 幸 一	中 島 村 長	平成27年 6 月 1 日 ～ 平成29年 5 月31日
		令和 3 年 6 月 1 日 ～ 令和 5 年 5 月31日
澤 村 和 明	平 田 村 長	平成27年 6 月 1 日 ～ 平成29年 5 月31日
		令和 3 年 6 月 1 日 ～ 令和 5 年 5 月31日
大和田 昭	小 野 町 長	平成27年 6 月 1 日 ～ 平成29年 5 月31日
馬 場 有	浪 江 町 長	平成27年 4 月15日 ～ 平成29年 5 月31日
佐 藤 一 美	下 郷 町 議 長	平成27年 6 月 8 日 ～ 平成28年 3 月31日
中野目 正 治	泉 崎 村 議 長	平成27年 6 月 8 日 ～ 平成27年 9 月30日
佐々木 清 一	双 葉 町 議 長	平成27年 6 月 8 日 ～ 平成29年 2 月 2 日
今 村 剛 司	郡 山 市 議 長	平成27年 9 月 9 日 ～ 平成28年 4 月14日
諸 根 重 男	矢 吹 町 議 長	平成27年11月26日 ～ 平成28年 3 月30日
五十嵐 司	南会津町議長	平成28年 5 月 9 日 ～ 平成29年 5 月31日
熊 田 宏	矢 吹 町 議 長	平成28年 5 月 9 日 ～ 平成29年 5 月31日
青 木 基	楢 葉 町 議 長	平成29年 2 月21日 ～ 平成29年 5 月31日
高 木 克 尚	福 島 市 議 長	平成29年 4 月 6 日 ～ 平成29年 8 月17日
前 後 公	猪 苗 代 町 長	平成29年 6 月 1 日 ～ 令和 元年 5 月31日
齋 藤 文 英	会津坂下町長	平成29年 6 月 1 日 ～ 令和 元年 5 月31日
松 本 幸 英	楢 葉 町 長	平成29年 6 月 1 日 ～ 令和 元年 5 月31日
村 上 昭 正	小 野 町 議 長	平成29年 6 月 2 日 ～ 令和 元年 5 月31日
古 川 庄 平	会津坂下町議長	平成29年 6 月 2 日 ～ 令和 元年 5 月31日
菊 地 正 文	新 地 町 議 長	平成29年 6 月 2 日 ～ 令和 元年 5 月31日
半 沢 正 典	福 島 市 議 長	平成29年 8 月17日 ～ 平成30年 4 月12日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
遠藤忠一	喜多方市長	平成30年2月23日　～
菅波　健	いわき市議長	平成30年4月12日　～　令和 元年5月16日
湯座一平	棚倉町長	平成30年7月26日　～　令和2年7月15日
星　學	下郷町長	令和 元年6月1日　～　令和3年5月31日
矢澤源成	三島町長	令和 元年6月1日　～　令和3年5月31日
伊澤史朗	双葉町長	令和 元年6月1日　～　令和3年5月31日
大堀　武	新地町長	令和 元年6月1日　～　令和3年5月31日
		令和5年6月1日　～
鈴木久一	磐梯町議長	令和 元年6月3日　～　令和3年5月31日
大縄武夫	塙町議長	令和 元年6月3日　～　令和2年3月30日
渡邉一夫	川内村議長	令和 元年6月3日　～　令和3年5月31日
佐藤政喜	郡山市議長	令和 元年5月16日　～　令和 元年9月3日
七海喜久雄	郡山市議長	令和 元年9月9日　～　令和2年4月20日
清川雅史	会津若松市議長	令和2年4月20日　～　令和3年4月8日
		令和5年4月6日　～　令和6年4月11日
割貝寿一	塙町議長	令和2年5月11日　～　令和3年5月31日
佐川正一郎	矢祭町長	令和2年8月3日　～　令和4年7月21日
梅津政則	福島市議長	令和3年4月8日　～　令和3年8月11日
薄　友喜	西会津町長	令和3年6月1日　～　令和5年5月31日
三澤豊隆	湯川村長	令和3年6月1日　～　令和5年5月31日
坂本浩之	三春町長	令和3年6月1日　～　令和5年5月31日
杉岡　誠	飯舘村長	令和3年6月1日　～　令和5年5月31日
小椋　眞	北塩原村議長	令和3年6月3日　～　令和5年4月29日
片平秀雄	桑折町議長	令和3年6月3日　～　令和5年5月31日
緑川栄一	古殿町議長	令和3年6月3日　～　令和4年4月13日
真田広志	福島市議長	令和3年8月25日　～　令和4年4月15日
大峯英之	いわき市議長	令和4年5月9日　～　令和5年4月6日
水野秀一	浅川町議長	令和4年5月9日　～　令和5年5月31日
星　明彦	檜枝岐村長	令和4年5月13日　～　令和5年5月28日
宮田秀利	塙町長	令和4年8月2日　～　令和5年5月31日
渡部勇夫	只見町長	令和5年6月1日　～
佐藤淳一	磐梯町長	令和5年6月1日　～
舟木幸一	昭和村長	令和5年6月1日　～
高橋廣志	西郷村長	令和5年6月1日　～
村上昭正	小野町長	令和5年6月1日　～
篠木　弘	葛尾村長	令和5年6月1日　～
古川文雄	鏡石町議長	令和5年6月7日　～　令和5年9月3日
小玉智和	下郷町議長	令和5年6月7日　～　令和6年3月31日
吉岡健太郎	大熊町議長	令和5年6月7日　～　令和5年11月19日
角田真美	鏡石町議長	令和5年10月10日　～
高橋　実	富岡町議長	令和6年1月17日　～　令和6年3月30日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
萩　原　太　郎	福 島 市 議 長	令和 6 年 4 月 11 日　～
山　内　　政	南会津町議長	令和 6 年 5 月 8 日　～
伊　藤　哲　雄	双 葉 町 議 長	令和 6 年 5 月 8 日　～

6　監　査　委　員

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
今　野　　繁	組　合　議　員　(相馬市長)	昭和 54 年 4 月 2 日　～　昭和 56 年 3 月 31 日
		昭和 56 年 4 月 1 日　～　昭和 58 年 3 月 31 日
		昭和 58 年 4 月 1 日　～　昭和 60 年 3 月 31 日
		昭和 60 年 4 月 1 日　～　昭和 62 年 3 月 31 日
		昭和 62 年 4 月 1 日　～　平成 元年 3 月 31 日
		平成 元年 4 月 1 日　～　平成 元年 5 月 30 日
油　座　彦　蔵	〃　(飯舘村議長)	昭和 54 年 4 月 2 日　～　昭和 54 年 5 月 18 日
小　林　蔵　田	〃　(昭和村長)	昭和 54 年 4 月 2 日　～　昭和 54 年 5 月 12 日
富　岡　一　男	〃　(滝根町長)	昭和 54 年 6 月 11 日　～　昭和 56 年 3 月 31 日
		昭和 56 年 4 月 1 日　～　昭和 56 年 6 月 10 日
石　川　兵　次	〃　(高郷村議長)	昭和 54 年 6 月 11 日　～　昭和 56 年 3 月 31 日
		昭和 56 年 4 月 1 日　～　昭和 56 年 6 月 10 日
半　澤　榮一郎	〃　(月舘町長)	昭和 56 年 6 月 12 日　～　昭和 58 年 3 月 31 日
		昭和 58 年 4 月 1 日　～　昭和 58 年 6 月 11 日
佐久間　一　次	〃　(東和町議長)	昭和 56 年 6 月 11 日　～　昭和 58 年 3 月 31 日
		昭和 58 年 4 月 1 日　～　昭和 58 年 6 月 11 日
		昭和 60 年 6 月 15 日　～　昭和 62 年 3 月 31 日
鈴　木　　格	〃　(北塩原村村長)	昭和 58 年 6 月 15 日　～　昭和 58 年 2 月 23 日
半　澤　篤　司	〃　(月舘町議長)	昭和 58 年 6 月 15 日　～　昭和 60 年 2 月 23 日
佐　藤　鉄　雄	〃　(河東町議長)	昭和 59 年 7 月 20 日　～　昭和 60 年 3 月 31 日
		昭和 60 年 4 月 1 日　～　昭和 60 年 4 月 30 日
伊　藤　備　文	〃　(本宮町長)	昭和 60 年 6 月 15 日　～　昭和 62 年 3 月 31 日
		昭和 62 年 4 月 1 日　～　昭和 62 年 6 月 10 日
鈴　木　政　英	〃　(磐梯町長)	昭和 62 年 6 月 11 日　～　平成 元年 3 月 31 日
		平成 元年 4 月 1 日　～　平成 元年 7 月 2 日
		平成 7 年 6 月 26 日　～　平成 9 年 3 月 31 日
		平成 9 年 4 月 1 日　～　平成 9 年 6 月 26 日
佐　藤　金　一	〃　(伊達町議長)	昭和 62 年 6 月 11 日　～　平成 元年 3 月 31 日
		平成 元年 4 月 1 日　～　平成 元年 7 月 2 日
飯　野　陽一郎	〃　(喜多方市長)	平成 元年 7 月 3 日　～　平成 3 年 3 月 31 日
		平成 3 年 4 月 1 日　～　平成 5 年 3 月 31 日
		平成 5 年 4 月 1 日　～　平成 7 年 3 月 31 日
		平成 7 年 4 月 1 日　～　平成 9 年 3 月 31 日
		平成 9 年 4 月 1 日　～　平成 10 年 4 月 29 日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
根本良一	〃　(矢祭町長)	平成 元年 7 月 3 日 ～ 平成 3 年 3 月 31 日
		平成 3 年 4 月 1 日 ～ 平成 3 年 6 月 27 日
鈴木重晴	〃　(双葉町議長)	平成 元年 7 月 3 日 ～ 平成 3 年 3 月 31 日
		平成 3 年 4 月 1 日 ～ 平成 3 年 6 月 27 日
荒　和英	〃　(新地町長)	平成 3 年 6 月 28 日 ～ 平成 5 年 3 月 31 日
		平成 5 年 4 月 1 日 ～ 平成 5 年 6 月 23 日
佐藤　正	〃　(安達町議長)	平成 3 年 6 月 28 日 ～ 平成 3 年 9 月 30 日
佐々木康雄	〃　(霊山町議長)	平成 3 年 12 月 5 日 ～ 平成 5 年 3 月 31 日
		平成 5 年 4 月 1 日 ～ 平成 5 年 6 月 23 日
車田次夫	〃　(玉川村長)	平成 5 年 6 月 24 日 ～ 平成 6 年 11 月 7 日
高野与四男	〃　(東和町議長)	平成 5 年 6 月 24 日 ～ 平成 7 年 3 月 31 日
		平成 7 年 4 月 1 日 ～ 平成 7 年 5 月 30 日
水戸政治	〃　(矢吹町議長)	平成 7 年 7 月 26 日 ～ 平成 8 年 3 月 30 日
栗原光男	〃　(山都町議長)	平成 8 年 8 月 30 日 ～ 平成 9 年 3 月 31 日
		平成 9 年 4 月 1 日 ～ 平成 9 年 6 月 26 日
小林　保	〃　(柳津町長)	平成 9 年 6 月 27 日 ～ 平成 11 年 3 月 31 日
		平成 11 年 4 月 1 日 ～ 平成 11 年 4 月 29 日
渡辺国義	〃　(常葉町議長)	平成 9 年 6 月 27 日 ～ 平成 10 年 9 月 24 日
白井英男	〃　(喜多方市長)	平成 10 年 8 月 18 日 ～ 平成 11 年 5 月 31 日
		平成 11 年 6 月 30 日 ～ 平成 13 年 5 月 31 日
		平成 13 年 6 月 27 日 ～ 平成 15 年 5 月 31 日
		平成 15 年 7 月 2 日 ～ 平成 17 年 5 月 31 日
		平成 17 年 6 月 27 日 ～ 平成 18 年 1 月 3 日
		平成 18 年 2 月 21 日 ～ 平成 19 年 5 月 31 日
		平成 19 年 6 月 29 日 ～ 平成 21 年 5 月 31 日
		平成 21 年 6 月 25 日 ～ 平成 22 年 2 月 11 日
遠藤貞英	〃　(大越町議長)	平成 11 年 2 月 22 日 ～ 平成 11 年 3 月 31 日
		平成 11 年 4 月 1 日 ～ 平成 11 年 4 月 29 日
鈴木恒夫	〃　(大信村長)	平成 11 年 6 月 30 日 ～ 平成 13 年 4 月 30 日
高野晴雄	〃　(鹿島町議長)	平成 11 年 6 月 30 日 ～ 平成 13 年 5 月 31 日
室井英彦	〃　(田島町長)	平成 13 年 6 月 27 日 ～ 平成 15 年 5 月 9 日
佐藤哲夫	〃　(磐梯町議長)	平成 13 年 6 月 27 日 ～ 平成 14 年 4 月 30 日
高橋　誠	〃　(北会津村議長)	平成 14 年 8 月 6 日 ～ 平成 15 年 6 月 5 日
栗城春夫	〃　(河東町長)	平成 15 年 7 月 2 日 ～ 平成 17 年 5 月 24 日
菊地栄助	〃　(鏡石町議長)	平成 15 年 7 月 2 日 ～ 平成 17 年 6 月 7 日
竹内昱俊	〃　(会津坂下町長)	平成 17 年 6 月 27 日 ～ 平成 19 年 4 月 26 日
髙橋宣博	〃　(桑折町議長)	平成 17 年 6 月 27 日 ～ 平成 19 年 5 月 31 日
菊池基文	〃　(塙町長)	平成 19 年 6 月 29 日 ～ 平成 21 年 5 月 31 日
		平成 27 年 6 月 30 日 ～ 平成 28 年 7 月 14 日
鈴木　巌	〃　(会津美里町議長)	平成 19 年 6 月 29 日 ～ 平成 21 年 5 月 31 日
須藤一夫	〃　(浅川町長)	平成 21 年 6 月 25 日 ～ 平成 21 年 8 月 4 日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
木　賊　政　雄	〃　　（鏡石町長）	平成21年 8 月19日　～　平成22年 6 月23日
齋　藤　賢　一	〃　　（新地町議長）	平成21年 6 月25日　～　平成23年 5 月31日
山　口　信　也	〃　　（喜多方市長）	平成22年 2 月22日　～　平成23年 5 月31日
		平成23年 6 月28日　～　平成25年 5 月31日
		平成25年 6 月26日　～　平成27年 5 月31日
		平成27年 6 月30日　～　平成29年 5 月31日
		平成29年 7 月24日　～　平成30年 2 月11日
津　金　要　雄	〃　　（猪苗代町長）	平成22年 8 月27日　～　平成23年 5 月31日
加　藤　憲　郎	〃　　（新地町長）	平成23年 6 月28日　～　平成25年 5 月31日
佐　藤　喜三郎	〃　　（川俣町議長）	平成23年 6 月28日　～　平成23年11月19日
八　島　博　正	〃　　（国見町議長）	平成24年 2 月23日　～　平成25年 5 月31日
古　川　通　郎	〃　　（川俣町長）	平成25年 6 月26日　～　平成27年 5 月31日
小　山　克　彦	〃　　（天栄村議長）	平成25年 6 月26日　～　平成27年 5 月31日
中野目　正　治	〃　　（泉崎村議長）	平成27年 6 月30日　～　平成27年 9 月30日
佐々木　清　一	〃　　（双葉町議長）	平成28年 2 月24日　～　平成29年 2 月 2 日
大　樂　勝　弘	〃　　（鮫川村長）	平成28年 9 月23日　～　平成29年 5 月31日
前　後　　公	〃　　（猪苗代町長）	平成29年 7 月24日　～　令和 元年 5 月31日
菊　地　正　文	〃　　（新地町議長）	平成29年 7 月24日　～　令和 元年 5 月31日
遠　藤　忠　一	〃　　（喜多方市長）	平成30年 2 月27日　～　令和 元年 5 月31日
高　松　義　行	識見を有する者　（本宮市長）	令和 元年 7 月29日　～　令和 5 年 7 月28日
		令和 5 年 7 月29日　～
大　堀　　武	組　合　議　員　（新地町長）	令和 元年 7 月29日　～　令和 3 年 5 月31日
大　宅　宗　吉	〃　　（南会津町長）	令和 3 年 7 月12日　～　令和 4 年 4 月29日
星　　明　彦	〃　　（檜枝岐村長）	令和 4 年 5 月23日　～　令和 5 年 5 月28日
髙　橋　宣　博	〃　　（桑折町長）	令和 5 年 7 月24日　～

7　各　種　委　員

(1)　消防賞じゅつ金等審査委員会委員

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
澤　田　三　郎	須賀川市長	昭和54年 4月 1日 ～ 昭和55年 6月10日
唐　橋　　東	喜多方市長	昭和54年 4月 1日 ～ 昭和61年 4月29日
菅　野　英　助	梁川町長	昭和54年 4月 1日 ～ 昭和54年 4月29日
小　林　蔵　田	昭和村長	昭和54年 4月 1日 ～ 昭和54年 5月12日
斎　藤　泰　一	白河市消防団長	昭和54年 4月 1日 ～ 昭和62年 7月19日
蓮　沼　文　男	塩川町消防団長	昭和54年 4月 1日 ～ 昭和57年 3月31日
宗　像　秀　夫	済生会病院長	昭和54年 4月 1日 ～ 昭和55年 3月31日
奥　山　健　一	県地方課長	昭和54年 4月 1日 ～ 昭和54年 7月18日
馬　上　正　雄	県消防防災課長	昭和54年 4月 1日 ～ 昭和55年 3月31日
菅　井　　旭	県地方課長	昭和54年 7月19日 ～ 昭和56年 3月31日
山　内　辰　夫	北会津村長	昭和54年 7月10日 ～ 昭和55年 5月29日
富　岡　一　男	滝根町長	昭和54年 7月10日 ～ 昭和56年 7月20日
鳩　原　　剛	県消防防災課長	昭和55年 4月24日 ～ 昭和56年 3月31日
阿　部　幸　男	済生会福島病院長	昭和55年 4月24日 ～ 平成11年 1月31日
今　井　英　二	白河市長	昭和55年 6月10日 ～ 昭和56年 4月29日
栗　城　春　次	河東町長	昭和55年 6月10日 ～ 昭和56年 7月26日
小　野　亀八郎	白河市長	昭和56年 7月27日 ～ 昭和61年 5月29日
橋　本　正　一	新地町長	昭和56年 7月27日 ～ 昭和59年 7月20日
林　　忠　郎	会津若松市消防団長	昭和57年 4月 1日 ～ 昭和59年 4月 1日
佐久間　幸　雄	県地方課長	昭和56年 7月27日 ～ 昭和59年 3月31日
渡　辺　吉　松	県消防防災課長	昭和56年 7月27日 ～ 昭和59年 3月31日
佐　藤　正　夫	岩瀬村長	昭和56年 7月27日 ～ 昭和59年 7月20日
松　本　一　郎	広野町長	昭和59年 7月21日 ～ 昭和60年 5月29日
有　賀　　博	石川町長	昭和59年 7月21日 ～ 昭和60年 5月29日
平　原　正　道	県地方課長	昭和59年 7月21日 ～ 昭和60年 3月31日
加　藤　忠　男	県消防防災課長	昭和59年 7月21日 ～ 昭和60年 3月31日
関　根　輝　雄	月舘町消防団長	昭和59年 7月21日 ～ 平成 2年 9月17日
渡　辺　貞　雄	県地方課長	昭和60年 4月 1日 ～ 昭和62年 3月31日
竹　内　　弘	県消防防災課長	昭和60年 4月 1日 ～ 昭和62年 3月31日
伊　藤　備　文	本宮町長	昭和60年 5月30日 ～ 昭和62年 3月31日
		平成 元年 8月18日 ～ 平成 3年 5月29日
鈴　木　重郎治	小高町長	昭和60年 5月30日 ～ 昭和62年 6月14日
永　瀬　謙　助	石川町消防団長	昭和62年 8月 1日 ～ 平成 4年11月 4日
飯　野　陽一郎	喜多方市長	昭和61年 5月30日 ～ 平成10年 4月29日
大河内　　鷹	二本松市長	昭和61年 5月30日 ～ 平成 8年12月24日
渡　部　積　雄	県地方課長	昭和62年 4月 1日 ～ 昭和63年 3月31日
高　坂　良　行	県消防防災課長	昭和62年 4月 1日 ～ 平成 元年 3月31日
鈴　木　政　英	磐梯町長	昭和62年 8月 1日 ～ 平成 元年 5月30日
国　井　常　夫	大信村長	昭和62年 8月 1日 ～ 平成 元年 5月30日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
岡　崎　修　吾	県地方課長	昭和63年 4 月 1 日　～　平成 元年 3 月31日
河　上　聰　朗	県地方課長	平成 元年 4 月 1 日　～　平成 4 年 3 月31日
斎　藤　　満	県消防防災課長	平成 元年 4 月 1 日　～　平成 2 年 3 月31日
根　本　良　一	矢祭町長	平成 元年 5 月31日　～　平成 3 年 5 月30日
関　本　英　勇	富岡町長	平成 元年 5 月31日　～　平成 元年 6 月24日
大　井　　章	県消防防災課長	平成 2 年 4 月 1 日　～　平成 4 年 3 月31日
佐　藤　寛　次	霊山町消防団長	平成 2 年11月 5 日　～　平成 4 年11月 4 日
櫻　木　左久雄	下郷町長	平成 3 年 6 月 1 日　～　平成 5 年 6 月 8 日
蒲　生　藤　湖	滝根町長	平成 3 年 6 月 1 日　～　平成 5 年 6 月 8 日
金　賀　英　彦	県地方課長	平成 4 年 4 月 1 日　～　平成 6 年 3 月31日
中　木　國　男	県消防防災課長	平成 4 年 4 月 1 日　～　平成 6 年 3 月31日
渡　部　正　昭	矢吹町消防団長	平成 4 年11月 5 日　～　平成 6 年11月 4 日
八　巻　一　雄	保原町消防団長	平成 4 年11月 5 日　～　平成 6 年11月 4 日
小　山　　昭	県市町村課長	平成 6 年 4 月 1 日　～　平成 8 年 3 月31日
朝　倉　榮　三	県消防防災課長	平成 6 年 4 月 1 日　～　平成 8 年 3 月31日
山　口　博　續	西会津町長	平成 5 年 6 月 9 日　～　平成 7 年 5 月31日
叶　　幸　一	浪江町長	平成 5 年 6 月 9 日　～　平成 7 年 5 月31日
菅　野　徹　雄	川俣町消防団長	平成 7 年 2 月 1 日　～　平成 9 年 1 月31日
五十嵐　藤　男	会津本郷町消防団長	平成 7 年 2 月 1 日　～　平成 9 年 1 月31日
渡　辺　弥　七	川俣町長	平成 7 年 6 月 1 日　～　平成 9 年 5 月27日
荒　　和　英	新地町長	平成 7 年 6 月 1 日　～　平成 9 年 5 月27日
		平成11年 5 月26日　～　平成13年 1 月31日
音　高　純　夫	県市町村課長	平成 8 年 4 月 1 日　～　平成10年 3 月31日
長谷川　英　雄	県消防防災課長	平成 8 年 4 月 1 日　～　平成10年 3 月31日
根　本　尚　美	二本松市長	平成 9 年 1 月 7 日　～　平成13年 1 月31日
近　藤　文　治	白河市消防団長	平成 9 年 2 月 1 日　～　平成12年 3 月31日
杉　浦　武　見	原町市消防団長	平成 9 年 2 月 1 日　～　平成12年 3 月31日
菅　沢　伝　良	安達町長	平成 9 年 5 月28日　～　平成11年 5 月25日
木　賊　政　雄	鏡石町長	平成 9 年 5 月28日　～　平成11年 5 月25日
斎　藤　幸　夫	県市町村課長	平成10年 4 月 1 日　～　平成12年 3 月31日
中　村　文　夫	県消防防災課長	平成10年 4 月 1 日　～　平成12年 3 月31日
白　井　英　男	喜多方市長	平成10年 4 月30日　～　平成13年 1 月31日
会　田　征　彦	財団法人会田病院	平成11年 2 月 1 日　～　平成13年 1 月31日
冨　永　武　夫	国見町長	平成11年 5 月26日　～　平成13年 1 月31日
関　根　助　美	須賀川市消防団長	平成12年 4 月 1 日　～　平成13年 1 月31日
高　橋　好　三	鹿島町消防団長	平成12年 4 月 1 日　～　平成13年 1 月31日
鈴　木　泰　雄	県市町村課長	平成12年 4 月 1 日　～　平成13年 1 月31日
小　関　和　男	県消防防災課長	平成12年 4 月 1 日　～　平成13年 1 月31日
成　井　英　夫	白河市長	平成16年 9 月 1 日　～　平成19年 6 月26日
立　谷　秀　清	相馬市長	平成16年 9 月 1 日　～
栗　城　春　夫	河東町長	平成16年 9 月 1 日　～　平成17年 5 月24日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
菅　野　典　雄	飯舘村長	平成 16 年 9 月 1 日　～　平成 17 年 5 月 24 日
鈴　木　文　男	県市町村行政グループ参事	平成 16 年 9 月 1 日　～　平成 18 年 3 月 31 日
鈴　木　正　昭	県消防保安グループ参事	平成 16 年 9 月 1 日　～　平成 18 年 3 月 31 日
池　田　義　朗	梁川町消防団長	平成 16 年 9 月 1 日　～　平成 18 年 3 月 31 日
永　瀬　謙　助	石川町消防団長	平成 16 年 9 月 1 日　～　平成 18 年 3 月 31 日
石　川　正　三	県医師会副会長	平成 16 年 9 月 1 日　～　平成 18 年 3 月 31 日
斎　藤　　健	飯野町長	平成 17 年 5 月 25 日　～　平成 18 年 3 月 31 日
鈴　木　義　孝	三春町長	平成 17 年 5 月 25 日　～　平成 19 年 5 月 31 日
竹　内　昱　俊	会津坂下町長	平成 18 年 4 月 1 日　～　平成 19 年 5 月 31 日
玉　井　　章	県市町村行政グループ参事	平成 18 年 4 月 1 日　～　平成 20 年 3 月 31 日
佐　藤　　実	県消防保安グループ参事	平成 18 年 4 月 1 日　～　平成 20 年 3 月 31 日
生　田　憲　一	白河市連合消防団長	平成 18 年 4 月 1 日　～　平成 20 年 3 月 31 日
渡　部　武　治	南会津町消防団長	平成 18 年 4 月 1 日　～　平成 20 年 3 月 31 日
土　屋　繁　之	県医師会常任理事	平成 18 年 4 月 1 日　～　平成 31 年 3 月 31 日
菊　池　基　文	塙町長	平成 19 年 6 月 1 日　～　平成 21 年 5 月 27 日
		平成 27 年 6 月 2 日　～　平成 28 年 7 月 14 日
横　山　蔵　人	浪江町長	平成 19 年 6 月 1 日　～　平成 19 年 12 月 15 日
鈴　木　和　夫	白河市長	平成 19 年 8 月 30 日　～
遠　藤　雄　幸	川内村長	平成 20 年 2 月 28 日　～　平成 21 年 5 月 27 日
長谷川　哲　也	県市町村行政課長	平成 20 年 4 月 1 日　～　平成 22 年 3 月 31 日
瓶　子　正　明	県生活環境部参事兼消防保安課長	平成 20 年 4 月 1 日　～　平成 22 年 3 月 31 日
千　葉　正　秀	会津美里町消防団長	平成 20 年 4 月 1 日　～　平成 22 年 3 月 31 日
釘　野　雄　一	双葉町消防団長	平成 20 年 4 月 1 日　～　平成 22 年 3 月 31 日
浅　和　定　次	大玉村長	平成 21 年 5 月 28 日　～　平成 21 年 8 月 23 日
須　藤　一　夫	浅川村長	平成 21 年 5 月 28 日　～　平成 22 年 3 月 31 日
津　金　要　雄	猪苗代町長	平成 21 年 8 月 24 日　～　平成 22 年 3 月 31 日
星　　光　祥	檜枝岐村長	平成 22 年 4 月 1 日　～　平成 25 年 5 月 31 日
加　藤　憲　郎	新地町長	平成 22 年 4 月 1 日　～　平成 25 年 5 月 31 日
鈴　木　忠　夫	県市町村行政課長	平成 22 年 4 月 1 日　～　平成 25 年 3 月 31 日
	県総務部次長	平成 26 年 2 月 21 日　～　平成 26 年 3 月 31 日
丹　野　裕　一	県生活環境部参事兼消防保安課長	平成 22 年 4 月 1 日　～　平成 25 年 3 月 31 日
佐　藤　恒　男	会津若松市消防団長	平成 22 年 4 月 1 日　～　平成 24 年 6 月 22 日
佐　藤　光　孝	南相馬市消防団長	平成 22 年 4 月 1 日　～　平成 24 年 6 月 22 日
安　藤　　治	富岡町消防団長	平成 24 年 6 月 22 日　～　平成 26 年 5 月 22 日
飯　野　利　光	喜多方市消防団長	平成 24 年 6 月 22 日　～　平成 26 年 5 月 22 日
松　崎　浩　司	県市町村行政課長	平成 25 年 4 月 1 日　～　平成 26 年 2 月 20 日
安　司　敏　憲	県消防保安課長	平成 25 年 4 月 1 日　～　平成 28 年 3 月 31 日
古　川　道　郎	川俣町長	平成 25 年 6 月 1 日　～　平成 27 年 5 月 31 日
遠　藤　栄　作	鏡石町長	平成 25 年 6 月 1 日　～　平成 27 年 5 月 31 日
金　子　市　夫	県市町村行政課長	平成 26 年 4 月 1 日　～　平成 27 年 3 月 31 日
熊　田　　孝	県総務部参事兼市町村行政課長	平成 27 年 4 月 1 日　～　平成 28 年 3 月 31 日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
木　田　廣　明	塙町消防団長	平成 26 年 5 月 22 日　～　平成 30 年 3 月 31 日
荒　　利　喜	飯舘村消防団長	平成 26 年 5 月 22 日　～　平成 28 年 3 月 31 日
馬　場　孝　允	昭和村長	平成 27 年 6 月 2 日　～　平成 29 年 5 月 24 日
岸　　孝　志	県市町村行政課長	平成 28 年 4 月 1 日　～　平成 31 年 3 月 31 日
後　藤　　隆	県消防保安課長	平成 28 年 4 月 1 日　～　平成 30 年 3 月 31 日
柴　田　浩　光	檜葉町消防団長	平成 28 年 5 月 18 日　～　平成 28 年 6 月 30 日
大　樂　勝　弘	鮫川村長	平成 28 年 8 月 3 日　～　平成 29 年 5 月 24 日
松　本　信　夫	葛尾村消防団長	平成 28 年 8 月 29 日　～　平成 30 年 3 月 31 日
前　後　　公	猪苗代町長	平成 29 年 5 月 25 日　～　令和 元年 6 月 5 日
松　本　幸　英	檜葉町長	平成 29 年 5 月 25 日　～　令和 元年 6 月 5 日
飯　沼　秀　敏	県消防保安課長	平成 30 年 4 月 1 日　～　令和 2 年 3 月 31 日
邊　見　友　雄	白河市消防団長	平成 30 年 6 月 1 日　～　令和 2 年 3 月 31 日
福　島　啓　嗣	会津若松市消防団長	平成 30 年 6 月 1 日　～　令和 2 年 3 月 31 日
深　谷　一　夫	県市町村行政課長	平成 31 年 4 月 18 日　～　令和 2 年 3 月 31 日
今　野　　修	県医師会常務理事	平成 31 年 4 月 22 日　～
久保木　正　大	泉崎村長	令和 元年 6 月 18 日　～　令和 3 年 6 月 1 日
大　堀　　武	新地町長	令和 元年 6 月 18 日　～　令和 3 年 6 月 1 日
鈴　木　俊　明	県消防保安課長	令和 2 年 4 月 1 日　～　令和 4 年 3 月 31 日
菅　野　　崇	県市町村行政課長	令和 2 年 4 月 1 日　～　令和 3 年 3 月 31 日
玉　木　幸　一	平田村消防団長	令和 2 年 6 月 23 日　～　令和 3 年 5 月 12 日
吉　田　秀　一	喜多方市消防団長	令和 2 年 6 月 23 日　～　令和 4 年 3 月 31 日
小　林　弘　文	県市町村行政課長	令和 3 年 4 月 8 日　～　令和 4 年 3 月 31 日
永　沼　一　夫	石川町消防団長	令和 3 年 6 月 8 日　～　令和 4 年 3 月 31 日
大　宅　宗　吉	南会津町長	令和 3 年 6 月 11 日　～　令和 4 年 4 月 30 日
坂　本　浩　之	三春町長	令和 3 年 6 月 11 日　～　令和 5 年 5 月 30 日
佐　藤　みゆき	県市町村行政課長	令和 4 年 6 月 6 日　～　令和 5 年 3 月 31 日
星　　明　彦	檜枝岐村長	令和 4 年 6 月 6 日　～　令和 5 年 5 月 28 日
髙　橋　伸　英	県消防保安課長	令和 4 年 6 月 10 日　～　令和 6 年 3 月 31 日
善　方　明　夫	須賀川市消防団長	令和 4 年 6 月 10 日　～　令和 6 年 3 月 31 日
皆　川　公　一	会津若松市消防団長	令和 4 年 6 月 10 日　～　令和 6 年 3 月 31 日
草　野　博　行	県市町村行政課長	令和 5 年 5 月 9 日　～
髙　橋　宣　博	桑折町長	令和 5 年 6 月 8 日　～
舟　木　幸　一	昭和村長	令和 5 年 6 月 8 日　～
椎　名　　勉	県消防保安課長	令和 6 年 4 月 1 日　～
原　　孝　一	棚倉町消防団長	令和 6 年 6 月 3 日　～
佐　藤　　正	喜多方市消防団長	令和 6 年 6 月 3 日　～

(2)　非常勤職員の公務災害補償等審査会委員

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
今　井　吉　之	弁護士	昭和54年 4 月 1 日　～　平成17年 7 月31日
石　渡　逸　郎	福島労働基準局労災補償課長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和55年3月31日
刈　米　重　夫	福島県立医科大学 内科第一講座教授	昭和54年 4 月 1 日　～　平成 元年 3 月31日
川　上　貞　夫	福島労働基準局労災補償課長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和58年 9 月 8 日
今　中　一　良	福島労働基準局労災補償課長	昭和58年 9 月 8 日　～　昭和60年 3 月31日
盛　　良　蔵	福島労働基準局労災補償課長	昭和60年 4 月 1 日　～　昭和62年 3 月31日
内　田　正　雄	福島労働基準局労災補償課長	昭和62年 4 月 1 日　～　昭和63年 3 月31日
安　部　英　忠	福島労働基準局労災補償課長	昭和63年 4 月 1 日　～　平成 2 年 3 月31日
高　柳　克　弘	福島労働基準局労災補償課長	平成 2 年 4 月 1 日　～　平成 4 年 3 月31日
丸　山　幸　夫	福島県立医科大学 内科学第一講座教授	平成 2 年11月 1 日　～　平成16年 3 月31日
保　坂　　篤	福島労働基準局労災補償課長	平成 4 年 4 月24日　～　平成 6 年 3 月31日
広　瀬　敏　三	福島労働基準局労災補償課長	平成 6 年 4 月26日　～　平成 9 年 3 月31日
泰　廣　太　郎	福島労働基準局労災補償課長	平成 9 年 4 月 1 日　～　平成11年 3 月31日
伊　藤　　進	福島労働基準局労災補償課長	平成11年 8 月 1 日　～　平成12年 3 月31日
山　崎　英　生	福島労働局労働基準部 労災補償課長	平成12年 4 月 1 日　～　平成13年 3 月31日
石　山　清　栄	福島労働局労働基準部 労災補償課長	平成13年 4 月 1 日　～　平成15年 3 月31日
村　野　卓　男	福島労働局労働基準部 労災補償課長	平成15年 4 月 1 日　～　平成17年 3 月31日
佐　藤　由起夫	福島県立医科大学 内科学第二講座教授	平成16年 5 月 6 日　～　平成17年 3 月31日
後　藤　　稔	福島労働局労働基準部 労災補償課長	平成17年 4 月18日　～　平成17年 7 月31日
大　内　真理子	福島労働局労働基準部 労災補償課長	平成20年11月 1 日　～　平成21年 3 月31日
沼　崎　邦　浩	福島県医師会常務理事	平成20年11月 1 日　～　平成23年10月31日
戸　川　　瑛	福島県弁護士会弁護士	平成20年11月 1 日　～　平成23年10月31日
村　上　恒　雄	福島労働局労働基準部 労災補償課長	平成21年 4 月 1 日　～　平成23年10月31日

(3)　非常勤職員の公務災害補償等認定委員会委員

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
石　田　光　夫	福島労働基準局労災補償課長補佐	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和55年 3 月31日
鈴　木　勇次郎	福島労働基準局労災補償課長補佐 福島労働者災害補償保険審査官	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和54年 6 月12日
直　江　良　昭	福島県人事委員会事務局長	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和54年 7 月19日
吉　田　　浩	福島県立医科大学 内科第二講座講師	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和56年 7 月31日
藤　原　正　敏	福島県立医科大学 整形外科助手	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和56年 7 月31日
立　沢　英　利	福島労働基準局 福島労働者災害補償保険審査官	昭和54年 6 月13日　～　昭和56年 3 月31日
中　木　康　男	福島県人事委員会事務局長	昭和54年 7 月20日　～　昭和55年 3 月31日
花　塚　繁　政	福島労働基準局労災補償課長補佐	昭和55年 4 月15日　～　昭和58年 9 月 8 日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
中　野　清　雄	福島県人事委員会事務局長	昭和55年 4 月24日　～　昭和57年 3 月31日
生　駒　行　康	福島労働基準局 福島労働者災害補償保険審査官	昭和56年 4 月10日　～　昭和57年 3 月31日
渡　辺　　真	福島県立医科大学 整形外科助教授	昭和56年 8 月 1 日　～　平成 2 年10月31日
長　沢　脩　一	福島県立医科大学 内科学第三講座講師	昭和56年 8 月 1 日　～　昭和58年11月30日
金　子　国　市	福島労働基準局 福島労働者災害補償保険審査官	昭和57年 4 月 1 日　～　昭和59年 3 月31日
中　川　治　男	福島県人事委員会事務局長	昭和57年 4 月19日　～　昭和58年 9 月 8 日
渡　辺　　昭	福島労働基準局労災補償課長補佐	昭和58年 9 月 8 日　～　昭和61年 3 月31日
影　山　喜　宏	福島県人事委員会事務局長	昭和58年 9 月13日　～　昭和60年 3 月31日
内　田　立　身	福島県立医科大学 第一内科助教授	昭和59年 1 月 4 日　～　平成 2 年10月31日
佐　藤　久　雄	福島労働基準局労災補償課長補佐	昭和59年 8 月 1 日　～　昭和61年 3 月31日
渡　辺　忠　男	福島人事委員会事務局長	昭和60年 4 月 1 日　～　昭和63年 3 月31日
山　形　仁　志	福島労働基準局労災補償課長補佐	昭和61年 4 月 1 日　～　昭和62年 3 月31日
岡　部　　佑	福島労働基準局 労働者災害補償保険審査官	昭和61年 4 月 1 日　～　平成 元年 3 月31日
東　城　恒　夫	福島労働基準局労災補償課長補佐	昭和62年 4 月 1 日　～　平成 元年 3 月31日
瀬　戸　清　彦	福島県人事委員会事務局長	昭和63年 4 月 1 日　～　平成 元年 3 月31日
斎　藤　孝　一	福島労働基準局労災管理調整官	平成 元年 4 月 1 日　～　平成 3 年 4 月 1 日
中　田　利　男	福島労働基準局 労働者災害補償保険審査官	平成 元年 4 月 1 日　～　平成 2 年 3 月31日
渡　辺　康　夫	福島県人事委員会事務局長	平成 元年 4 月 1 日　～　平成 2 年 3 月31日
佐　藤　貞　夫	福島県人事委員会事務局長	平成 2 年 4 月 1 日　～　平成 3 年 9 月 4 日
玉　手　賢　一	福島労働基準局 労働者災害補償保険審査官	平成 2 年 4 月 1 日　～　平成 3 年 4 月 1 日
大和田　憲　司	福島県立医科大学 内科学第一講座助教授	平成 2 年11月 1 日　～　平成 2 年12月31日
渡　辺　栄　一	福島県立医科大学 整形外科学講座助手	平成 2 年11月 1 日　～　平成10年 3 月31日
木　村　秀　夫	福島県立医科大学 内科学第一講座講師	平成 3 年 2 月26日　～　平成 4 年 4 月 1 日
村　上　和　雄	福島労働基準局労災管理調整官	平成 3 年 7 月 5 日　～　平成 4 年 4 月 1 日
宍　戸　照　明	福島労働基準局 労働者災害補償保険審査官	平成 3 年 7 月 5 日　～　平成 5 年 4 月 1 日
赤　塚　正　男	福島県人事委員会事務局長	平成 3 年 9 月20日　～　平成 5 年 3 月31日
引　地　　豊	福島労働基準局労災管理調整官	平成 4 年 4 月24日　～　平成 6 年 4 月 1 日
樋　口　利　行	福島県立医科大学 内科学第一講座講師	平成 4 年10月 5 日　～　平成 7 年 7 月　　日
渡　部　静　彦	福島労働基準局 労働者災害補償保険審査官	平成 5 年 4 月30日　～　平成 7 年 4 月 1 日
菊　地　信　幸	福島県人事委員会事務局長	平成 5 年 4 月30日　～　平成 6 年 3 月31日
高　橋　貞　夫	福島労働基準局労災管理調整官	平成 6 年 4 月26日　～　平成 7 年 4 月 1 日
安　藤　通　弘	福島県人事委員会事務局長	平成 6 年 4 月26日　～　平成 7 年 3 月31日
目　迫　　仁	福島朗号基準局労災管理調整官	平成 7 年 4 月18日　～　平成 8 年 3 月31日
山　崎　忠　成	福島労働基準局 労働者災害補償保険審査官	平成 7 年 4 月18日　～　平成 8 年 3 月31日
小　沢　正　剛	福島県人事委員会事務局長	平成 7 年 4 月18日　～　平成 9 年 3 月31日

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
七　島　　勉	福島県立医科大学 内科学第一講座講師	平成 7 年10月 3 日　～　平成14年 3 月31日
門　馬　恒　見	福島労働基準局労災管理調整官	平成 8 年 4 月19日　～　平成10年 3 月31日
木　村　光　男	福島労働局 労働者災害補償保険審査官	平成 8 年 4 月19日　～　平成10年 3 月31日
宍　戸　正　照	福島県人事委員会事務局長	平成 9 年 4 月 1 日　～　平成10年 3 月31日
南　澤　大二郎	福島県人事委員会事務局長	平成10年 4 月 1 日　～　平成11年 3 月31日
飛知和　邦　夫	福島労働基準局労災管理調整官	平成10年 4 月 1 日　～　平成11年 3 月31日
佐　藤　憲　一	福島労働基準局 労働者災害補償保険審査官	平成10年 4 月 1 日　～　平成11年 3 月31日
	福島労働基準局労災管理調整官	平成11年 4 月 1 日　～　平成12年 3 月31日
菊　地　臣　一	福島県立医科大学 整形外科学講座教授	平成10年 4 月 1 日　～　平成17年 7 月31日
小　山　　昭	福島県人事委員会事務局長	平成11年 4 月 1 日　～　平成12年 3 月31日
中　村　　功	福島労働基準局 労働者災害補償保険審査官	平成11年 4 月 1 日　～　平成12年 3 月31日
	福島労働局労災管理調整官	平成12年 4 月 1 日　～　平成13年 3 月31日
小　野　守　雄	福島労働局 労働者災害補償保険審査官	平成12年 4 月 1 日　～　平成14年 3 月31日
菅　野　純　紘	福島県人事委員会事務局長	平成12年 4 月 1 日　～　平成13年 3 月31日
米　倉　利　昭	福島県人事委員会事務局長	平成13年 4 月 1 日　～　平成16年 3 月31日
新井田　守　男	福島労働局労災管理調整官	平成13年 4 月 1 日　～　平成14年 3 月31日
中　澤　敏　弘	福島県立医科大学 内科学第一講座助手	平成14年 4 月 1 日　～　平成14年12月31日
小　野　芳　孝	福島労働局労災管理調整官	平成14年 4 月 1 日　～　平成15年 3 月31日
星　　利喜意	福島労働局 労働者災害補償保険審査官	平成14年 4 月 1 日　～　平成15年 3 月31日
小　林　忠　雄	福島労働局労災管理調整官	平成15年 4 月 1 日　～　平成16年 3 月31日
大　内　真理子	福島労働局 労働者災害補償保険審査官	平成15年 4 月 1 日　～　平成16年 5 月31日
	福島労働局労災管理調整官	平成16年 4 月 1 日　～　平成17年 7 月 31日
三　次　　実	福島県立医科大学 内科学第二講座助手	平成15年 4 月 1 日　～　平成17年 7 月 31日
皆　川　雅　広	福島労働局 労働者災害補償保険審査官	平成16年 4 月 1 日　～　平成17年 7 月 31日
	福島労働局労災管理調整官	平成20年11月 1 日　～　平成21年 3 月 31日
瀬　戸　明　人	福島県人事委員会事務局長	平成16年 4 月 1 日　～　平成17年 7 月 31日
菊　池　基　文	福島県町村会副会長	平成20年11月 1 日　～　平成21年 5 月27日
吉　田　　守	福島労働局 労働者災害補償保険審査官	平成20年11月 1 日　～　平成23年10月31日
土　屋　繁　之	福島県医師会常任理事	平成20年11月 1 日　～　平成23年10月31日
齋　藤　弘　子	福島県職員厚生課長	平成20年11月 1 日　～　平成21年 3 月31日
横　田　秀　雄	福島労働局労災管理調整官	平成21年 4 月 1 日　～　平成23年10月31日
水　野　成　夫	福島県福利厚生室長	平成21年 4 月 1 日　～　平成21年 8 月 3 日
須　藤　一　夫	福島県町村会副会長	平成21年 5 月27日　～　平成23年10月31日
津　金　要　雄	福島県町村会理事	平成21年 8 月24日　～　平成23年10月31日
荒　木　　貢	福島県弁護士会　弁護士	令和 元年12月 1 日　～
今　野　　修	福島県医師会　常任理事	令和 元年12月 1 日　～

氏　　名	職　　名	在　　任　　期　　間
木　戸　孝　良	福島労働局 労働者災害補償保険審査官	令和 元年12月 1 日　～　令和 2 年 3 月31日
佐　藤　清　一	地方公務員災害補償基金 福島県支部　　事務長	令和 元年12月 1 日　～　令和 2 年 3 月31日
鈴　木　久　一	福島県町村議会議長会副会長 (磐梯町議長)	令和 元年12月 1 日　～　令和 3 年 6 月 3 日
宗　像　京　子	福島労働局 労働者災害補償保険審査官	令和 2 年 4 月 1 日　～　令和 3 年 3 月31日
橋　本　達　弥	地方公務員災害補償基金 福島県支部　　事務長	令和 2 年 4 月 1 日　～　令和 4年 3 月31日
二　見　一　亮	福島労働局 労働者災害補償保険審査官	令和 3 年 4 月 1 日　～　令和 5年 3 月31日
片　平　秀　雄	福島県町村議会議長会副会長 (桑折町議長)	平成 4 年 2 月 3 日　～　令和 5 年 6 月 5 日
吉　田　千津子	地方公務員災害補償基金 福島県支部　　事務長	令和 4 年 4 月 1 日　～　令和 5 年 3 月31日
鈴　木　孝　春	福島労働局 労働者災害補償保険審査官	令和 5 年 4 月 1 日　～　令和 6 年 3 月31日
後　藤　康　治	地方公務員災害補償基金 福島県支部　　事務長	令和 5 年 4 月 1 日　～
吉　岡　健太郎	福島県町村議会議長会副会長 (大熊町議長)	令和 5 年 6 月22日　～　令和 5 年11月19日
菊　田　眞　也	福島労働局 労働者災害補償保険審査官	令和 6 年 4 月 1 日　～
伊　藤　哲　雄	福島県町村議会議長会副会長 (双葉町議長)	令和 6 年 5 月 8 日　～

8　事務局職員

(1)　収入役

氏　名	在　任　期　間	摘　要
猪狩道夫	昭和54年4月3日　～　昭和58年4月2日	(就職昭和35年4月21日～)

(2)　事務局長

氏　名	在　任　期　間	摘　要
黒澤三郎	昭和54年4月1日　～　昭和61年3月31日	県町村会事務局長兼務
岡崎和夫	昭和61年4月1日　～　平成2年3月31日	
佐藤　博	平成2年4月2日　～　平成9年5月31日	
井浦　眞	平成9年6月1日　～　平成13年7月2日	
笠井　整	平成13年7月3日　～　平成17年7月2日	
小関和男	平成17年7月3日　～　平成21年6月30日	
馬場恒郎	平成21年7月1日　～　平成24年3月31日	県町村会事務局長兼務
	平成24年4月1日　～　平成28年3月31日	
貝沼幹夫	平成28年4月1日　～　平成31年3月31日	
菊地邦彰	平成31年4月1日　～	

(3)　事務局次長

氏　名	在　任　期　間	摘　要
岡崎和夫	昭和54年4月1日　～　昭和55年9月30日	(昭和53年4月1日県派遣～)
	昭和55年10月2日　～　昭和61年3月31日	
佐藤和夫	平成元年4月1日　～　平成4年3月31日	(県派遣・平成2年4月1日～総務課長兼務)
	平成4年4月1日　～　平成8年3月31日	(総務課長兼務)
須田正巳	平成8年4月1日　～　平成12年3月31日	(総務課長兼務)
加藤一三	平成15年4月1日　～　平成18年3月31日	(県派遣・総務課長兼務)
宍戸正幸	平成22年4月1日　～　平成26年3月31日	(総務課長兼務)
栗城勝一	平成26年4月1日　～　平成30年3月31日	(総務課長兼務)
須田俊幸	平成30年4月1日　～　令和4年3月31日	(総務課長兼務)
吉野とみ江	令和4年4月1日　～　令和6年3月31日	(総務課長兼務)(就職昭和60年9月2日～)

(4)　総務課長

氏　名	在　任　期　間	摘　要
鈴木教弘	昭和54年4月1日　～　昭和60年3月31日	(県派遣)
菊地　靜	昭和60年4月1日　～　昭和62年3月31日	(県派遣)
戸浪正孝	昭和62年4月1日　～　平成元年3月31日	(県派遣)
西澤重雄	平成元年4月1日　～　平成2年3月31日	
小松憲弘	平成12年4月1日　～　平成15年3月31日	(県派遣)
土田弘儀	平成18年4月1日　～　平成22年3月31日	
三星裕介	令和6年4月1日　～	(就職平成27年4月1日～)

(5)　経　理　課　長

氏　　名	在　　任　　期　　間	摘　　要
皆　川　健　一	昭和58年10月 1 日　～　昭和61年 3 月31日	(県派遣)
梅　津　芳　彦	昭和61年 4 月 1 日　～　昭和63年 3 月31日	(県派遣)
西　沢　重　雄	昭和63年 4 月 1 日　～　平成 元年 3月31日	(県派遣)

(6)　消防補償課長

氏　　名	在　　任　　期　　間	摘　　要
土　田　弘　儀	平成22年 4 月 1 日　～　平成28年3月31日	(就職昭和49年4月8日～)

(7)　職　　員

職　名	氏　　名	在　　任　　期　　間	摘　　要
主　　査	金　澤　　浩	平成10年 4 月 1 日　～	
主　　査	佐　藤　康　久	平成28年 4 月 1 日　～	
主　　査	大　友　晴　香	平成28年 4 月 1 日　～	
副 主 査	小　針　郁　恵	令和 4 年 4 月 1 日　～	
主　　事	尾　形　慶　子	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和58年 3 月31日	(出向昭和53年4月1日～)
主　　事	村　上　キ　イ	昭和54年 4 月 1 日　～　昭和60年 8 月12日	(就職昭和50年2月1日～)
主任主査	市　川　新　吾	平成21年 4 月 1 日　～　平成24年 3 月31日	(県派遣)
主任主査	水　野　賢　一	平成24年 4 月 1 日　～　平成25年 3 月31日	(県派遣)
課長補佐	黒　澤　晴　子	昭和54年 4 月 1 日　～　平成22年 3 月31日	(就職昭和48年4月1日～)
主　　事	阿　部　正　明	昭和61年 4 月 1 日　～　平成23年 3 月31日	
主　　事	根　本　小　織	平成25年 4 月 1 日　～　平成28年 3 月31日	
嘱 託 員	菅　野　知　行	平成23年 4 月 1 日　～　平成28年 3 月31日	